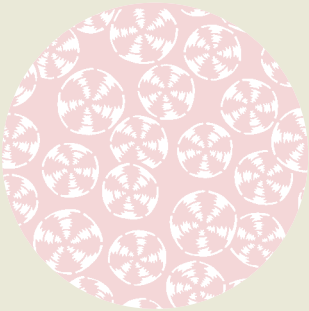


三木市立地適正化計画

令和7年3月



三木市

ごあいさつ

全国的に人口減少が進み、少子高齢社会である現在、多くの都市において、持続可能で誰もが安心して住み続けられるまちづくりの実現が求められています。

本市も例外ではなく、高齢化率の上昇が続く中、人口は継続的に減少しており、20年後には約5万3千人になると推計されています。これは、自由が丘や緑が丘の団地開発が始まった頃の、昭和50年前後の当市と同程度の人口規模です。



さて、昨年、市制施行70周年を迎えた本市は、3大地域資源である400年以上の歴史を持つ大工道具を中心とした「三木金物」、生産量・品質ともに日本一を誇る酒米「山田錦」、西日本一多い25カ所のゴルフ場を有する「ゴルフのまち」に加え、全国規模の馬術大会が開催される「三木ホースランドパーク」、さらに、広域防災拠点の兵庫県広域防災センターや振動実験施設（Eーディフェンス）、実大免震試験機（Eーアインソレーション）がある「防災のまち」など、多彩な資源を有しています。

また、山陽自動車道、中国自動車道、舞鶴若狹自動車道の高速道路網や神戸、大阪へのアクセスの良さがあしながら、自然豊かな住みよい環境の整った「住みやすいトカイナカ」としての魅力も評価されています。

この素晴らしい環境に磨きをかけ、将来にわたりまちの活力を保ち続けると共に、様々な世代の方にとって快適で魅力的なまちづくりを推進するため「三木市立地適正化計画」を策定しました。

今後は本計画に基づいて、社会情勢の変化にしっかりと対応しながら、「誇りを持って暮らせるまち三木」を目指したまちづくりを進めて参りますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、三木市立地適正化計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様、並びに多大なるご尽力を賜りました都市計画審議会委員の皆様にご心から厚くお礼を申し上げます。

2025（令和7）年3月

三木市長

仲田一彦

目 次

第1章	立地適正化計画の概要	1
1—1.	立地適正化計画制度の創設までの背景	3
1—2.	立地適正化計画とは	3
1—3.	立地適正化計画で定める主な項目	4
1—4.	三木市立地適正化計画の策定にあたって	5
第2章	三木市の現況と課題	7
2—1.	現況調査	9
2—2.	市民意向の把握	45
2—3.	本計画により解決すべき課題の整理	58
第3章	三木市立地適正化計画の基本的な方針	61
3—1.	まちづくりの方針	63
3—2.	誘導方針	63
3—3.	目指すべき都市の骨格構造	65
第4章	誘導区域及び都市機能誘導施設	67
4—1.	誘導区域	69
4—2.	都市機能誘導施設	77
第5章	誘導施策	87
5—1.	誘導施策の設定に関する方針	89
5—2.	誘導施策の展開	89
第6章	防災指針	91
6—1.	防災指針の概要	93
6—2.	災害リスクの整理・分析	94
6—3.	課題の抽出	103
6—4.	誘導区域の精査・見直し	103
6—5.	防災まちづくりの取組方針	104
第7章	計画の指標と進行管理	107
7—1.	計画の指標	109
7—2.	進行管理	110
7—3.	届出制度	111
資料編	策定の経緯・用語集	113
資料—1.	策定の経緯	115
資料—2.	用語集	116

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

資料編

立地適正化計画の概要

【注意事項】

「播州三木染形紙」

ギャラリー湯の山みち所蔵

©無断での複製、複写、転載を禁じます。

1-1 立地適正化計画制度の創設までの背景

これまで多くの都市は、経済の高度成長と人口増加を背景に郊外開発が進み、市街地が拡大してきました。しかし、近年、人口減少や少子高齢化が急速に進行しており、拡大した市街地をそのまま放置すると、これまで人口の集積によって支えられてきた医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービスが将来、現水準を維持できなくなる心配があります。

また、市街地の拡大に合わせて整備してきた道路や下水道等は、現在、老朽化が進んでおり、財政状況が厳しくなる中、これらの老朽化したインフラへの対応も急務です。

そこで、今後の都市づくりにおいては、市民が医療や福祉、子育て支援等の生活サービスを円滑に利用でき、誰もが安心して暮らせる魅力的なまちづくりを進めることに加え、経済面・財政面で効率的な都市経営を行い、環境に配慮した都市を実現し、災害に強いまちづくりを推進することで、住み続けられる「持続可能な都市」へと転換することが必要です。

このためには、都市全体を見渡し、市民が便利に暮らせるようなまとまりのある地域を定め、居住や都市機能を誘導するとともに、それらを結ぶ公共交通ネットワークを構築する必要があります。

このような背景を踏まえて、2014(平成26)年に法律(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律)が施行され、各市町村が抱える課題の解決を図るため、立地適正化計画制度が創設されました。

1-2 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として、都市再生特別措置法第81条に規定されている都市計画の制度です。

人口減少・少子高齢化が進む中、高齢者でも出歩きやすく健康で快適な生活を確保し、子育て世代等の若年層にも魅力的なまちにすること、また経済面・財政面で持続可能な都市運営を可能にすること、環境に配慮したまちを実現すること、災害に強いまちづくりの推進等が求められます。

そのためには、都市全体の構造を見直し、居住や医療・商業施設等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が徒歩や拠点間を結ぶ公共交通により、生活サービスにアクセスできるまちづくりの推進が不可欠です。

都市機能の維持・確保や居住の誘導は、短期間で実現するものではなく、計画的に進めていくべきものであり、また、居住の誘導等を推進する際には、市の中心部のみに誘導しようとするのではなく、市のなりたちや市街地形成の歴史的背景等も踏まえ、誘導することが重要です。

なお、全ての者が居住誘導区域に移り住むことを目的とするものではありません。

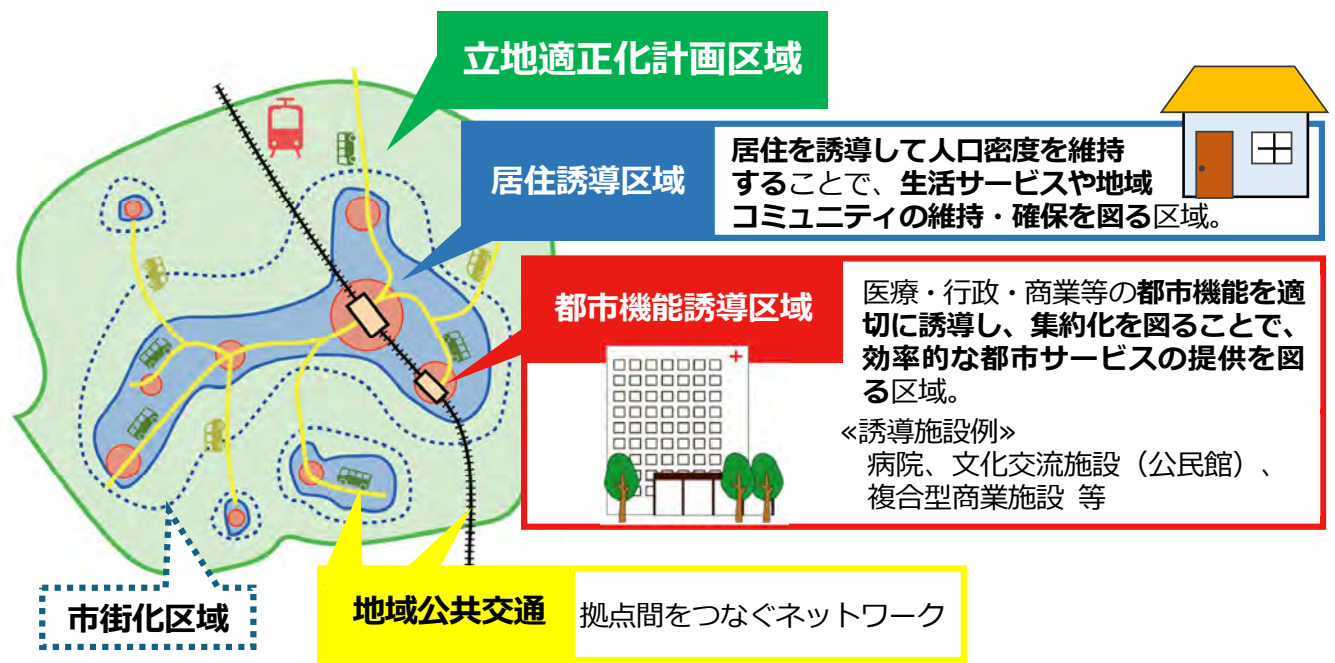


図 1-1 立地適正化計画のイメージ

1-3 立地適正化計画で定める主な項目

立地適正化計画で定める主な項目及びそれぞれの定める内容は、以下のとおりです。

表 1-1 立地適正化計画で定める主な項目と定める内容

主な項目	定める内容
(1) 対象区域	立地適正化計画でどこを対象にするのかを定める
(2) 立地適正化の基本的な方針	どのようなまちを目指していくのかを定める
(3) 居住誘導区域	一定以上の人口密度を目指す区域を定める
(4) 都市機能誘導区域	病院や大型店舗等の施設の立地を目的とする区域を定める
(5) 誘導施設	具体的にどのような施設を誘導するのかを定める
(6) 居住誘導や都市機能誘導を進めるための施策	一定以上の人口密度を目指すため、また施設を誘導するために必要な施策を定める
(7) 防災指針	災害に強いまちを実現するためにどのような対策をするのかを定める

1-4 三木市立地適正化計画の策定にあたって

三木市（以後、本市という）においても、人口減少・少子高齢化等の進行が予測されており、市民の利用により支えられていた身近な商業施設の閉店等による生活利便性の低下、賑わいの喪失が懸念されます。

財政面においても、社会保障費や公共施設の維持・管理・更新費等の行政コストが増大し、財政状況が悪化することも懸念されます。

さらには、近年、激甚化・頻発化する自然災害に対応したまちづくりや地球温暖化が進むなか、持続可能な都市の実現のため、環境に配慮したまちづくりが求められています。

これらのことを踏まえて、長期的な時間軸で将来を見据えたまちづくりを進めていく必要があることから、立地適正化計画を策定します。

なお、前述「1-3（2）から（7）」に記載の主な項目については、第2章の本市の現況調査及び市民意向の把握より導き出した課題に基づき第3章以降で定めます。

（1）計画期間

三木市立地適正化計画（以後、本計画という）は、おおむね20年後を見据えて、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間の計画期間として策定します。

（2）計画の対象区域

立地適正化計画の対象区域は、都市計画区域（都市計画法第4条第2項）とすることが基本とされています。

本市には東播都市計画区域と吉川都市計画区域がありますが、吉川都市計画区域は、吉川支所を中心に施設がまとまり、近年のデマンド型交通等による吉川支所周辺へのアクセス性が確保されている等、現時点では計画の対象区域に含めず、東播都市計画区域のみを対象区域とします。

しかしながら、本市全体の将来を展望し、対象区域外の暮らしも視野に入れた計画とすることが重要であることから、第2章の現況調査については、対象区域外も含めた全市での調査を行います。



図1-2 本計画の対象区域

(3) 計画の位置付け

本計画は、都市計画の制度を用いて都市の将来像の実現を目指す三木市都市計画マスタープランの一部とみなされ、本市の市政を推進する様々な計画の最上位となる三木市総合計画及び東播磨都市計画区域の中長期的な方向性を示す兵庫県の東播磨地域都市計画区域マスタープランに即します。

また、立地適正化計画の取組は、様々な関係施策との連携が必要なため、三木市地域公共交通計画や三木市公共施設等総合管理計画等の関連計画と連携・整合させます。

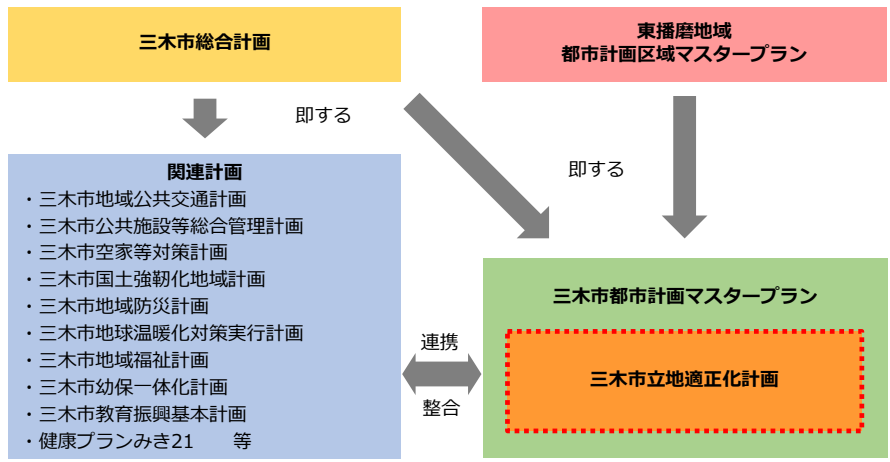


図 1-3 計画の位置付け

(4) SDGs との関係

「SDGs（持続可能な開発目標）」とは、2030（令和 12）年のあるべき姿として 2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された世界を変えるための目標です。

基本的な視点である「誰一人取り残さない」という観点のもと設定された 17 の目標のうち、本計画は、三木市 SDGs 未来都市計画に基づき「11 住み続けられるまちづくりを」及び「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を優先的なゴールターゲットとする他、「3 すべての人に健康と福祉を」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」にも関連しています。



図 1-4 持続可能な開発目標

※赤枠は本計画に関連する目標

第 2 章

第 1 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

資料編

三木市の現況と課題

【注意事項】

「播州三木染形紙」

ギャラリー湯の山みち所蔵

©無断での複製、複写、転載を禁じます。



第2章

三木市の現況と課題

2

1

現況調査

(1) 市のなりたち

本市は、古くからの歴史と文化が深く根ざしたまちです。室町時代より美囊川沿いに立地した三木城を中心に城下町が形成され、戦国時代には三木合戦の舞台となりました。

江戸時代には、金物の生産が盛んになり「金物の町」として全国にその名を知られるようになり、現在も伝統的な金工技術は受け継がれ、本市の重要な産業の一つとなっています。

明治から昭和にかけての交通網の整備や産業の発展により人口も増加し、1954（昭和29）年に市制を施行しました。その後、高度成長期には神戸市や阪神間のベッドタウンとして、神戸電鉄粟生線緑が丘駅から志染駅北側の丘陵地で大規模な住宅開発が行われ、人口が急増しました。そして2005（平成17）年に吉川町を編入合併し、現在の市域となっています。

本市は、歴史と文化を大切に、伝統的な産業を守りつつ、ひょうご情報公園都市第2期産業団地整備等の新たな産業団地の開発にも力を入れており、住みやすいまちづくりを目指しています。



湯の山街道



三木市制祝賀式典



住宅開発が行われた緑が丘、自由が丘、青山



三木市・吉川町合併記念式典

(2) 人口

1) 人口推移

本市の人口の推移をみると、1996（平成 8）年まで増加した後に減少傾向となり、2005（平成 17）年の旧吉川町との合併を機に人口は 8 万人を超過（83,791 人）しましたが、その後も減少し、2014（平成 26）年には 8 万人を割り（79,838 人）、2023（令和 5）年（74,220 人）は、合併前の 1989（平成元）年（75,505 人）より下回っています。

世帯数については、継続して増加傾向であり、2023（令和 5）年（34,628 世帯）は、1989（平成元）年（21,620 世帯）と比較して 60%（13,008 世帯）増加しています。

世帯人員は、1989（平成元）年の 3.49 人 / 世帯から 2023（令和 5）年には 2.14 人 / 世帯にまで減少し、夫婦のみ・夫婦とその未婚の子どもからなる核家族や単身世帯が増加しています。

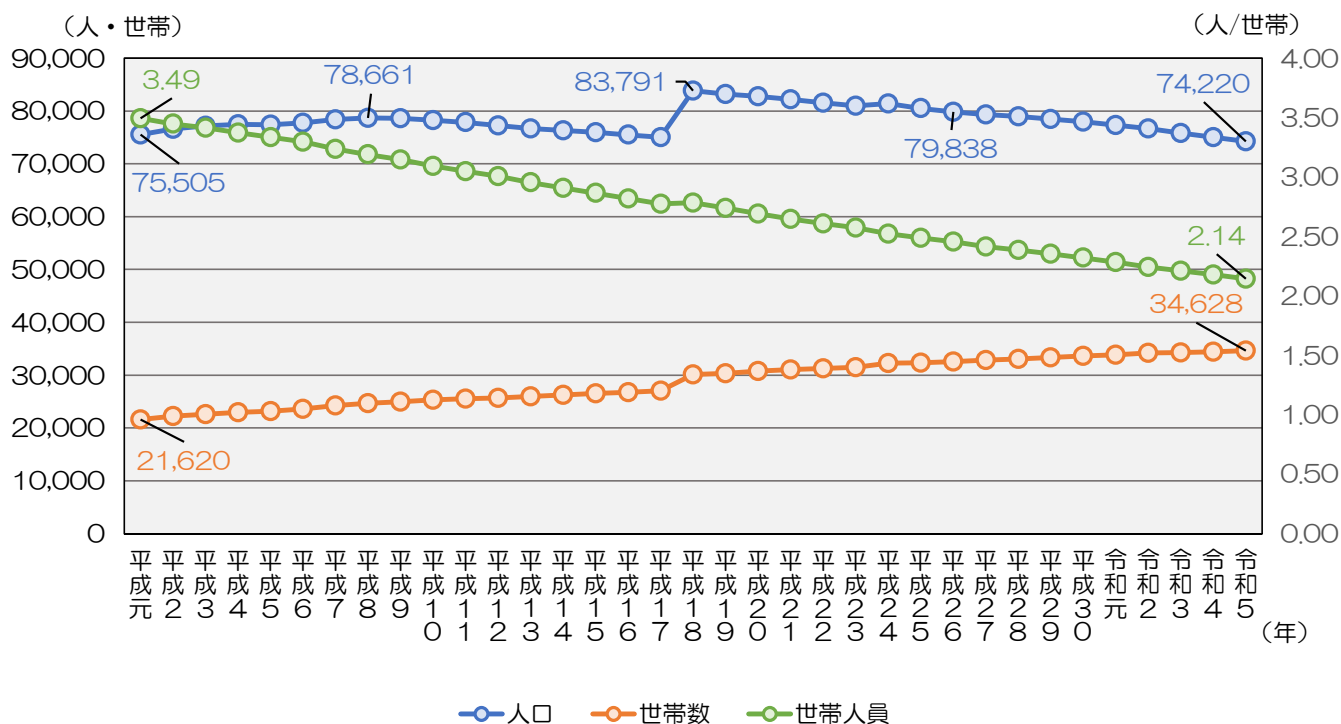


図 2-1 総人口及び総世帯数の推移

資料：三木市統計書

2) 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所（以後、社人研という）が発表した日本の地域別将来推計人口（2023（令和 5）年推計）によると、本市の人口は今後も減少が続くと予測されており、図 2-2 より 2020（令和 2）年の実績（75,294 人）から 20 年後の 2040（令和 22）年には約 23%（17,514 人）減少した 57,780 人になると推計されています。

人口が減少すると同時に、高齢化率の上昇、年少人口比率の低下の傾向も続き、図 2-3 より 2040（令和 22）年には高齢化率が 42.7% となり、その後、生産年齢人口比率にほぼ並ぶと推察されます。

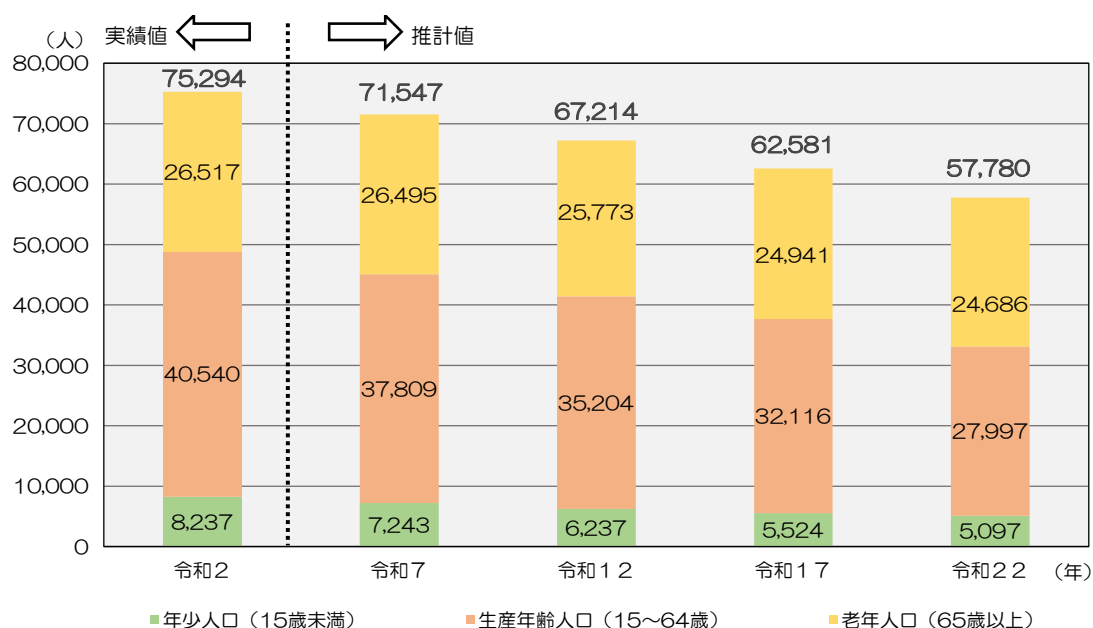


図 2-2 年齢三区分別人口の推移

資料：社人研 2023（令和 5）年推計、国勢調査

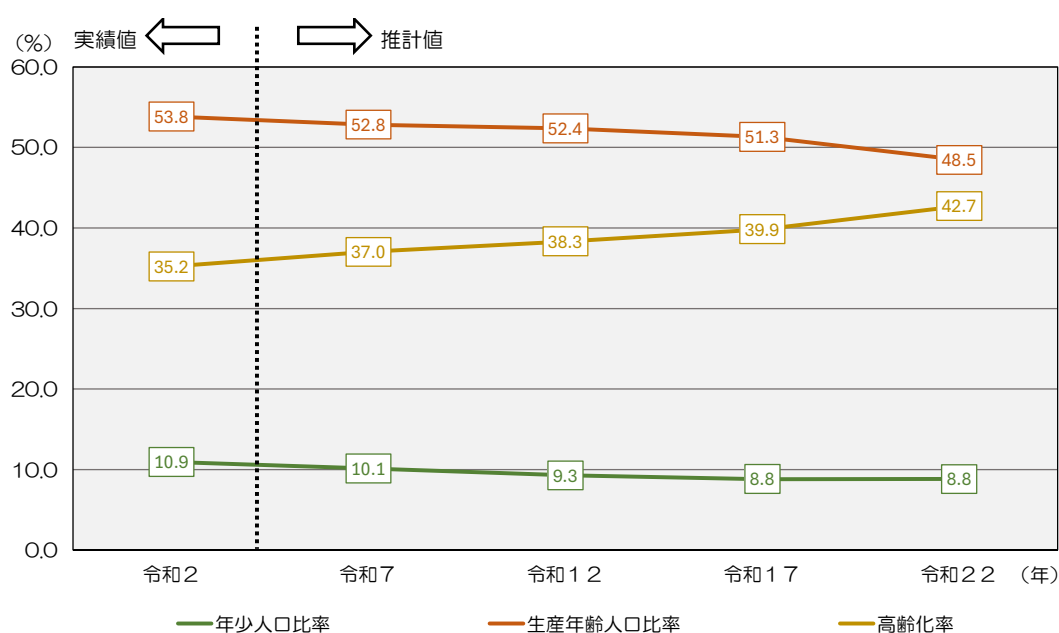


図 2-3 年齢三区分別人口割合の推移

資料：社人研 2023（令和 5）年推計、国勢調査

3) 区域別人口及び人口密度

2020（令和2）年の国勢調査から行政区域に占める人口割合をみると、図2-4より東播都市計画区域は86.5%（65,118人）であり、吉川都市計画区域は9.1%（6,872人）、都市計画区域外は4.4%（3,304人）となっています。図2-5より東播都市計画区域に占める人口割合をみると、市街化区域は82.8%（53,933人）であり、市街化調整区域は17.2%（11,185人）となっています。

2020（令和2）年の人口密度をみると、図2-6より東播都市計画区域は8.7人/ha、吉川都市計画区域は1.2人/ha、都市計画区域外は0.7人/ha、図2-7より市街化区域は42.9人/ha、市街化調整区域は1.8人/haとなっています。

2030（令和12）年の行政区域に占める人口割合をみると、図2-4より東播都市計画区域は86.0%（54,922人）であり、吉川都市計画区域は9.4%（5,996人）、都市計画区域外は4.6%（2,956人）となっています。図2-5より東播都市計画区域に占める人口割合をみると、市街化区域は82.2%（45,168人）であり、市街化調整区域は17.8%（9,754人）となっています。

2030（令和12）年の人口密度をみると、図2-6より東播都市計画区域は7.4人/ha、吉川都市計画区域は1.1人/ha、都市計画区域外は0.6人/ha、図2-7より市街化区域は35.9人/ha、市街化調整区域は1.6人/haとなっています。

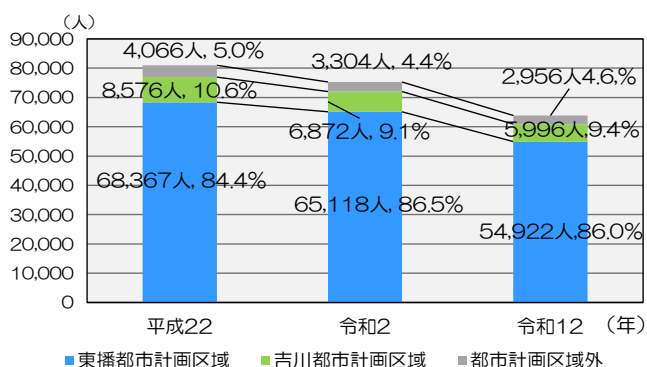


図 2-4 都市計画区域別人口

資料：社人研 2018（平成 30）年推計、国勢調査

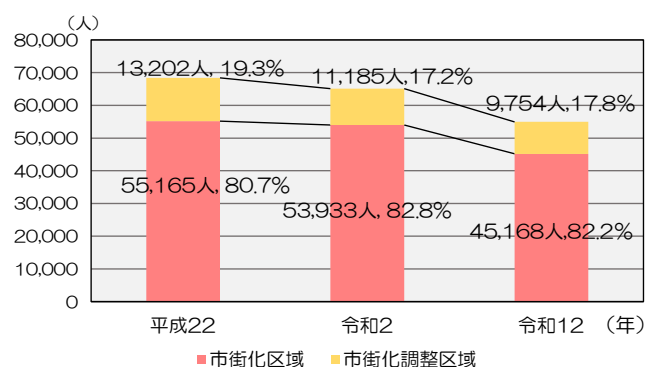


図 2-5 区域区分別人口

資料：社人研 2018（平成 30）年推計、国勢調査

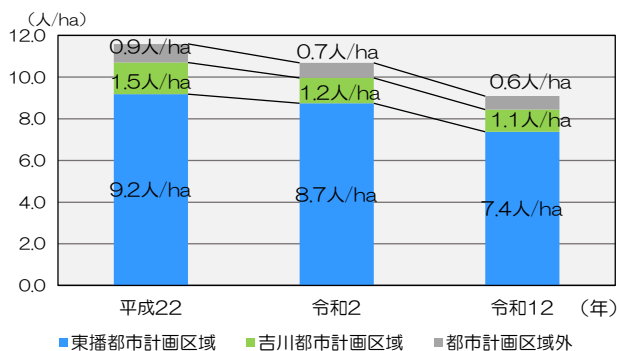


図 2-6 都市計画区域別人口密度

資料：社人研 2018（平成 30）年推計、国勢調査

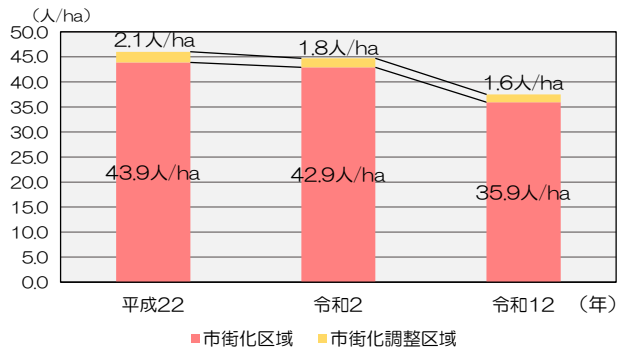


図 2-7 区域区分別人口密度

資料：社人研 2018（平成 30）年推計、国勢調査

4) 転入・転出

転入・転出をみると、図 2-9 より全ての年代が転出超過であり、図 2-8 より特に 20 代から 30 代前半の転出者は 1,100 人を越えています。

転入・転出の状況を自治体別にみると、図 2-10 及び図 2-11 よりどちらも神戸市との結びつきが最も強く、神戸市からの転入者は 1,641 人、神戸市への転出者は 1,526 人であり転入超過となっています。

その他、本市と同じく東播都市計画区域内の明石市・加古川市・加東市や県内の姫路市・西宮市・三田市に加え、県外である大阪市との結びつきもみられます。

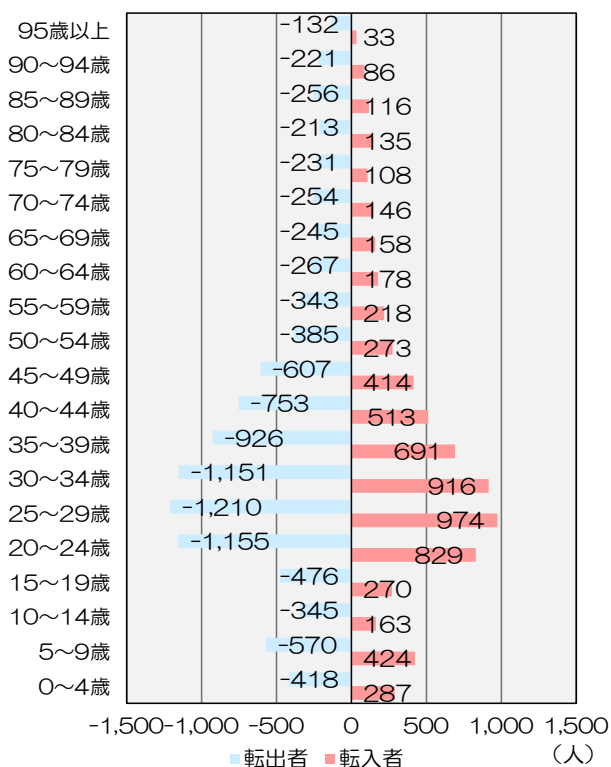


図 2-8 年齢階級別転出入 (令和 2 年)

資料：国勢調査

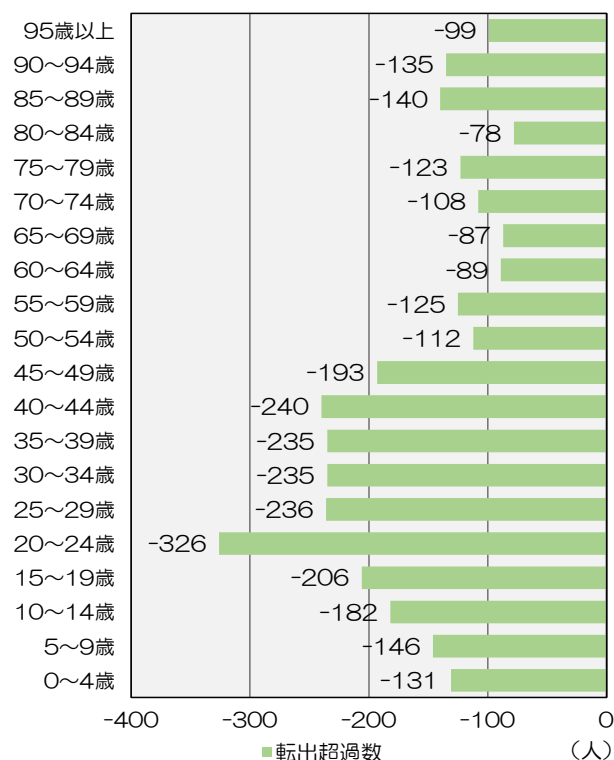


図 2-9 年齢階級別転出超過 (令和 2 年)

資料：国勢調査

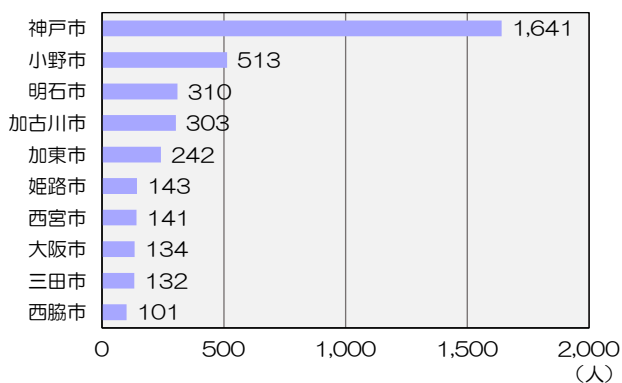


図 2-10 転入元の自治体
(上位 10 市・令和 2 年)

資料：国勢調査

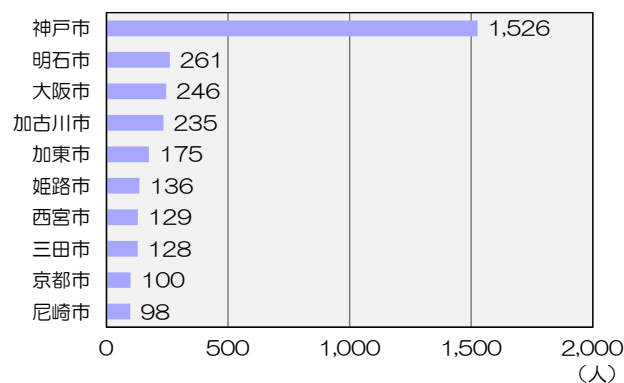


図 2-11 転出先の自治体
(上位 10 市・令和 2 年)

資料：国勢調査

5) 通勤・通学

通勤と通学の状況を自治体別にみると、どちらも神戸市・小野市との移動が多くみられます。

通勤の流出超過は神戸市・加東市であり、通学の流出超過は神戸市・加古川市・姫路市・三田市・大阪市となっています。

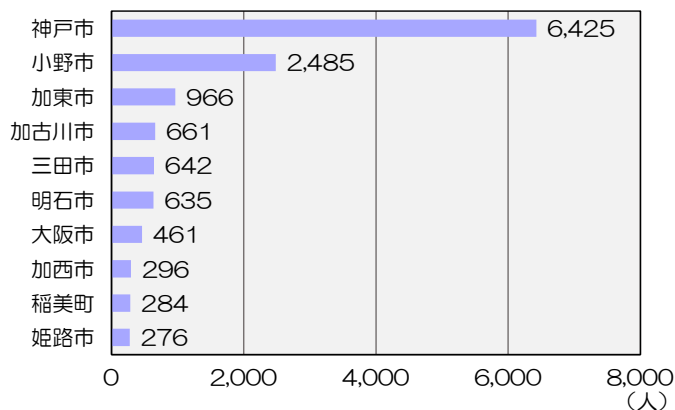


図 2-12 通勤先の自治体
(上位 10 市町・令和 2 年)

資料：国勢調査

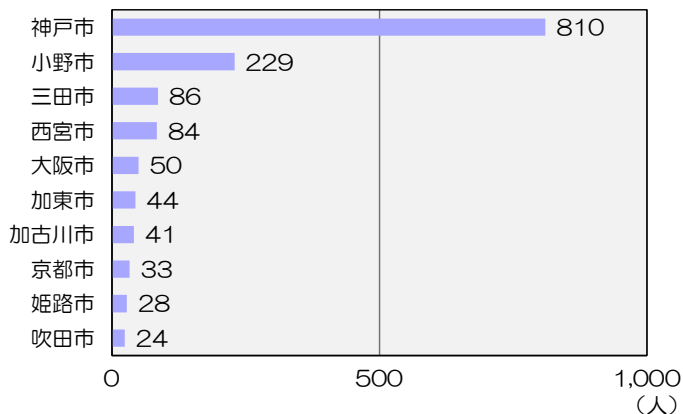


図 2-13 通学先の自治体
(上位 10 市・令和 2 年)

資料：国勢調査

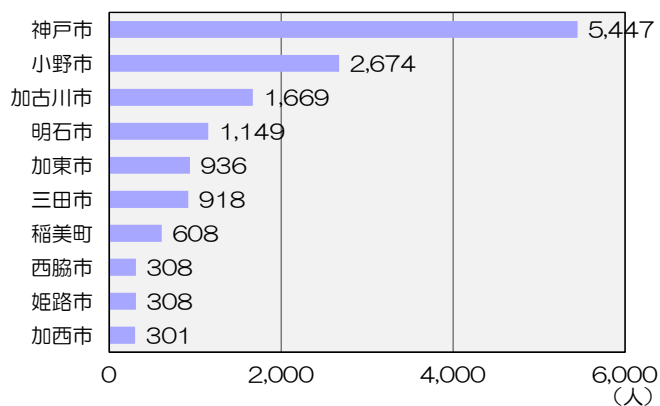


図 2-14 通勤元の自治体
(上位 10 市町・令和 2 年)

資料：国勢調査

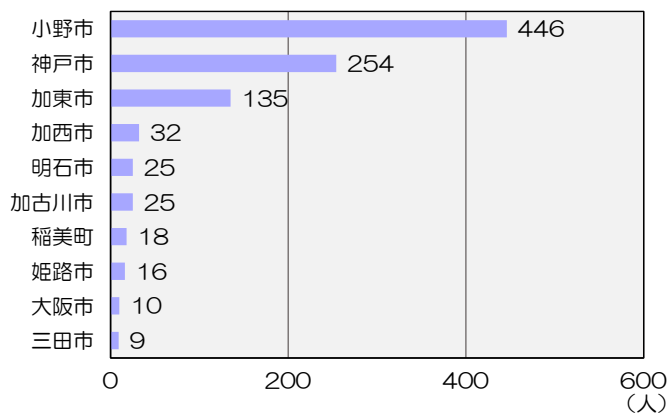


図 2-15 通学元の自治体
(上位 10 市町・令和 2 年)

資料：国勢調査

6) 人口分布

2020（令和2）年の100mメッシュ別の人口分布をみると、市街化区域内の恵比須駅周辺から緑が丘駅周辺にかけて60人以上の赤色系のメッシュが集中しています。

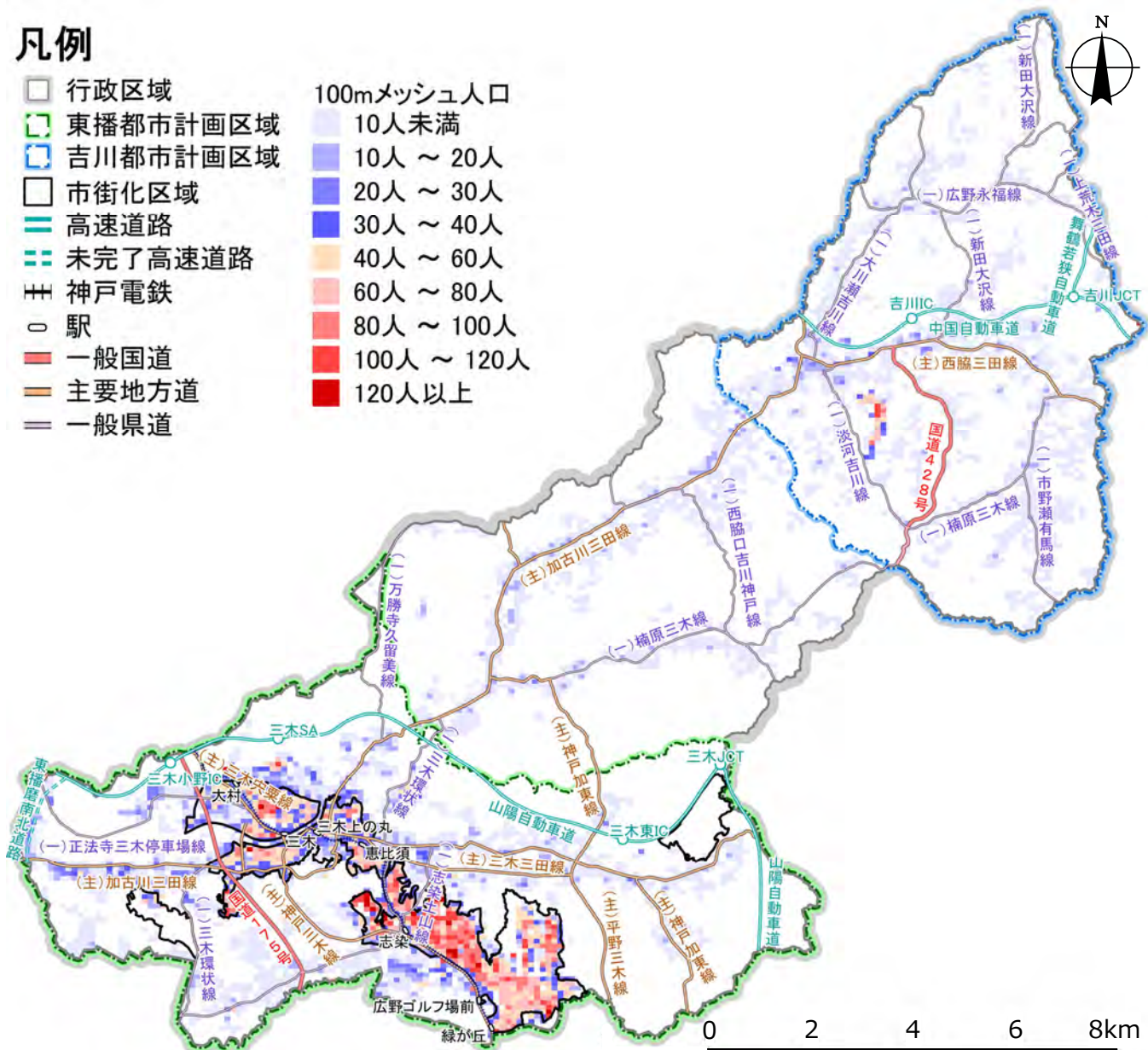


図 2-16 100m メッシュ別人口分布（令和2年）

資料：国勢調査

7) DID (人口集中地区)

DIDの人口は、図 2-18 より 2000 (平成 12) 年のピーク時 (54,728 人) と比較して、2020 (令和 2) 年は 8% (4,371 人) 減少し、50,357 人となっています。

DIDの人口密度も、図 2-19 より 2000 (平成 12) 年まで約 60 人 /ha 程度でありましたが、その後は減少し、2020 (令和 2) 年は約 50 人 /ha 程度となっています。

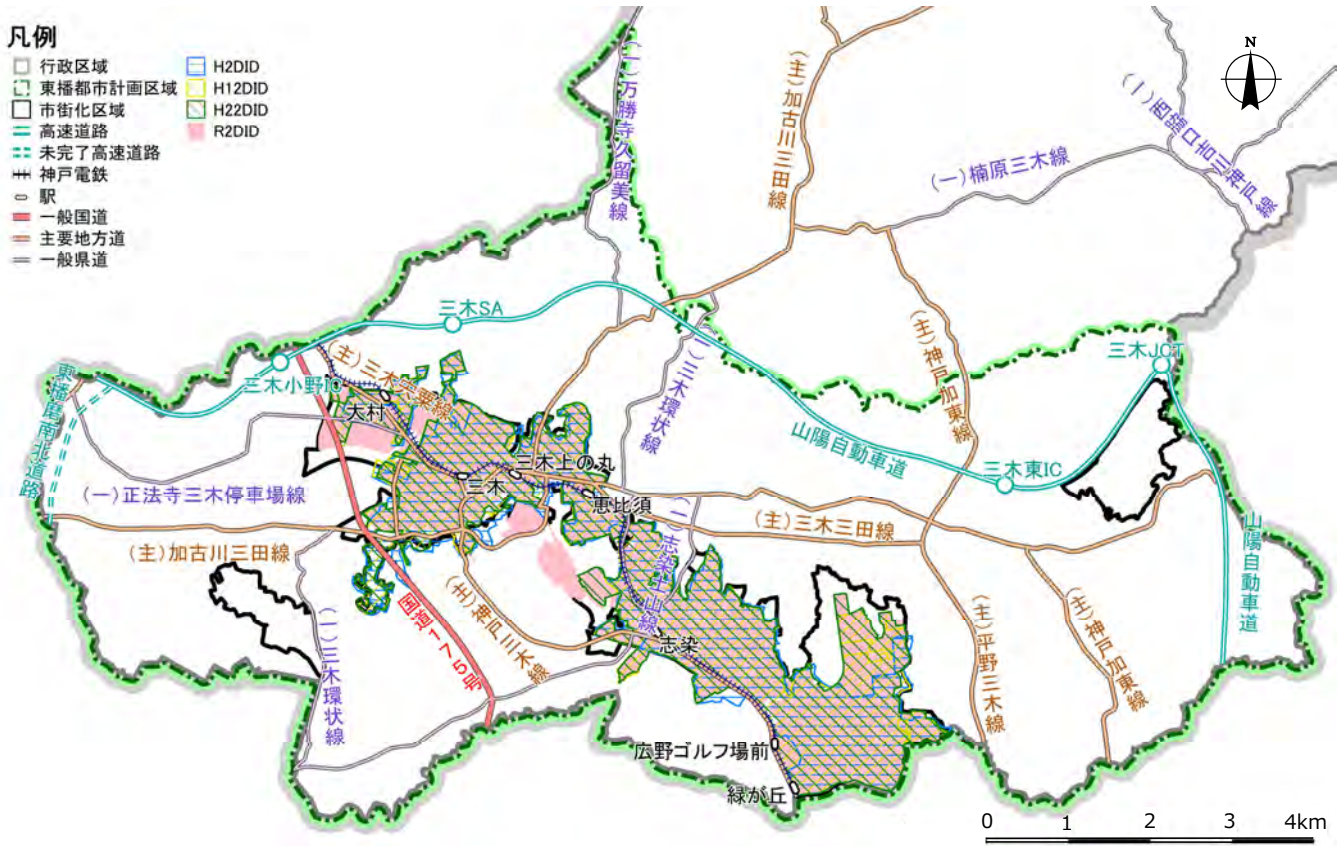


図 2-17 DID の推移

資料：国土数値情報 (DID)

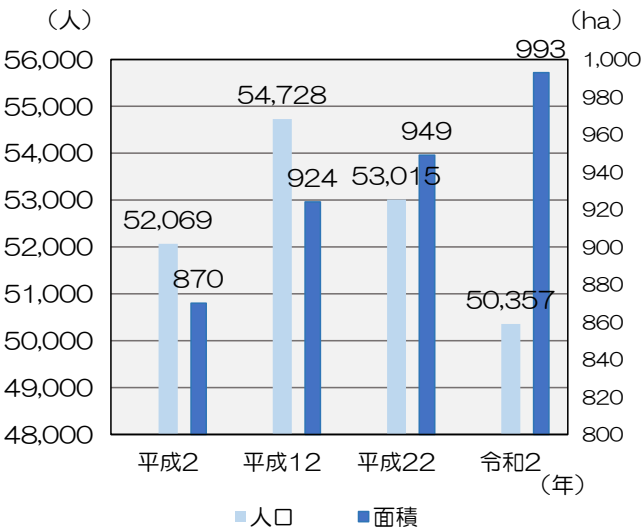


図 2-18 DID の推移 (面積・人口)

資料：国土数値情報

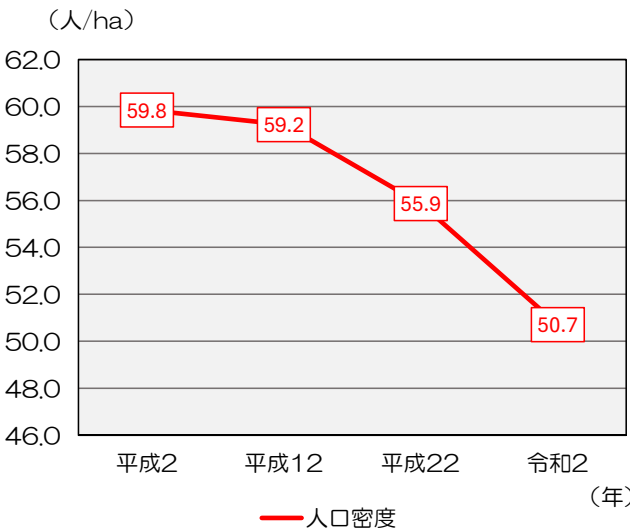


図 2-19 DID の推移 (密度)

資料：国土数値情報

(3) 土地利用

1) 用途地域等

本市の行政区域に占める各都市計画区域の割合は、図 2-21 より東播都市計画区域が 42.2%、吉川都市計画区域が 32.0%、都市計画区域外が 25.8% となっています。

そのうち、図 2-22 より東播都市計画区域内における市街化区域の割合は 16.9%、市街化調整区域は 83.1% となっています。

本市の用途地域は、図 2-23 より第一種低層住居専用地域が市街化区域内の 39.3% を占めている等、住居系用途地域の占める割合（65.7%）が高いことや、商業系用途地域が 4.0% と市街化区域に占める割合が低いこと、また、「金物の町」として全国的に知られる本市として工業系用途地域が 30.4% を占めていることが特徴的です。

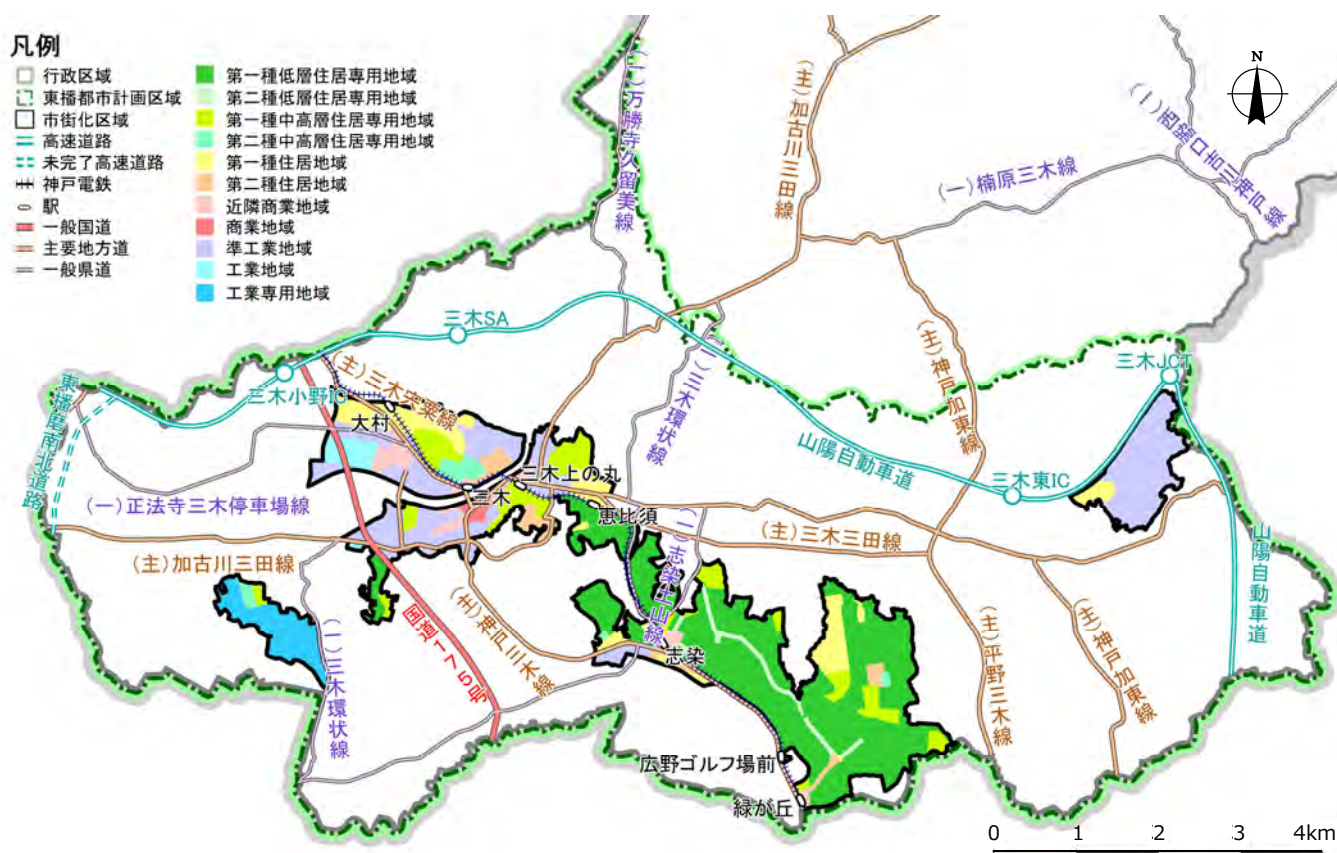


図 2-20 用途地域の指定状況

資料：都市計画総括図

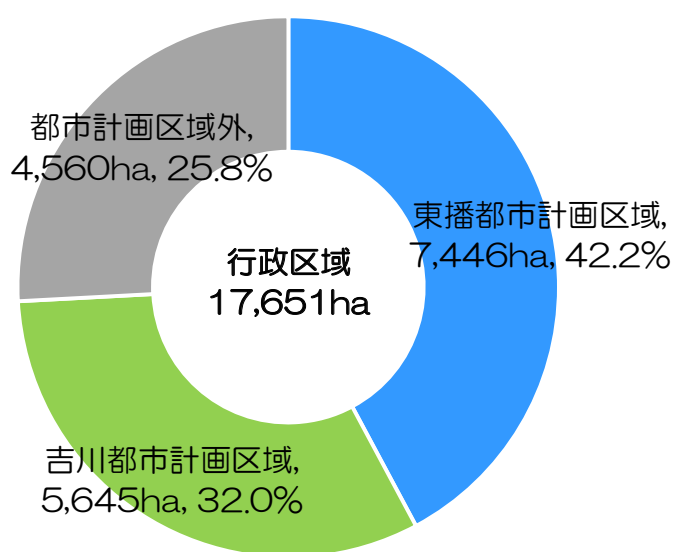


図 2-21 行政区域の内訳

資料：都市計画総括図

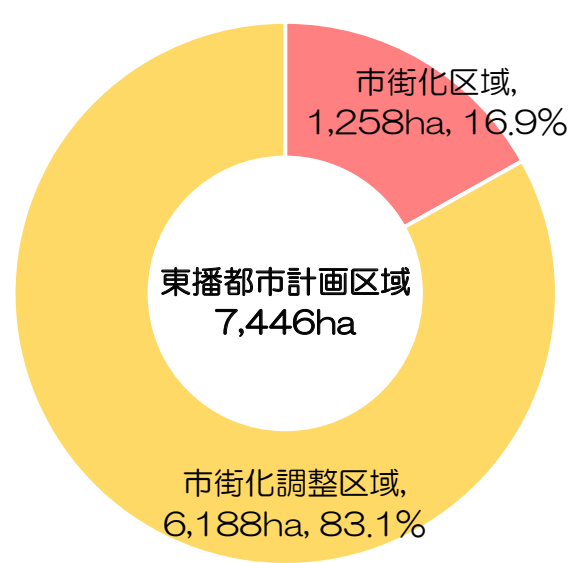


図 2-22 東播都市計画区域の内訳

資料：都市計画総括図

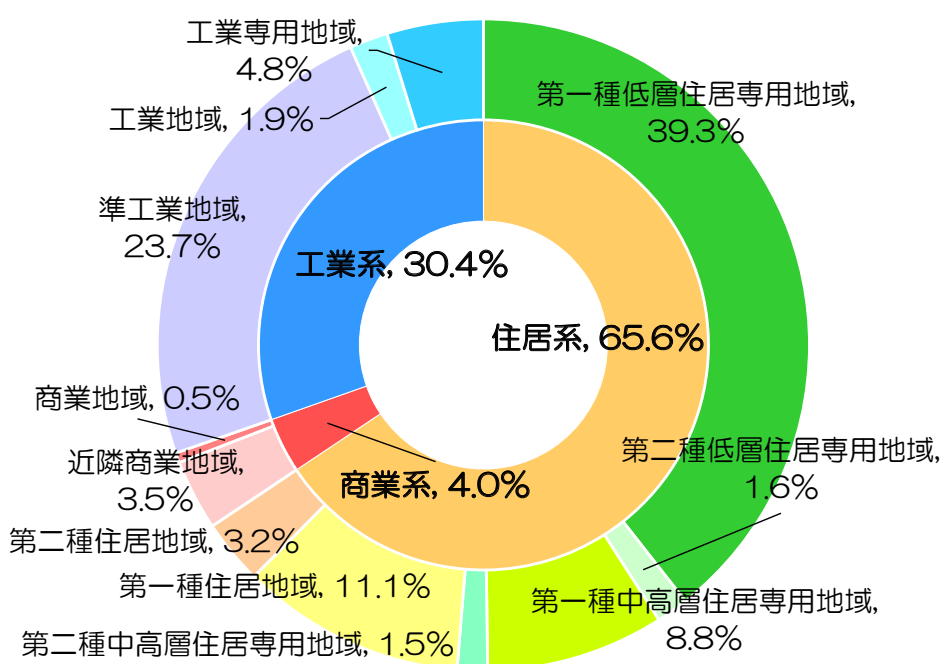


図 2-23 用途地域の内訳

資料：都市計画総括図

2) 土地利用現況

2022（令和4）年の都市計画基礎調査から東播都市計画区域内の土地利用をみると、図2-25より山林の占める割合（32.3%）が最も高く、次いで田（18.6%）、住居系（10.3%）の順となっており、特に商業系は1.4%と低い状況となっています。

市街化区域内では住居系をベースに工業系や文化教育施設等の土地利用がみられ、田が市街化区域を取り囲んでいます。

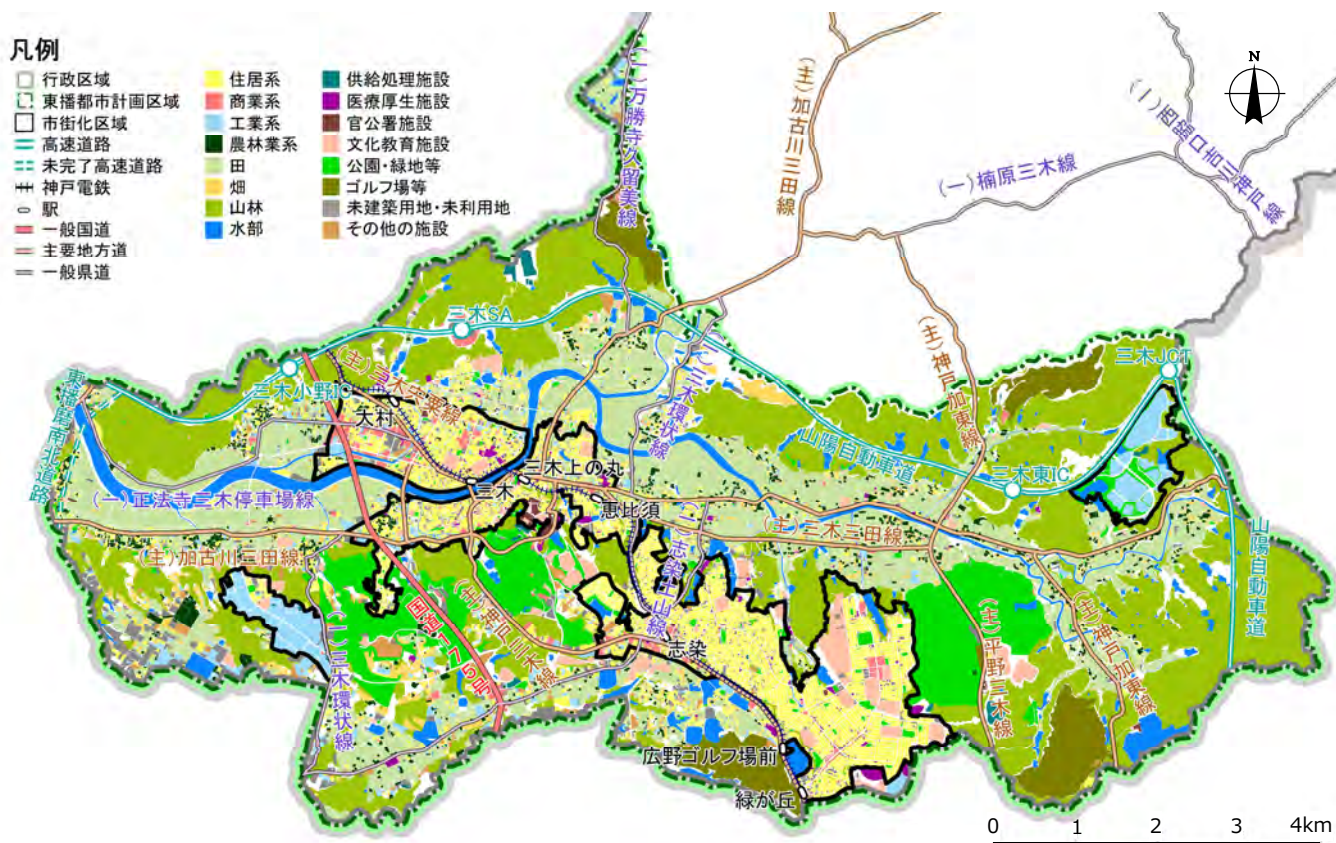


図 2-24 土地利用現況（令和4年）

資料：都市計画基礎調査

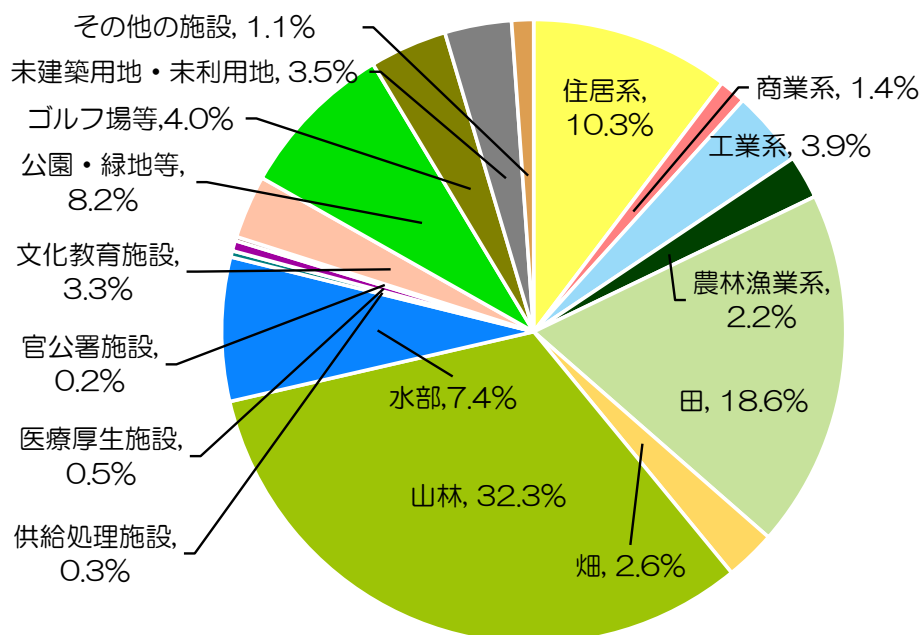


図 2-25 土地利用の割合（令和4年）

資料：都市計画基礎調査

3) 空き家

空き家の推移をみると、2008（平成 20）年から 2023（令和 5）年の間に増加しています。特に賃貸用の住宅の大幅な増加がみられます。

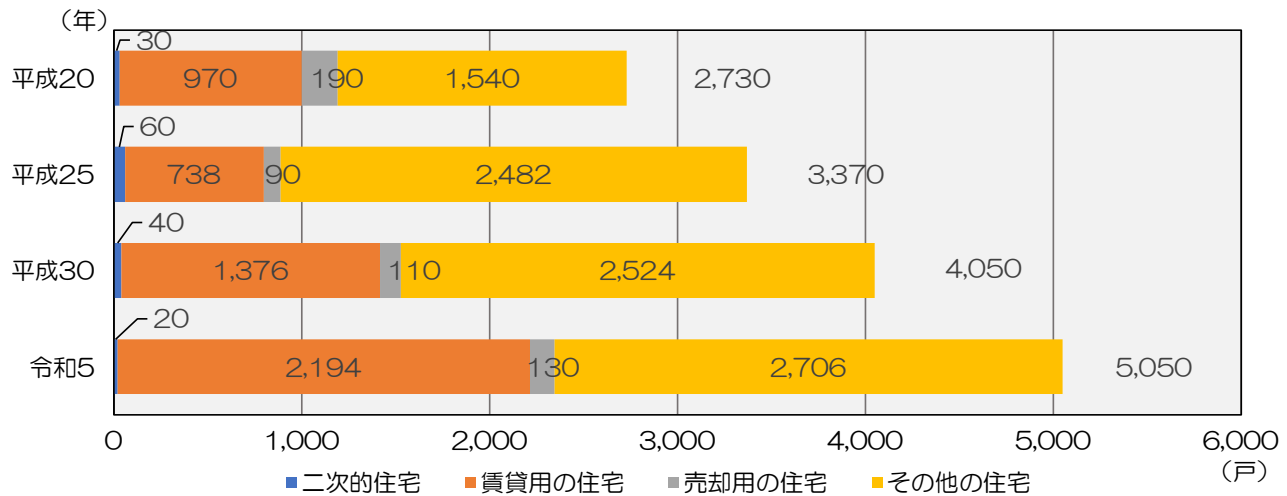


図 2-26 用途別空き家の推移

資料：住宅・土地統計調査

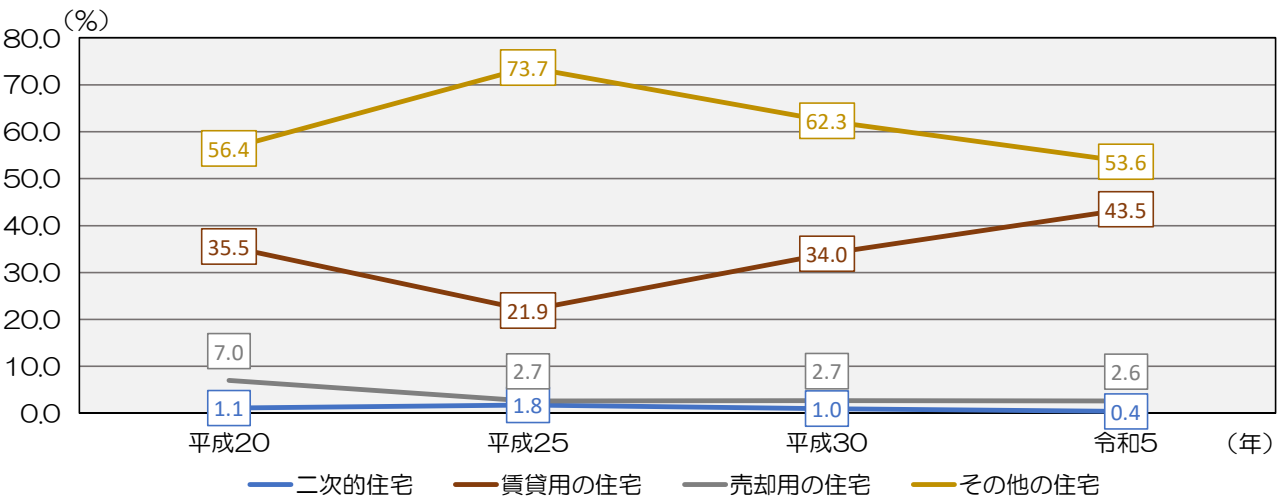


図 2-27 用途別空き家の割合の推移

資料：住宅・土地統計調査

表 2-1 空き家等の定義

区分		定義
二次的住宅	別荘	週末や休暇時に避暑・避寒・保養等の目的で使用される住宅で、普段は人が住んでいない住宅
	その他	ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりする等、たまに寝泊まりしている人がいる住宅
賃貸用の住宅		新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
売却用の住宅		新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅
その他の住宅		上記以外の方が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院等のため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替え等のために取り壊すことになっている住宅等（空き家の区分の判断が困難な住宅を含む）

(4) 都市施設及び徒歩圏人口カバー率

【都市施設の定義】

徒歩圏	施設から一定距離の範囲のことで、「都市構造の評価に関するハンドブック」で一般的な徒歩圏とされている半径 800m を採用
人口カバー率 (市街化区域内)	人口に対する各施設からの徒歩圏内に居住する人口の割合 ※人口カバー率が高いほど市街化区域内の多くの居住者が徒歩で移動できる距離に施設が集積していることを意味する
医療施設	総合病院、診療所（内科、外科、小児科のいずれかを含む）
福祉施設	通所サービス系の福祉施設、通所サービス系の介護施設
子育て支援施設	幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設、児童館・児童センター、病児保育施設
商業施設	複合型商業施設、総合スーパー、コンビニエンスストア、専門店、ホームセンター

1) 医療施設

市内に立地する医療施設のうち、全施設に占める東播都市計画区域内の立地割合は 89% で、市街化区域内での立地割合は 86% となっています。

市街化区域内の徒歩圏人口カバー率は 98.1% となっています。

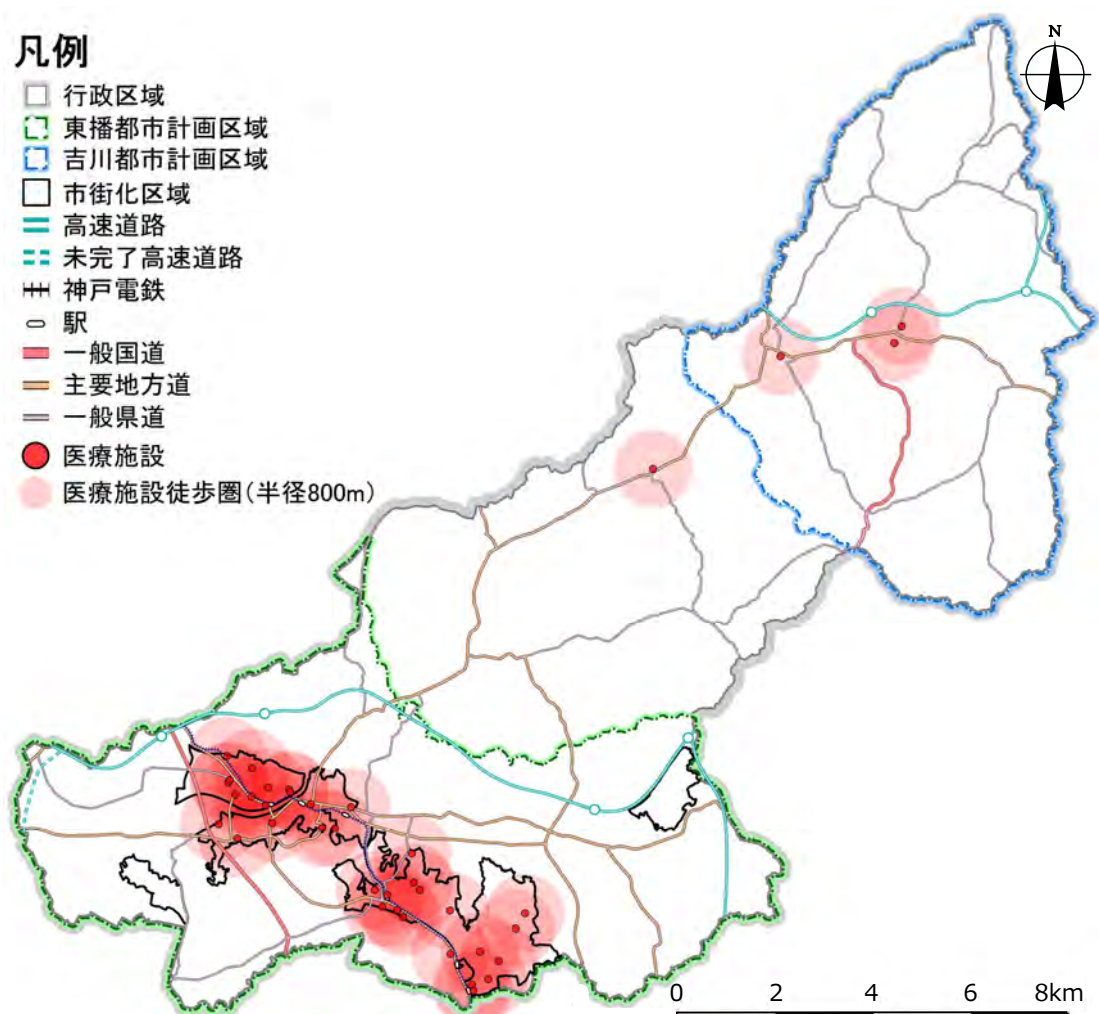


図 2-28 医療施設の分布状況と徒歩圏

資料：三木市子育て応援ハンドブック

2) 福祉施設

市内に立地する福祉施設のうち、全施設に占める東播都市計画区域内の立地割合は 89% で、市街化区域内での立地割合は 60% となっています。

市街化区域内の徒歩圏人口カバー率は 96.5% となっています。

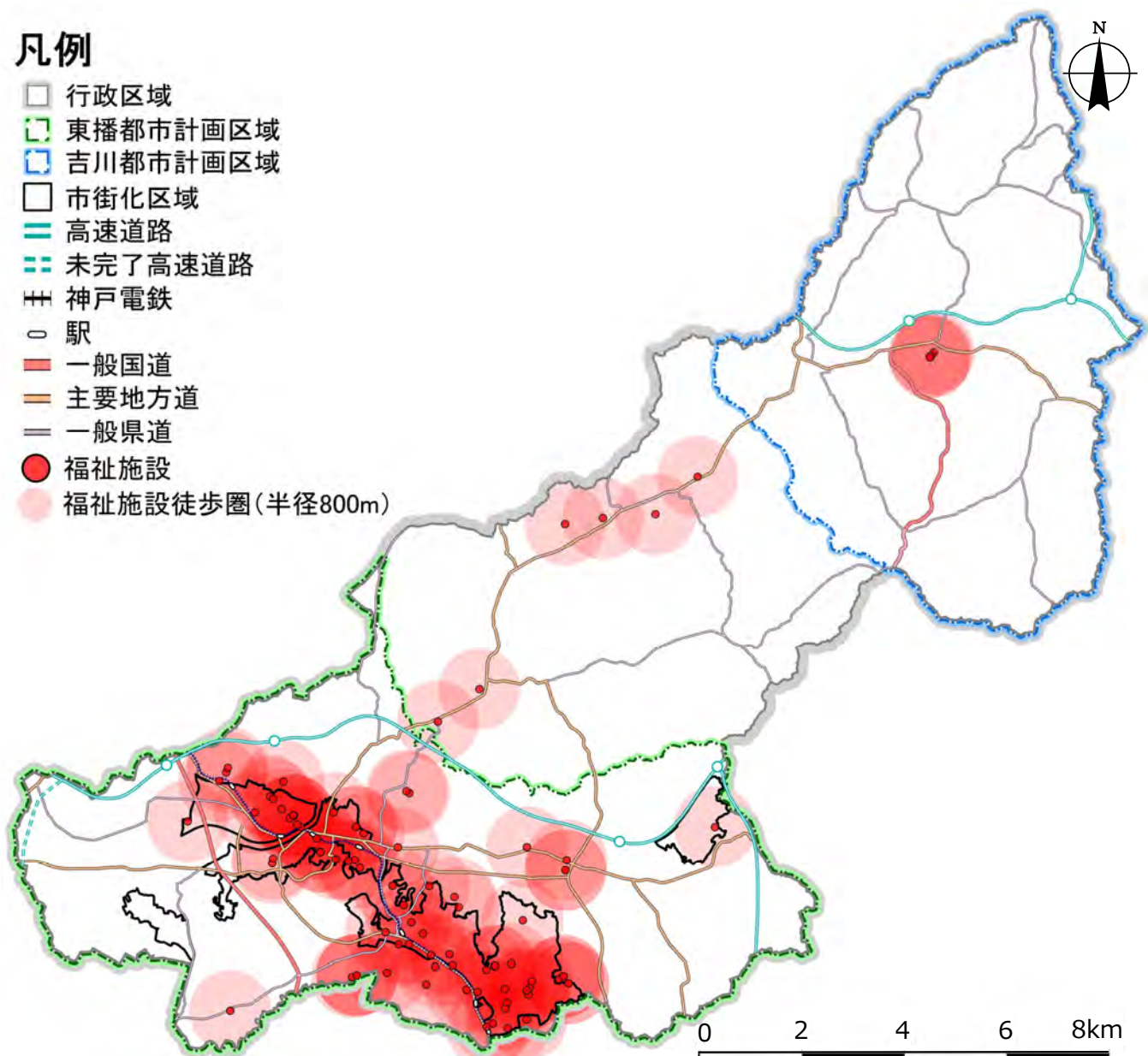


図 2-29 福祉施設の分布状況と徒歩圏

資料：県所管の訪問系・通所系介護サービス事業所等一覧、三木市介護保険・総合事業一覧、三木市障害のある方の福祉のしおり、厚労省介護事業所・生活関連情報検索

3) 子育て支援施設

市内に立地する子育て支援施設のうち、全施設に占める東播都市計画区域内の立地割合は 88% で、市街化区域内での立地割合は 77% となっています。

市街化区域内の徒歩圏人口カバー率は 92.7% となっています。

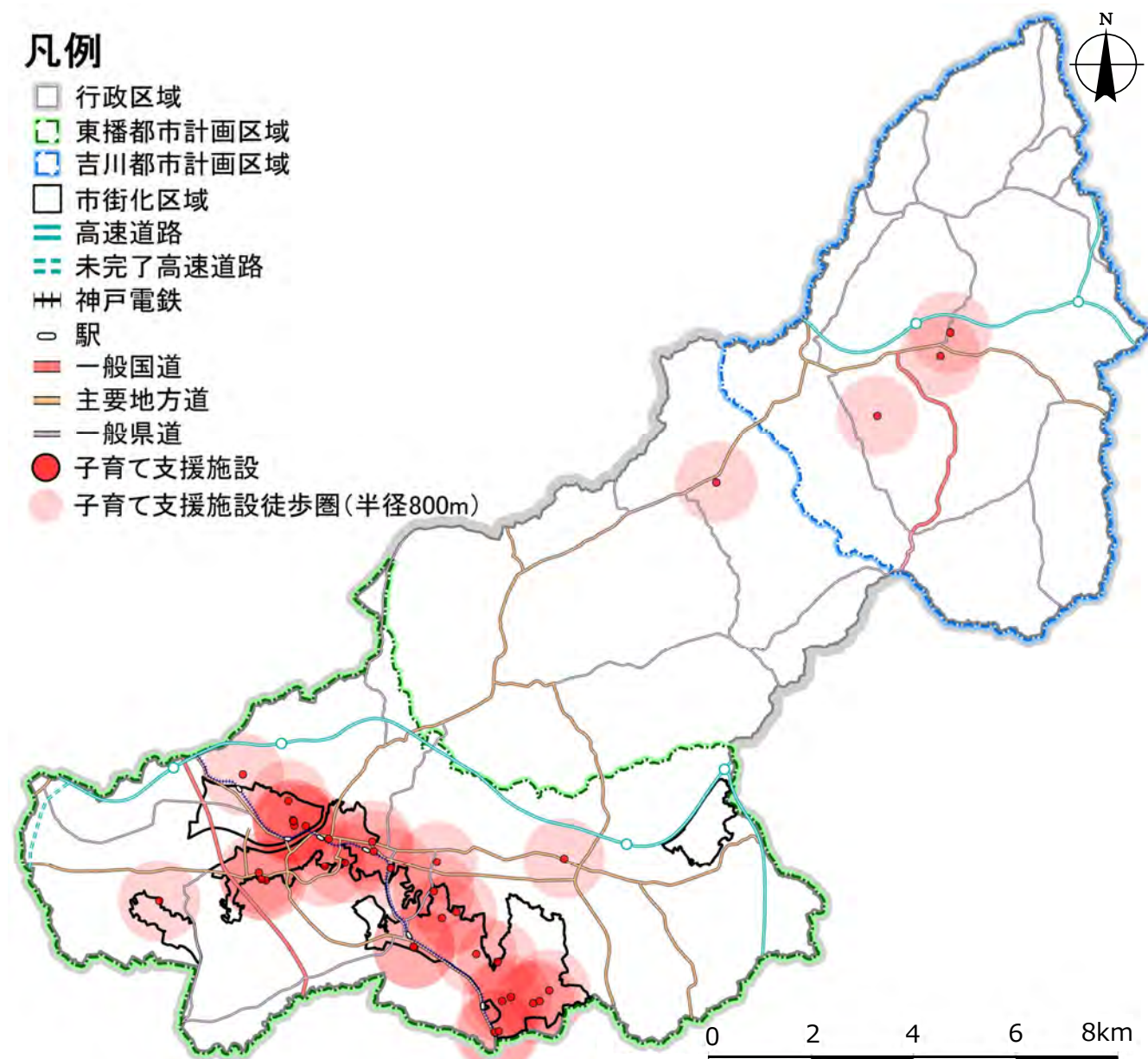


図 2-30 子育て支援施設の分布状況と徒歩圏

資料：三木市の施設一覧（保育所・幼稚園・認定こども園等）、
特定子ども・子育て支援施設等一覧、
三木市子育て応援ハンドブック

4) 商業施設

市内に立地する商業施設のうち、全施設に占める東播都市計画区域内の立地割合は 91% で、市街化区域内での立地割合は 82%となっています。

市街化区域内の徒歩圏人口カバー率は 99.1%となっています。

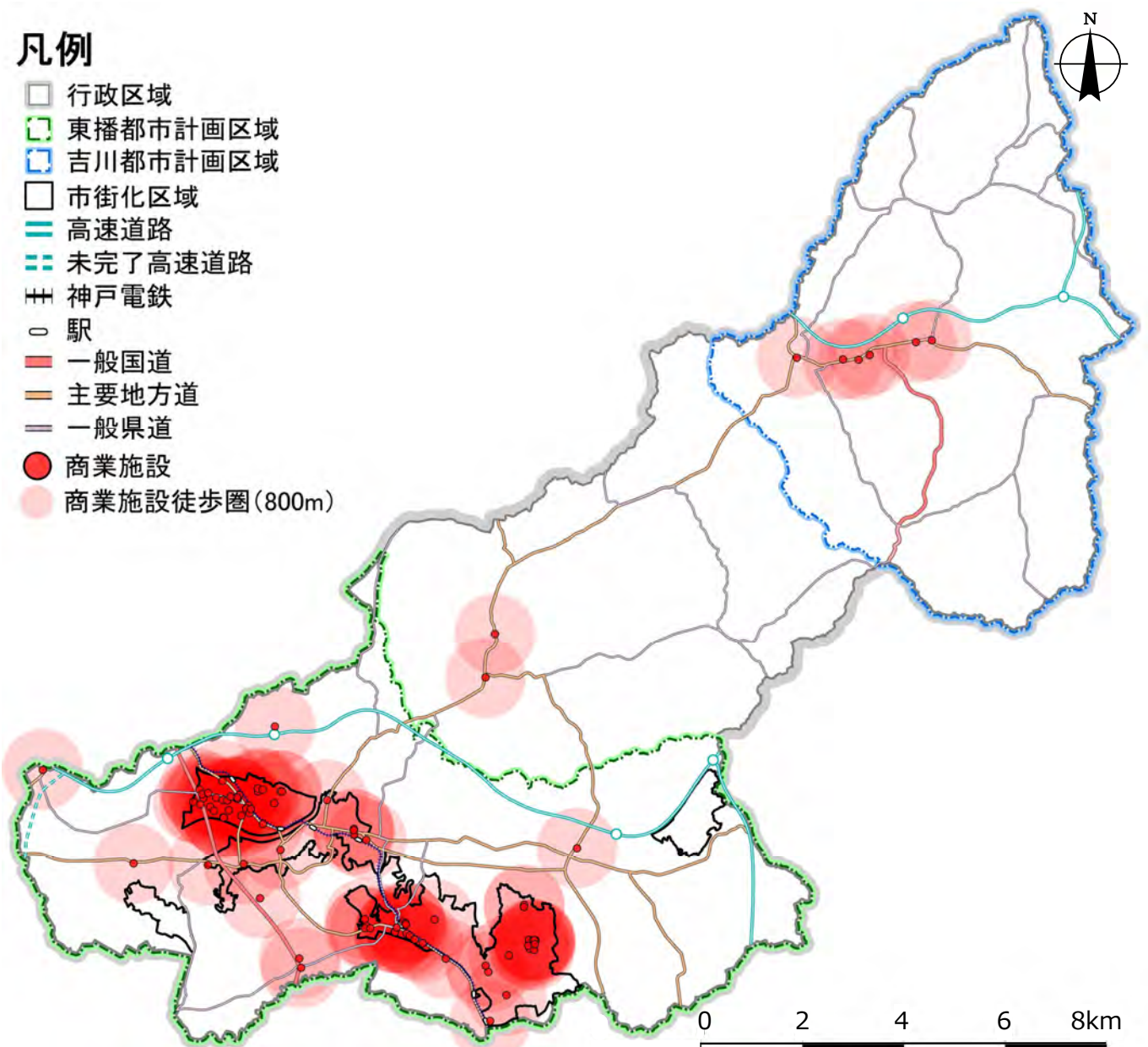


図 2-31 商業施設の分布状況と徒歩圏

資料：大規模小売店舗立地法の届出状況について、
大規模店舗総覧、電話帳

(5) 交通

1) 道路網

市内の道路網は、高速道路である中国自動車道、山陽自動車道及び舞鶴若狭自動車道と、国道175号及び国道428号の広域的なネットワークに加え、本市と近隣市を結ぶ（主）加古川三田線、（主）神戸三木線、（主）三木三田線等の主要地方道や、市内の地域間のネットワークとなっている（一）三木環状線、（一）志染土山線等の一般県道、その他、地域住民の身近な生活道路である市道で形成しています。

2025（令和7）年の全線供用に向けた東播磨南北道路の整備や、早期完成を目指す（仮称）三木スマートインターチェンジの設置等が予定されています。

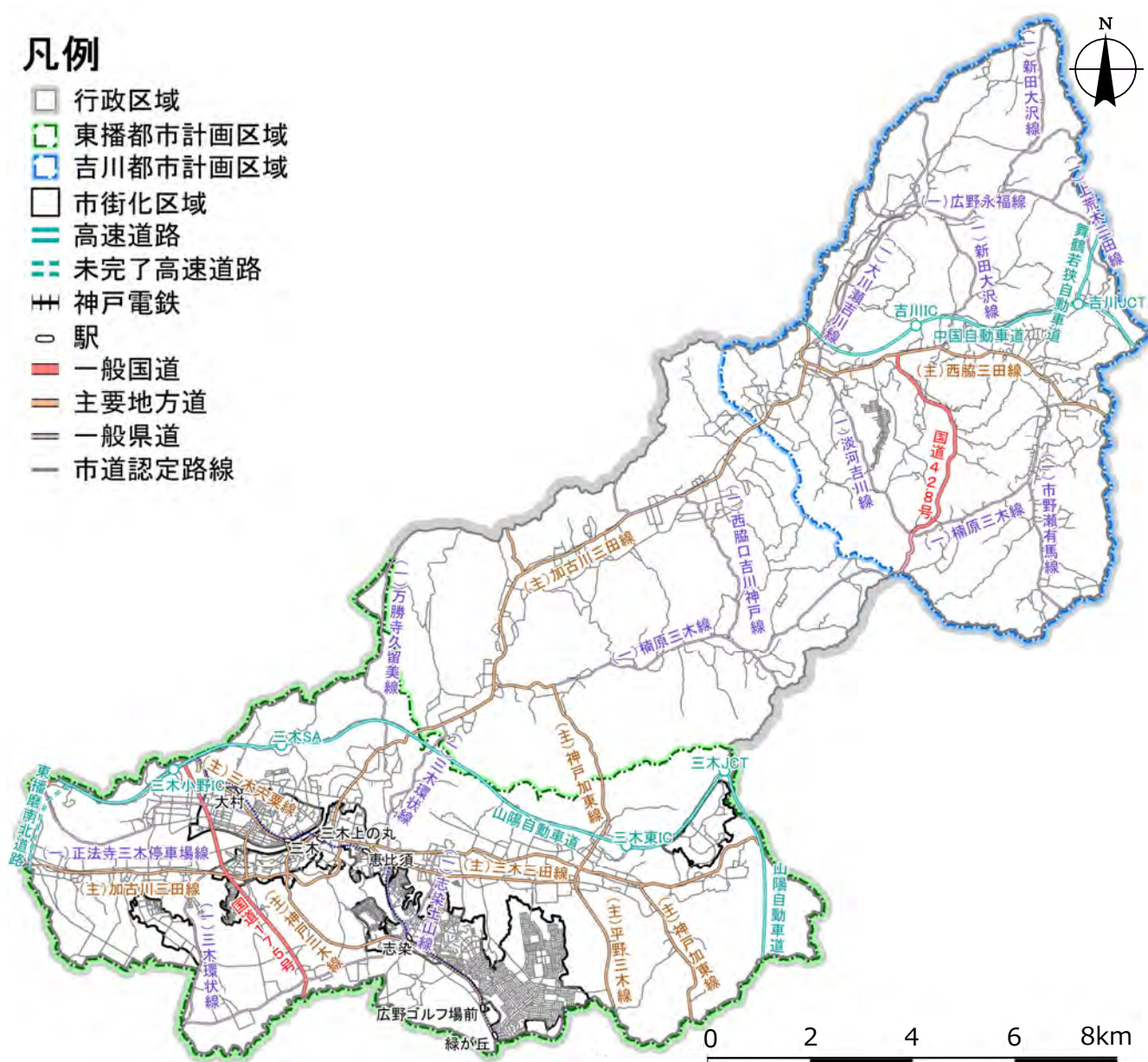


図 2-32 道路網図

2) 鉄道

市南部を通り、神戸市、三田市等の近隣市と本市を結ぶ神戸電鉄粟生線は、市内に7つの駅（大村、三木、三木上の丸、恵比須、志染、広野ゴルフ場前、緑が丘）があります。

各駅とも利用者数は減少傾向にあり、特に2019（令和元）年以降においては新型コロナウイルス感染症の影響が大きく出ています。（市街化区域内の徒歩圏人口カバー率は、63.0%）

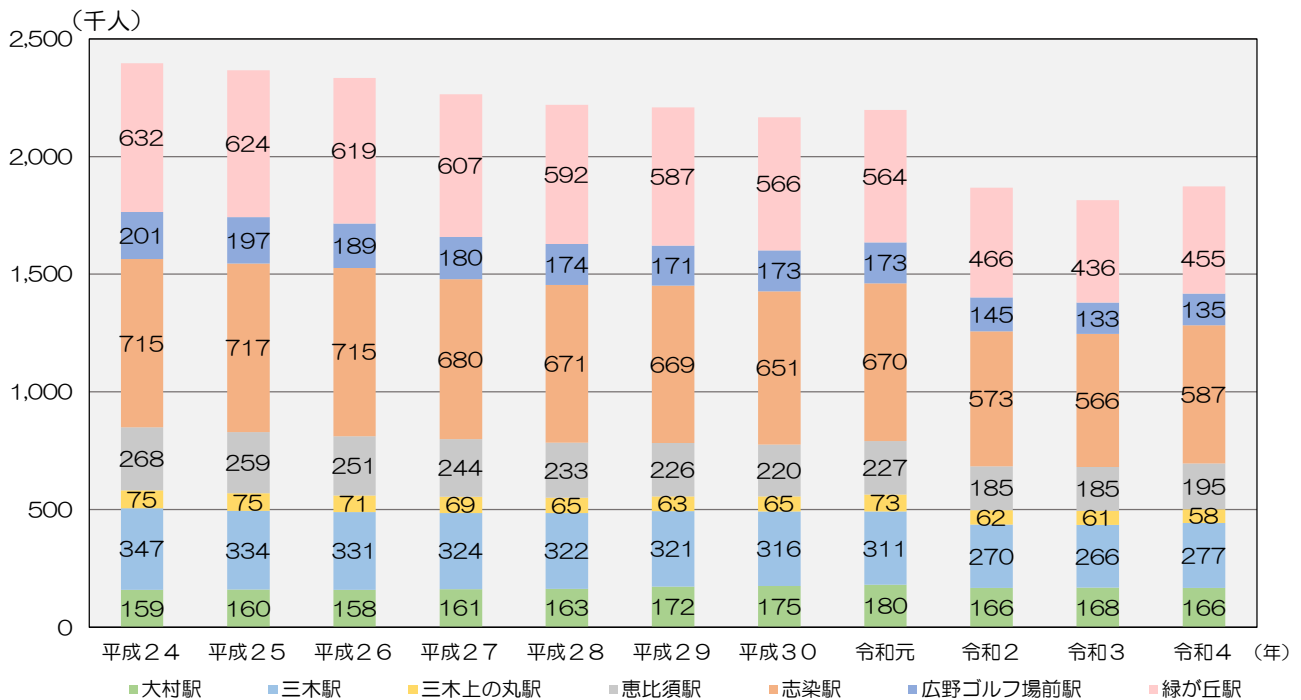


図 2-33 日平均利用者数の推移

資料：三木市統計書

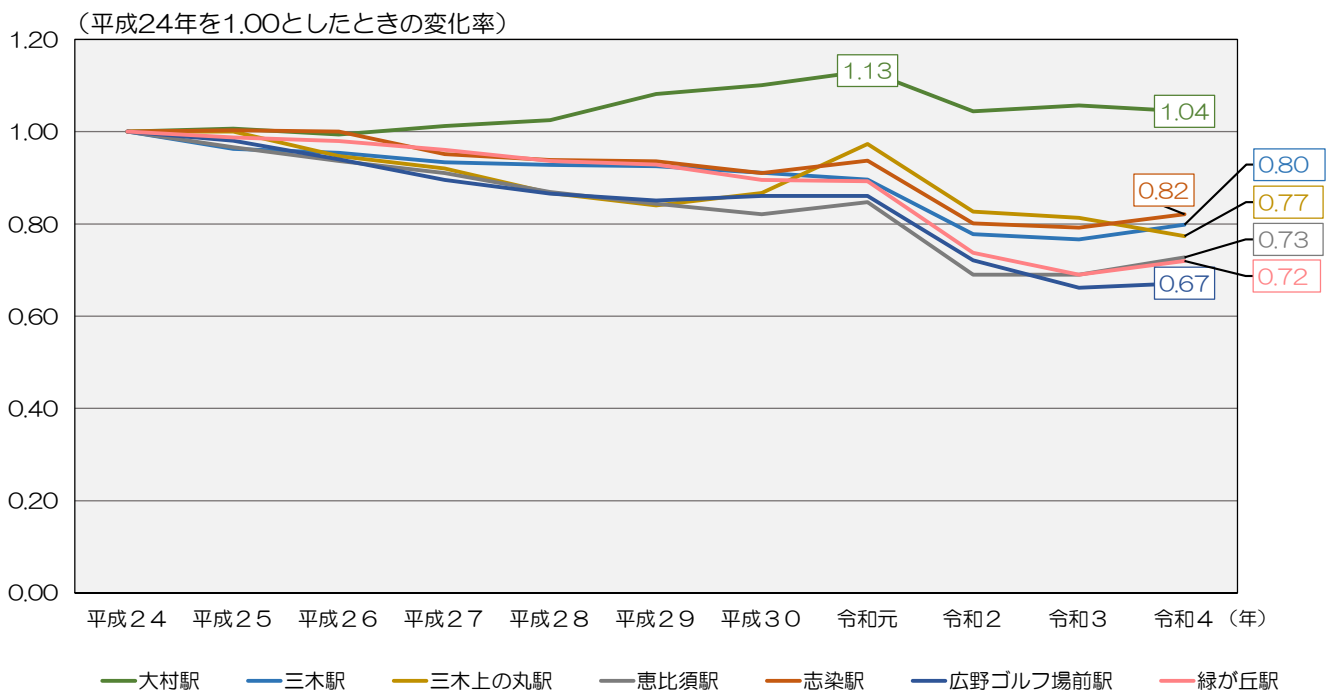


図 2-34 日平均利用者数の変化率

資料：三木市統計書



3) 路線バス

本市の路線バスは、神姫バス、神姫ゾーンバスが運行事業者として運行しています。

主に市域をまたがり運行する広域的な路線バス、市内を循環する路線バス、北播磨総合医療センター方面行き路線バスの3種類となっています。

年間乗客数は減少傾向で2020（令和2）年は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく出ており、2012（平成24）年（1,763千人）から2022（令和4）年（1,607千人）の10年間で9%減少（－156千人）となっています。（市街化区域内の徒歩圏人口カバー率は、92.2%）

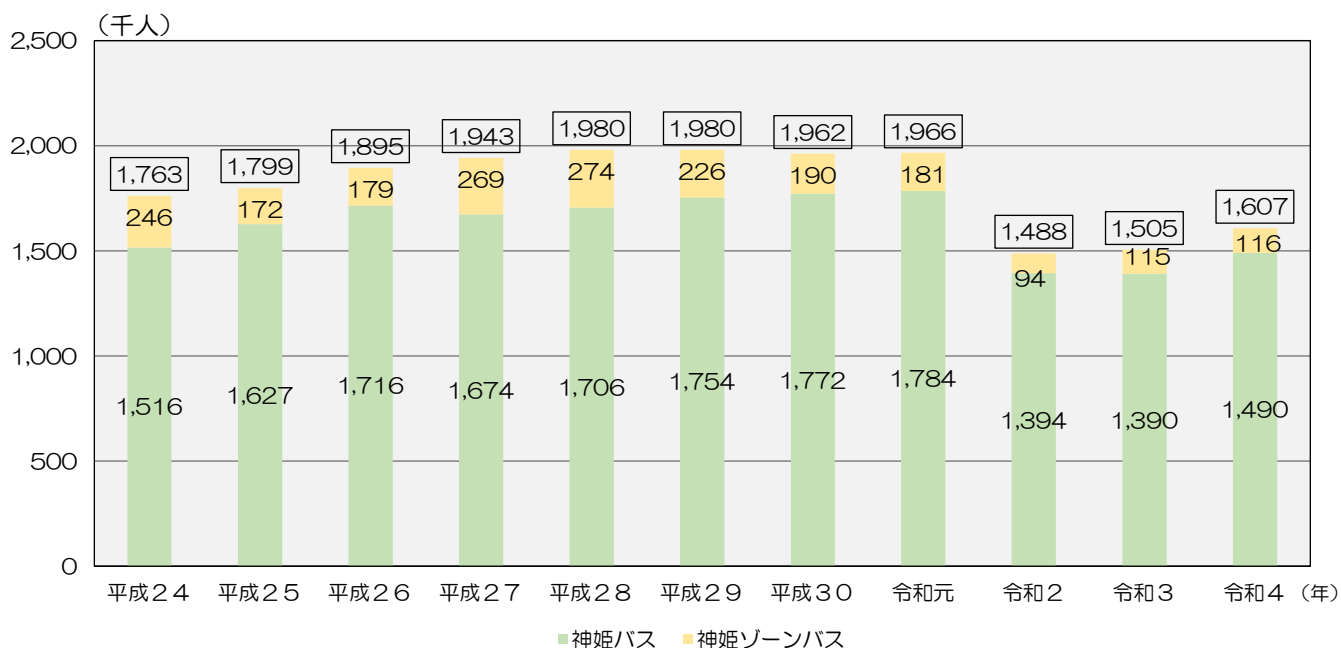


図 2-36 年間乗客数の推移

資料：三木市統計書

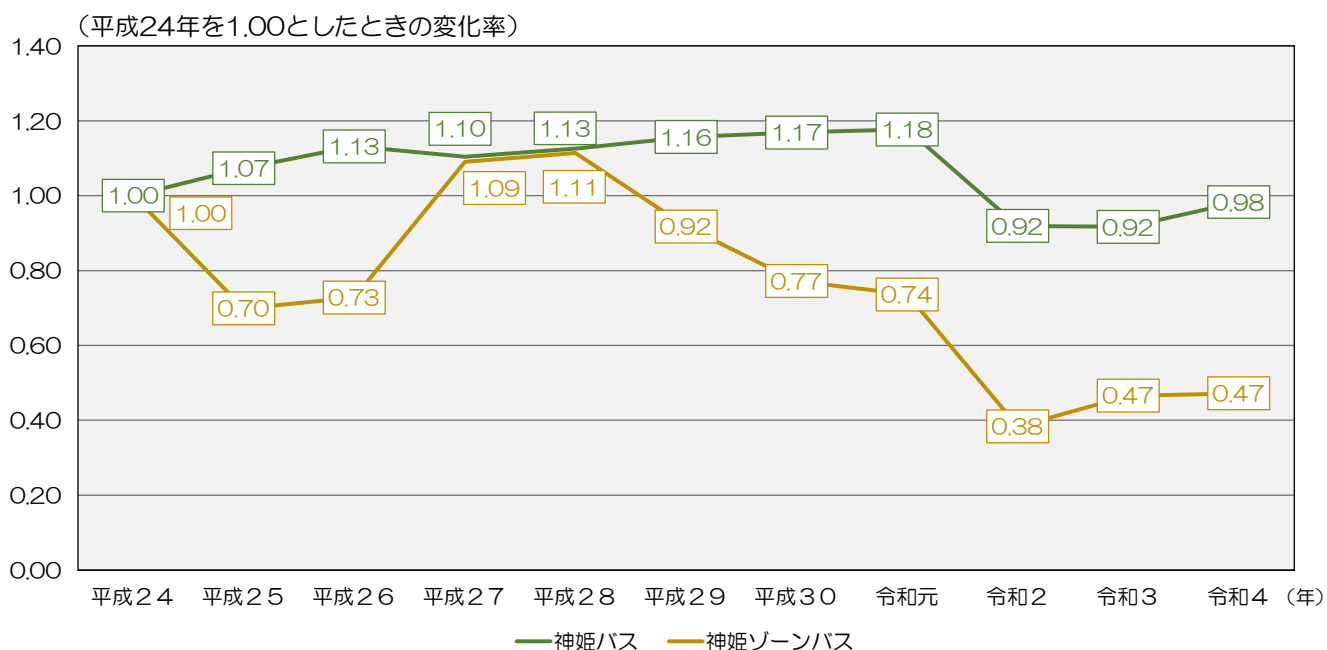


図 2-37 年間乗客数の変化率

資料：三木市統計書

凡例

- 行政区域
- 東播都市計画区域
- 吉川都市計画区域
- 市街化区域
- 高速道路
- - 未完了高速道路
- ≡ 神戸電鉄
- 駅
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- バス停(路線バス)
- バス路線(路線バス)
- バス停(路線バス)
徒歩圏(半径300m)

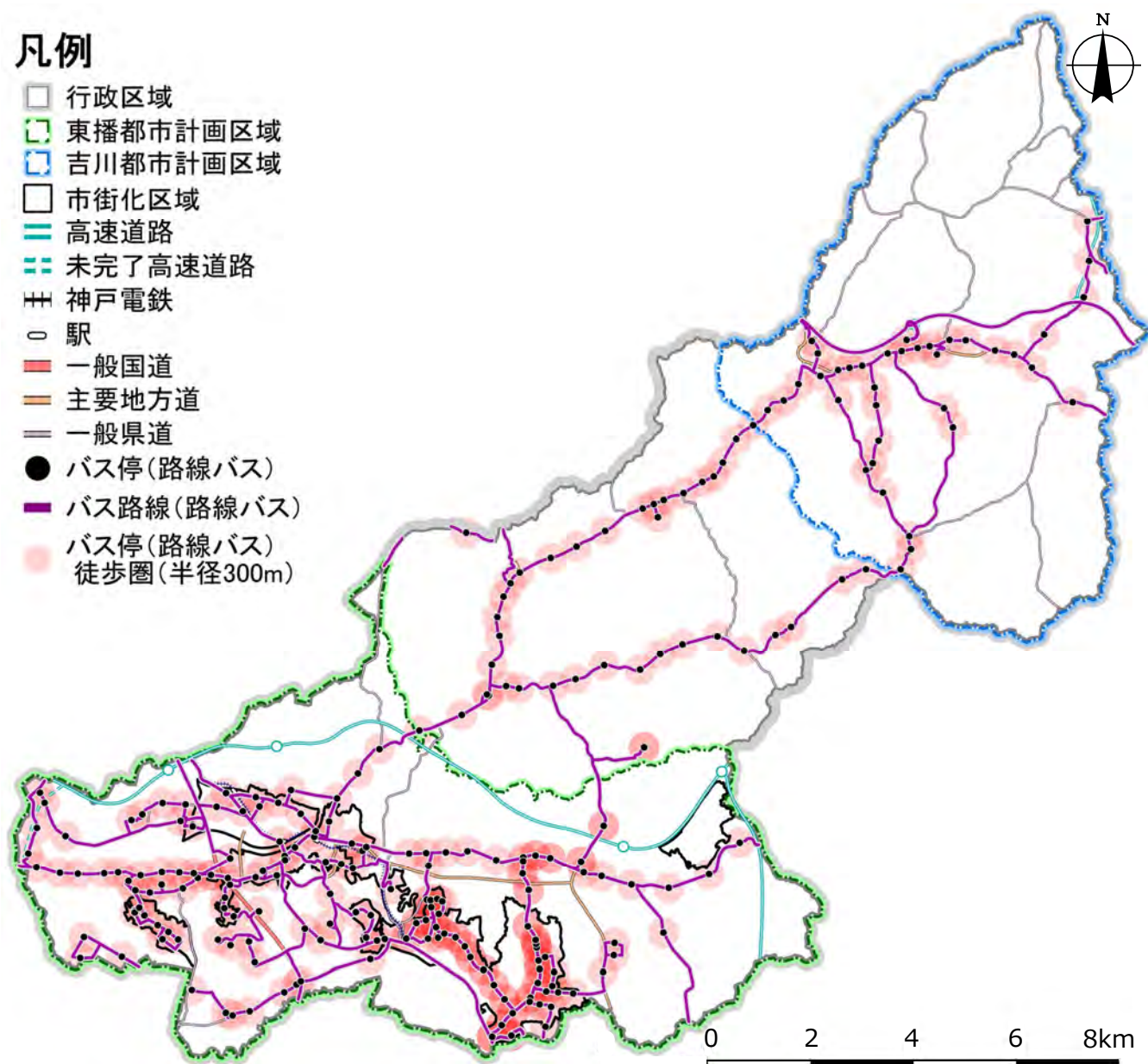


図 2-38 バス停(路線バス)の徒歩圏及び路線(令和4年)

資料：国土数値情報(バス停、バス路線)

4) 地域ふれあいバス

本市では、地域住民の生活交通を確保し公共交通の維持・活性化を図るとともに、本市の都市計画マスタープランの考え方である公民館を中心としたまちづくりに資するため、市内の4地区（口吉川、別所、自由が丘、細川）において地域団体への委託による地域ふれあいバスを運行しています。

利用者は多くの地域で増加傾向にありましたが、2020（令和2）年度から2021（令和3）年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で減少しています。（市街化区域内の徒歩圏人口カバー率は、41.1%）

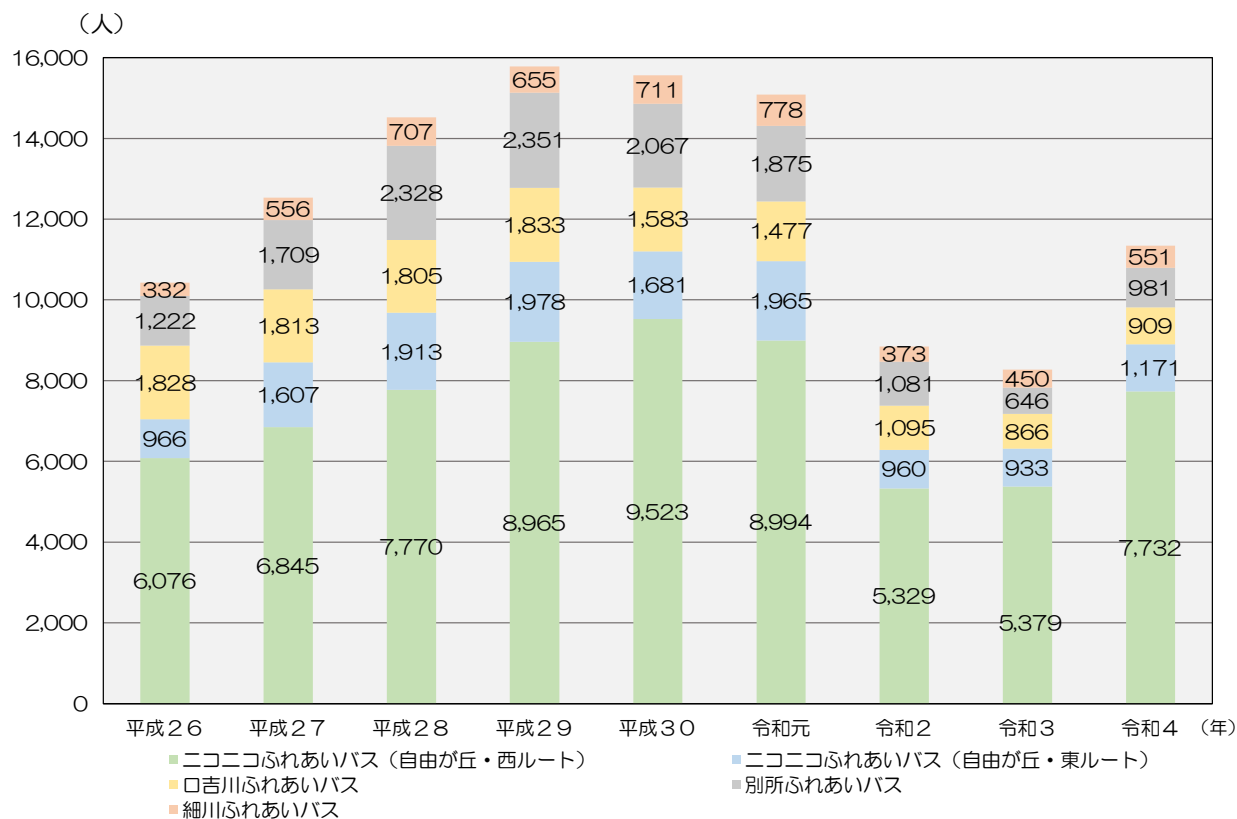


図 2-39 年間利用者数の推移

資料：三木市地域公共交通計画

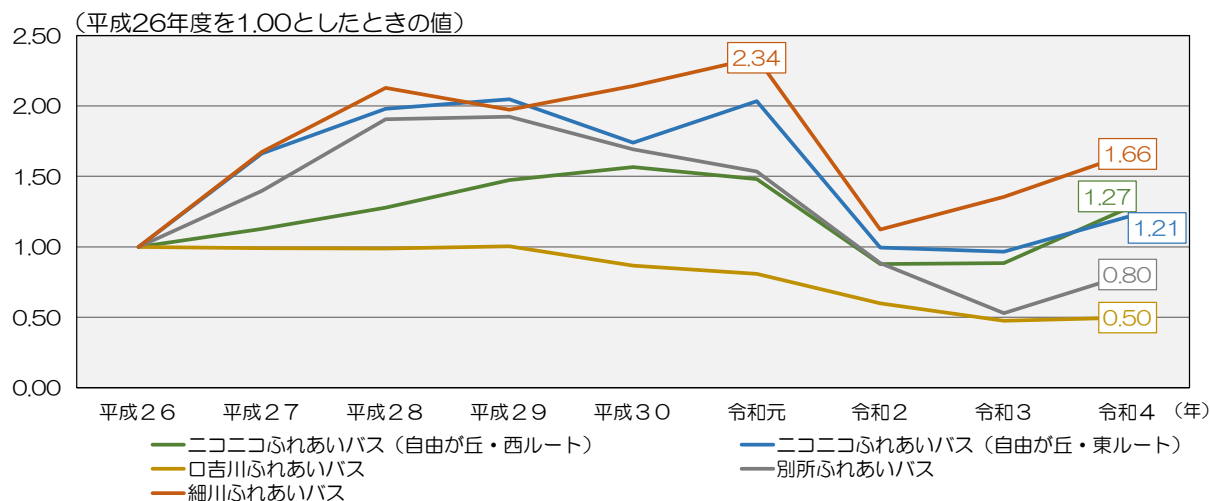


図 2-40 年間利用者数の変化率

資料：三木市地域公共交通計画

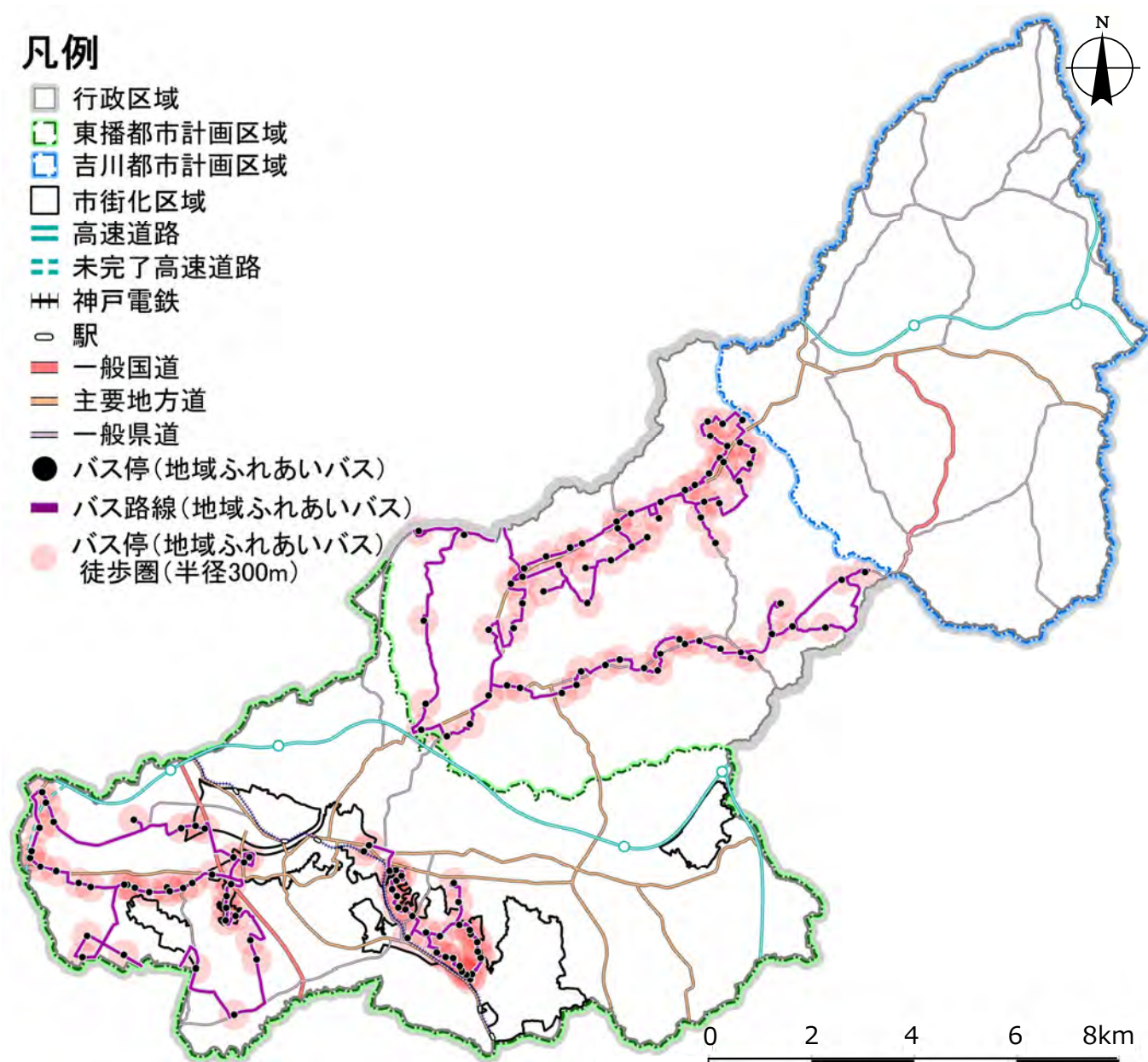


図 2-41 バス停(地域ふれあいバス)の徒歩圏及び路線(令和4年)

資料：三木市地域公共交通計画

5) デマンド型交通「チョイソコみき」

2021（令和3）年4月1日から吉川地区の新たな交通手段として、事前予約制のデマンド型交通「チョイソコみき」を運行しています。

2021（令和3）年4月1日から9月30日の利用状況については、2,609件の利用があり、利用者数を年代別にみると、図2-42より利用件数の割合が最も高い年代は、80～89歳で54.9%（1,433件）、曜日別にみると、図2-43より割合が最も高いのは、金曜日で23.9%（624件）、時間帯別にみると、図2-44より割合が最も高いのは、10時台で23.5%（614件）となっています。

デマンド型交通は、今後、吉川地区以外での運行の拡充を検討しています。

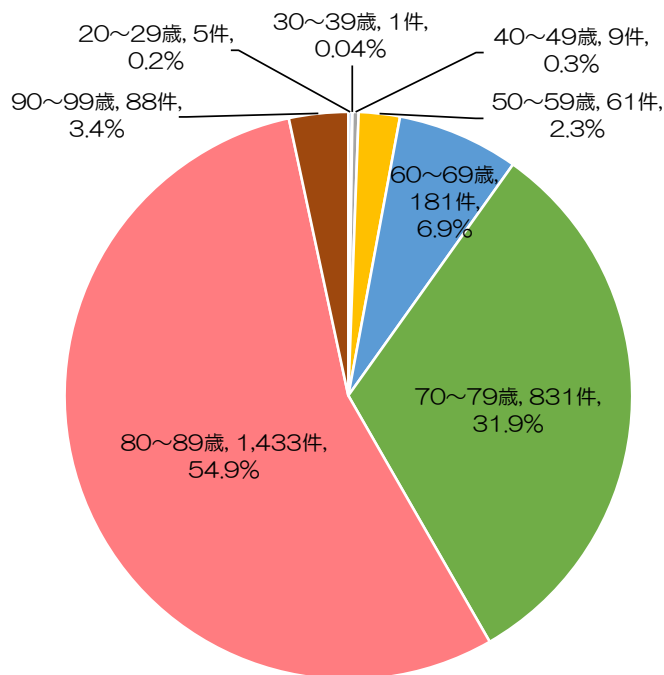


図 2-42 年代別利用件数 資料：三木市地域公共交通計画

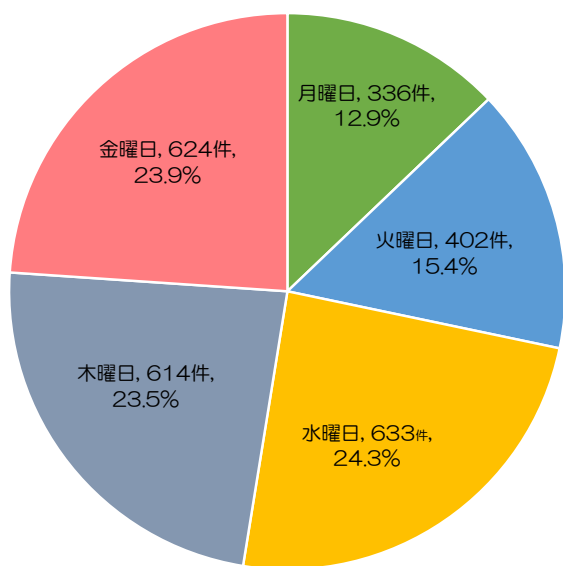


図 2-43 曜日別利用件数
資料：三木市地域公共交通計画

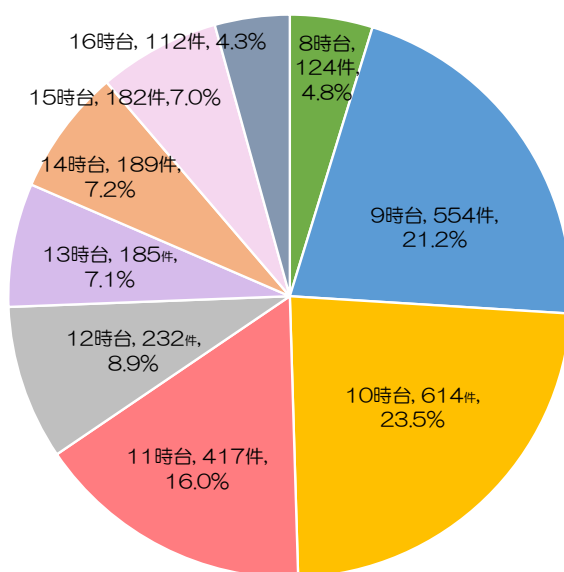


図 2-44 時間帯別利用件数
資料：三木市地域公共交通計画

(6) 災害リスク

1) 洪水浸水想定区域

本市には美囊川や志染川等の河川沿岸に洪水浸水想定区域が指定され、市街化区域内では最大5m～10m未満の浸水が想定されています。



図 2-45 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

資料：三木市防災情報マップ

2) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）

本市には木造家屋が倒壊するおそれのある家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）や、木造家屋以外も含めた家屋が倒壊するおそれのある家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が指定されており、美嚢川沿いの一部は氾濫流と河岸浸食が重複している区域も存在します。

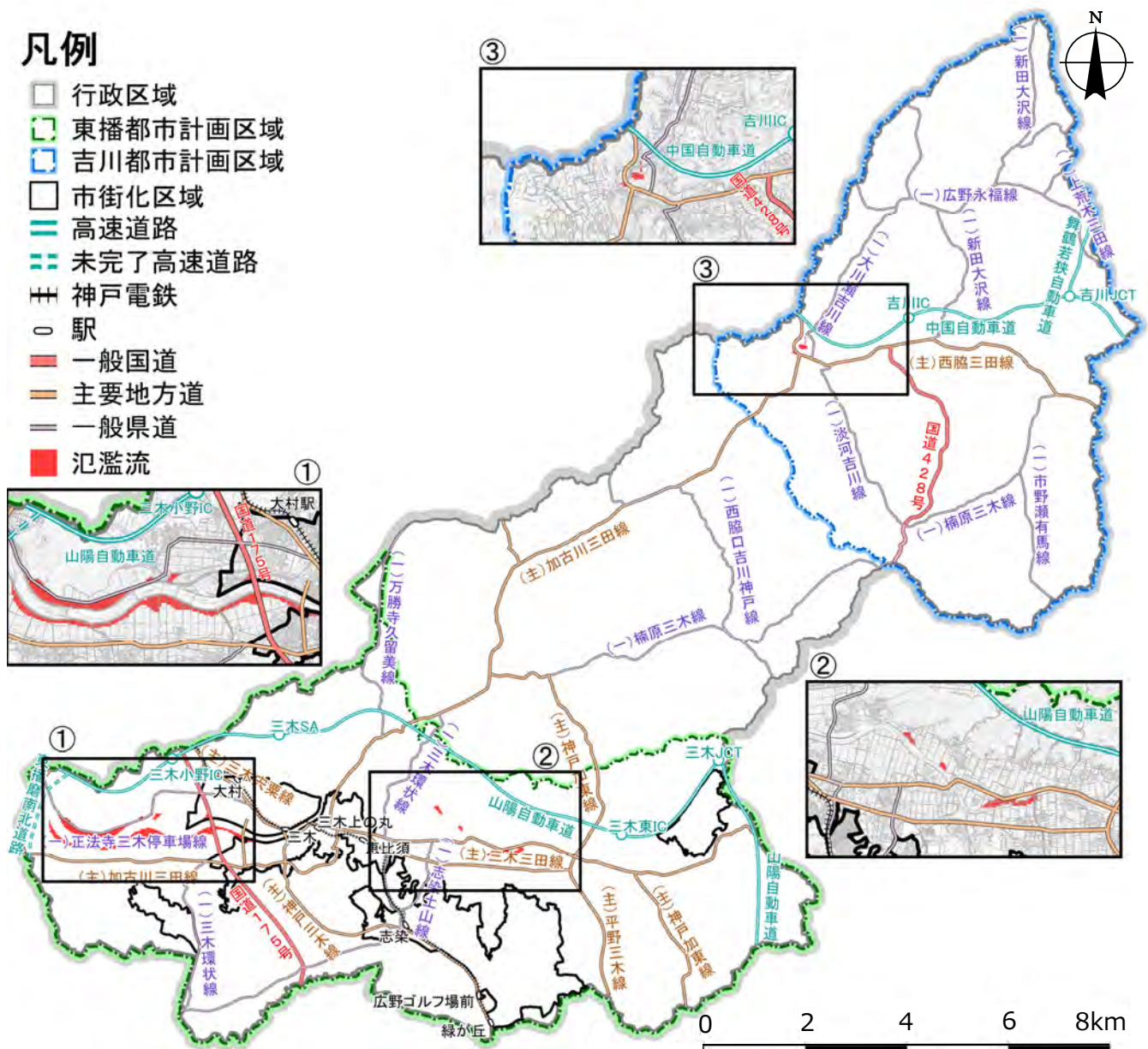


図 2-46 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)

資料：三木市防災情報マップ



図 2-47 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）

資料：三木市防災情報マップ

3) 浸水被害

本市の過去の浸水被害は、2004（平成 16）年の台風 23 号で美囊川の氾濫による床上浸水等の被害があります。

主に細川町、口吉川町の美囊川沿いで被害が多くなっており、市街化区域内での浸水被害はありませんでした。



図 2-48 浸水実績

資料：三木市防災情報マップ

4) 土砂災害（特別）警戒区域

市内の土砂災害（特別）警戒区域は、山の斜面や幹線道路沿いや市街化区域縁辺部等、市域に広く分布しています。

市街化区域内においても、住宅地や駅周辺の一部で土砂災害特別警戒区域が指定されています。

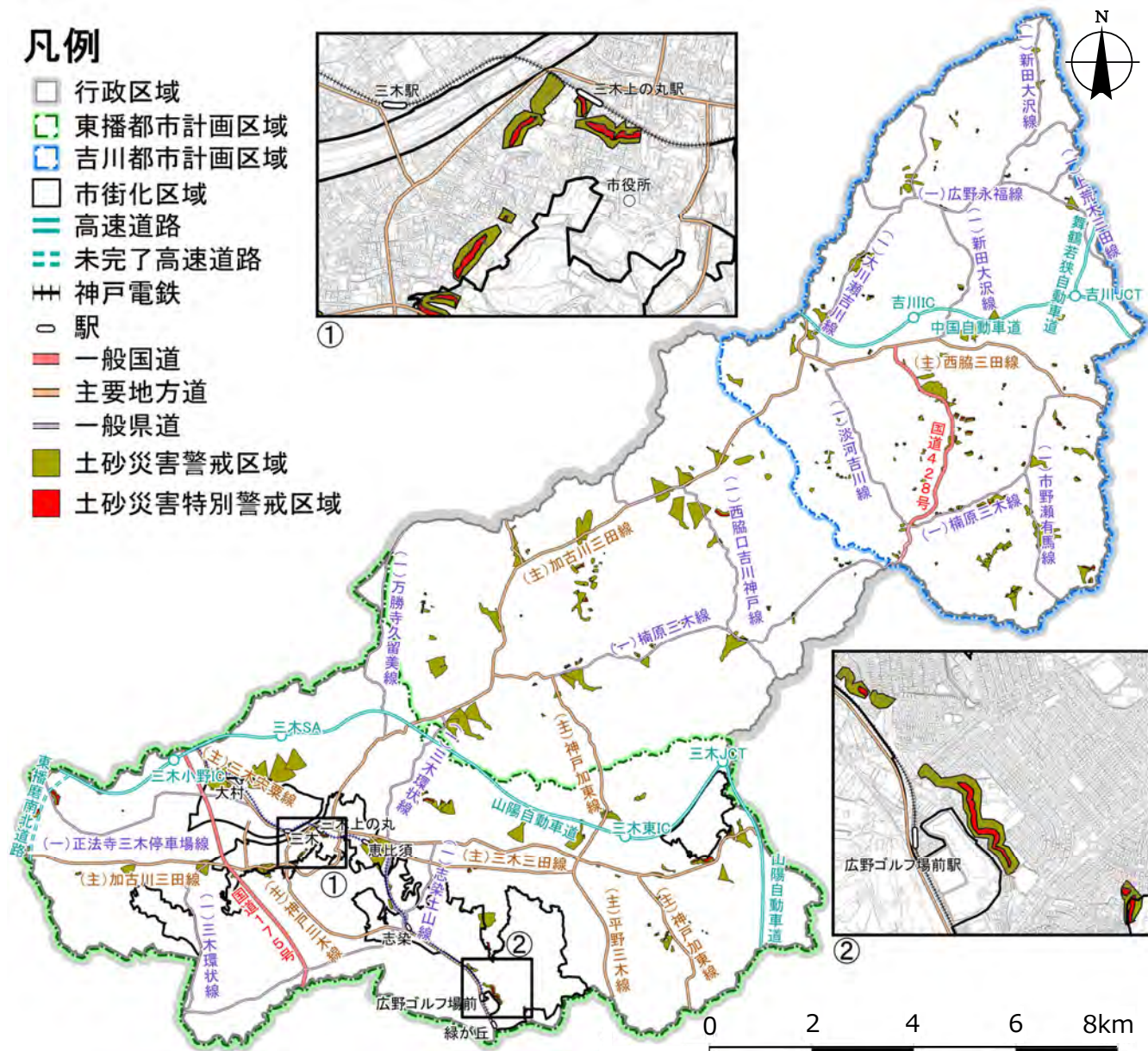


図 2-49 土砂災害（特別）警戒区域

資料：三木市防災情報マップ

5) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域は、神戸電鉄沿線の2箇所に指定されています。



図 2-50 急傾斜地崩壊危険区域

資料：三木市防災情報マップ

6) 地すべり防止区域

地すべり防止区域は、特に吉川都市計画区域での指定が多く、東播都市計画区域での指定は少ない状況です。

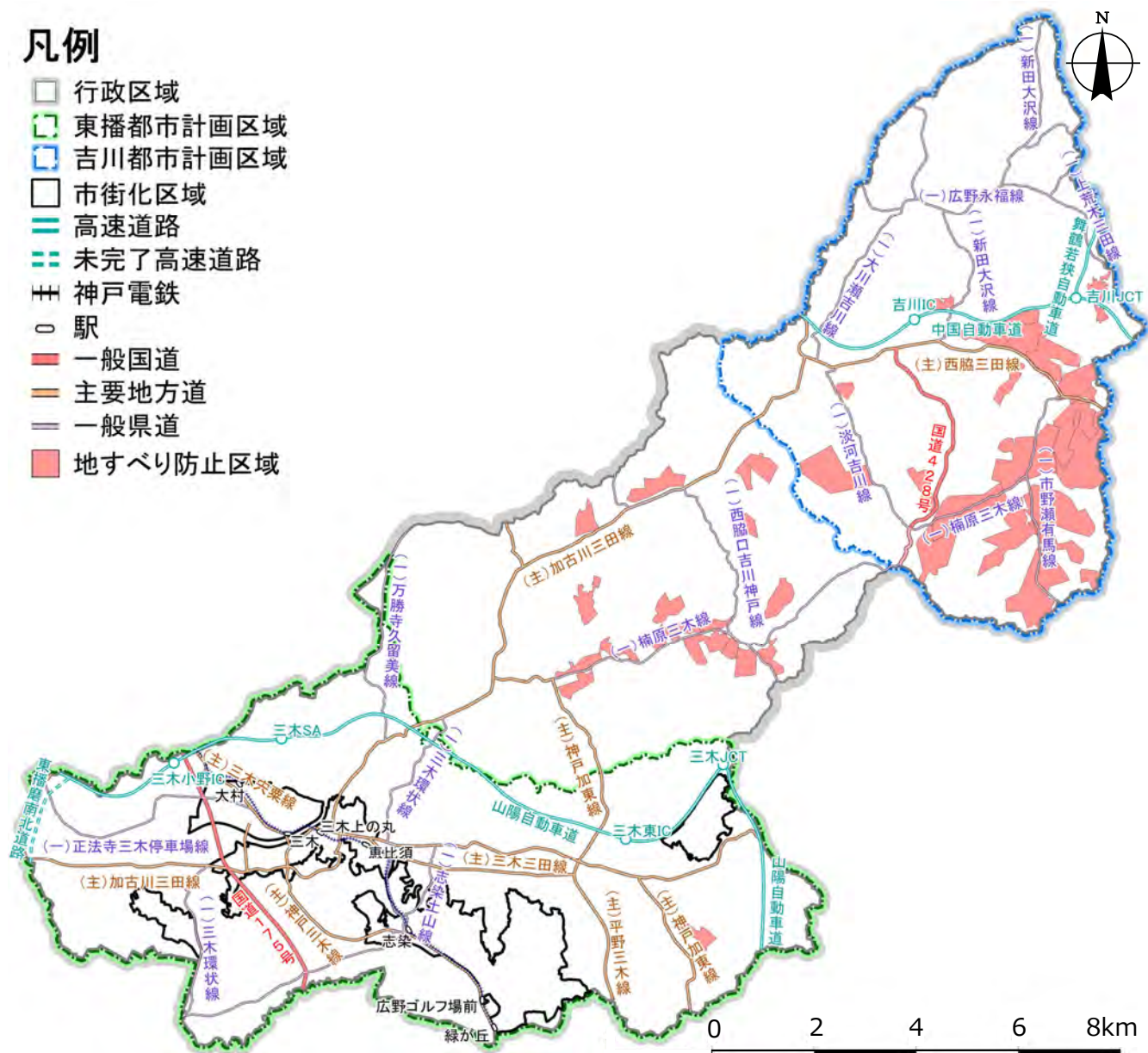


図 2-51 地すべり防止区域

資料：国土数値情報（地すべり防止区域）

山崎断層帯及び草谷断層が連動して地震が発生した場合、想定震度は市域全体でみると震度6以上となっており、市街化区域の大半は最大震度の7となっています。

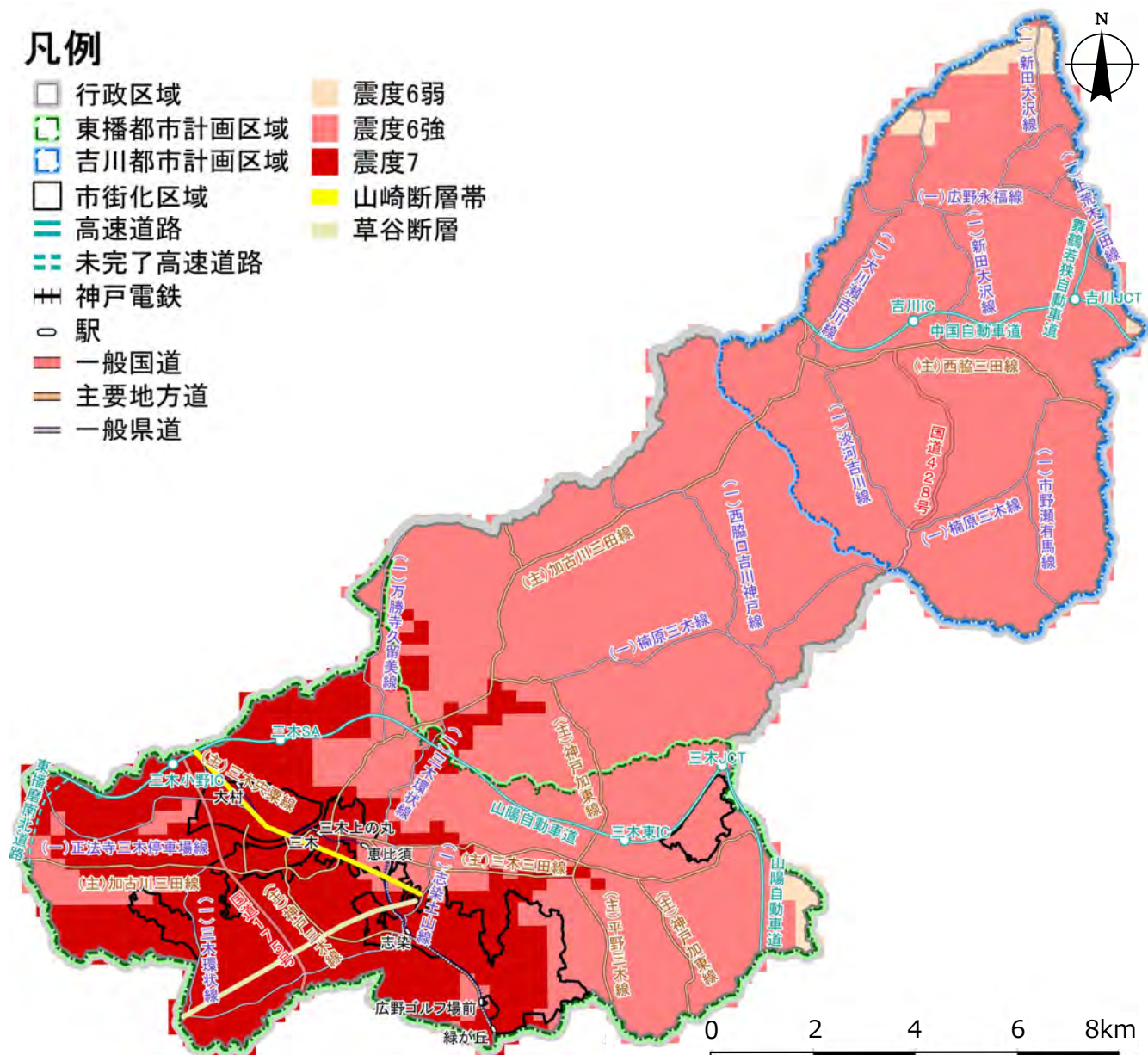


図 2-53 震度分布

資料：三木市地域防災計画

(7) 財政

2005（平成 17）年から 2023（令和 5）年までの歳入歳出決算の推移をみると、2019（令和元）年にかけて 300 億円前後で推移していたものが、2020（令和 2）年度からの新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策のための国県支出金の増加等により急激に増加し、2022（令和 4）年度以降は 350 億円まで増加しています。

歳入では、図 2-54 より主な自主財源である市税は 110 億円から 115 億円前後で推移していますが、その他自主財源と合わせた割合は 2009（平成 21）年以降 50% を下回っています。また、今後も継続する人口減少により、市税の大きな増加は期待できません。

歳出では、図 2-55 より義務的経費のうち扶助費は、2005（平成 17）年から 2023（令和 5）年までの 18 年間で 2 倍以上に増加しており、高齢化の進展による社会保障費の増加や昨今の人件費の高騰、合併特例債の返済ピークに伴う公債費の高止まりにより、義務的経費が歳出全体に占める割合と歳出総額は増加していくと推察されます。

なお、2020（令和 2）年度に会計年度任用職員制度への移行に伴い、非常勤職員に係る費用が物件費から人件費に変更となったため、人件費は前年度より 14 億円増加しています。

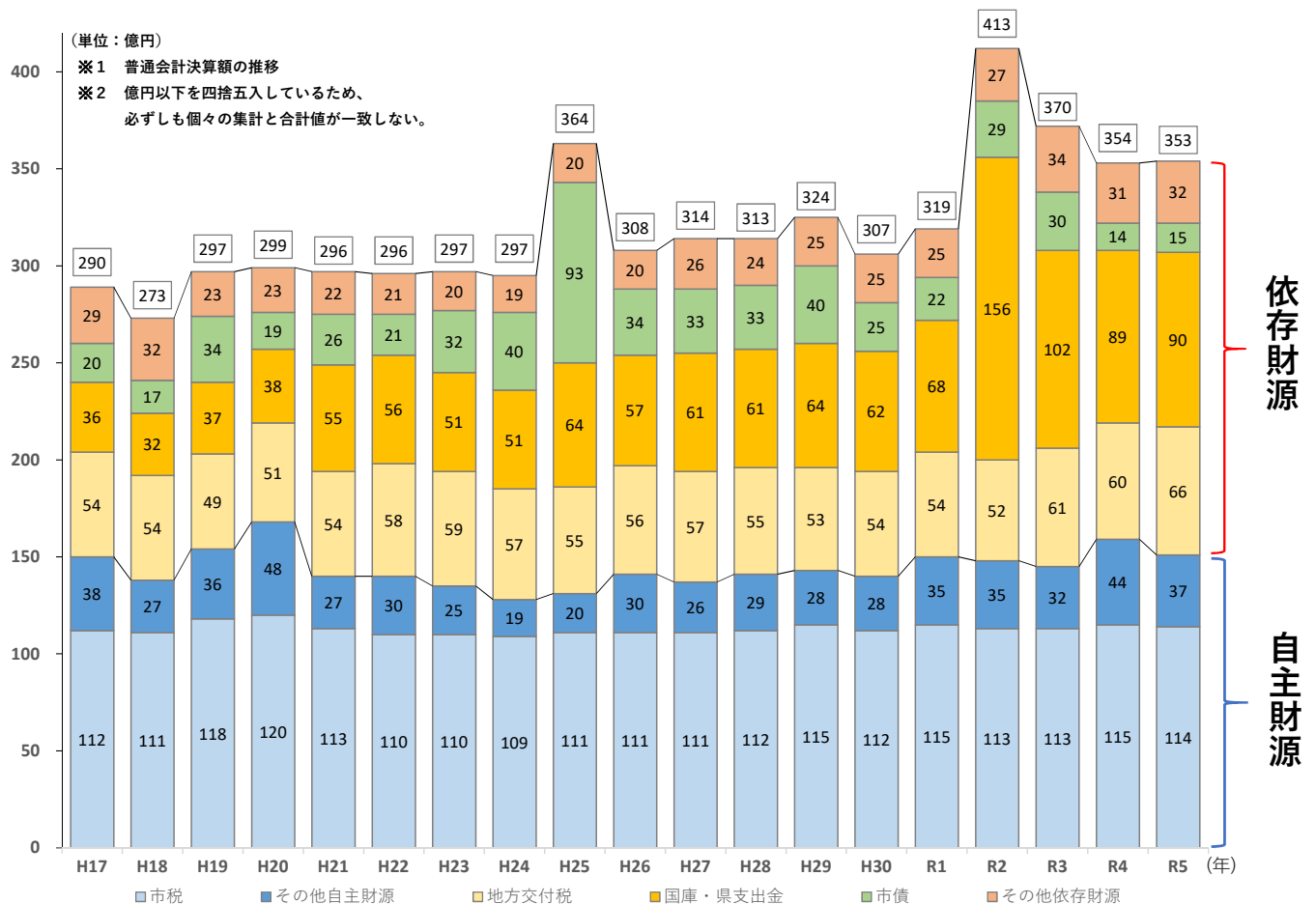


図 2-54 歳入決算額（自主財源と依存財源）の推移

資料：三木市財政課

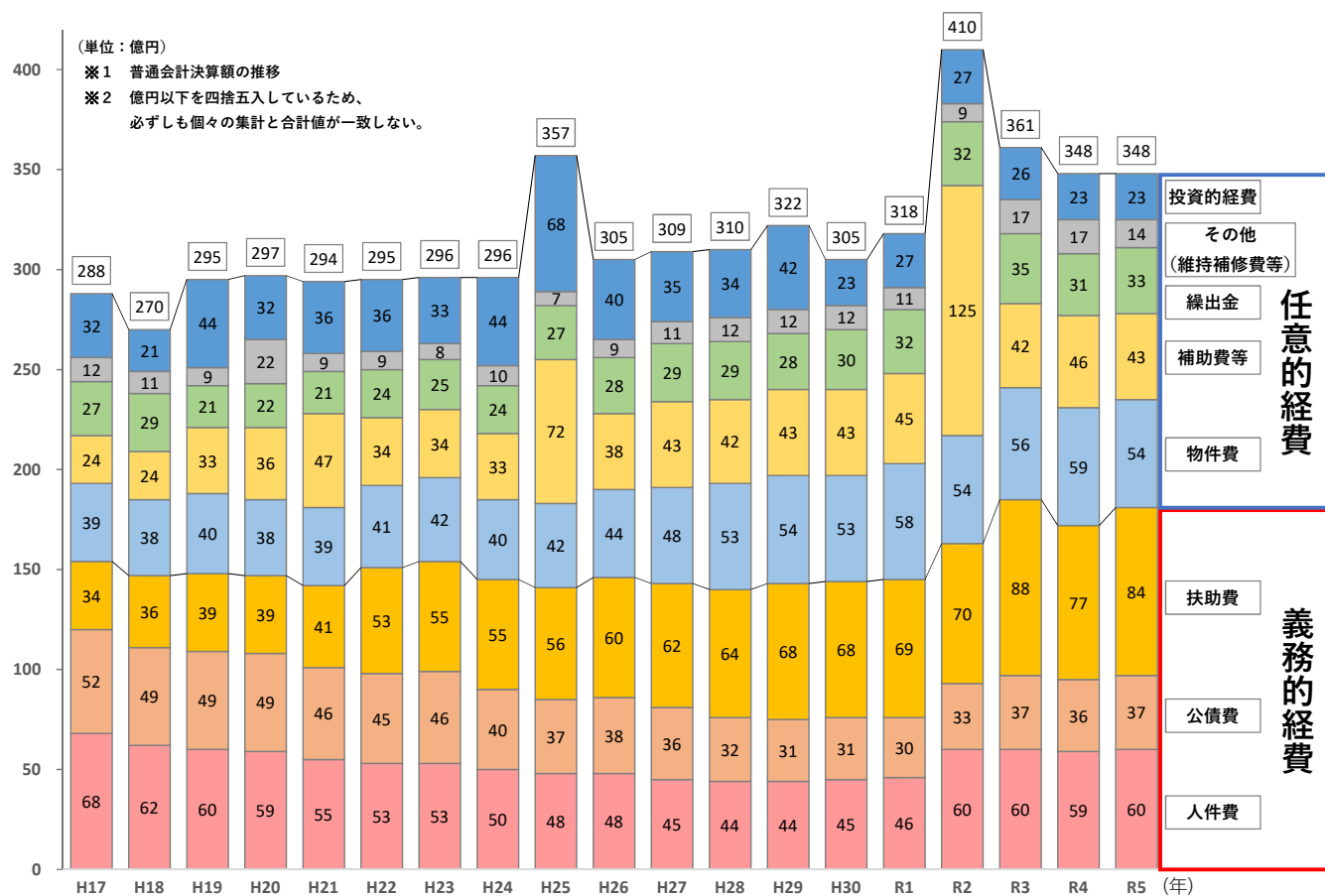


図 2-55 歳出決算額（義務的経費と任意の経費）の推移

資料：三木市財政課

(8) 調査結果のまとめ

本計画における課題や方針等を整理するため、現況調査の結果を項目ごとにまとめました。

表 2-2 立地適正化計画の焦点となる項目ごとのまとめ

項目	まとめ
人口	●人口減少や少子高齢化がさらに進行していくことが予測されています。 ●人口集中地区である DID の面積は増加する一方、DID 区域内の人口は減少する等、人口密度の低下がみられます。 ●全ての年代で転出超過であり、特に 20 代から 30 代前半の転出者が多く、進学や就労による転出と推察されます。 ●通勤通学状況から神戸市のベッドタウンとしての役割を担っていることが確認できます。
土地利用	●住宅系の用途地域が多くを占める中、商業系の用途地域が少ない状況にあるため、土地利用現況においても商業系の土地利用の割合が少なくなっています。 ●空き家の増加が続くと見込まれます。
都市施設及び 徒歩圏人口カバー率	●都市施設の分布状況をみると鉄道駅やバス停周辺に多く立地しています。 ●市街化区域内の徒歩圏人口カバー率は一定確保できています。
交通	●高速道路をはじめとする道路網が充実しています。 ●新型コロナウイルス感染症の影響による住民の生活スタイルの変化から、鉄道やバス利用者が減少しています。 ●吉川地区で運行しているデマンド型交通の他地区への拡充が期待されます。
災害リスク	●美嚢川沿いの三木駅から三木上の丸駅周辺においては、垂直避難が困難な浸水深が 3 m以上の地域や家屋が倒壊するおそれのある河岸浸食及び氾濫流が指定されている地域が存在します。 ●住宅地や駅周辺の一部に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されています。
財政	●人口減少による市税の減収が懸念されることに加え、高齢化の進展や昨今の人件費高騰等による義務的経費の歳出に占める割合と、歳出総額が増加していくことが推察されます。

2-2 市民意向の把握

立地適正化計画の策定に際して、日常生活における利便性や暮らしやすさに関する意向を把握するために市民意向調査（アンケート）を行いました。

（１）調査の概要

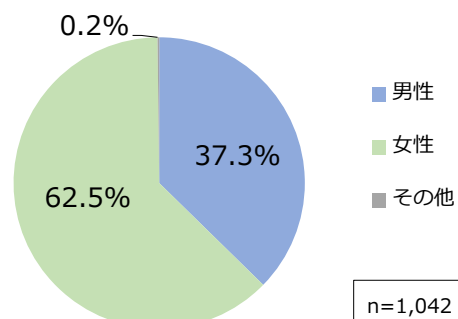
調査対象	三木市の東播都市計画区域内にお住まいの18歳以上の方から、無作為に抽出した3,000名
調査方法	郵送法（郵送による調査票の配布・回収）とWeb回答の併用
調査期間	郵送日：2023（令和5）年8月1日 締切日：2023（令和5）月8月22日
回収率	34.9%（1,046票回収 / 3,000票配布） ※郵送回答：853票（81.5%）、Web回答：193票（18.5%）

（２）調査結果の概要

1) 回答者の属性

①性別

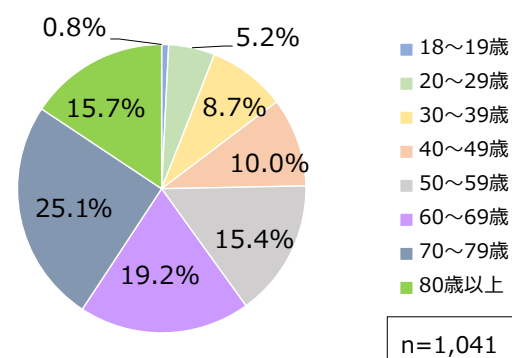
「男性」が37.3%、「女性」が62.5%となっています。



②年代

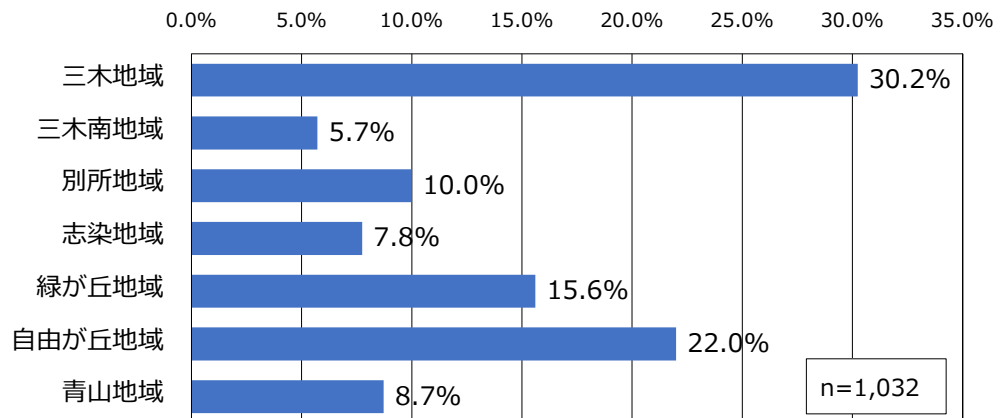
「70～79歳」が最も多く25.1%、次いで「60～69歳」が19.2%、「80歳以上」が15.7%となっており、60歳以上の高齢世代が約6割と半分以上を占めています。

若い世代の回答割合は「18～19歳」が0.8%、「20～29歳」が5.2%とわずかです。



③居住地域

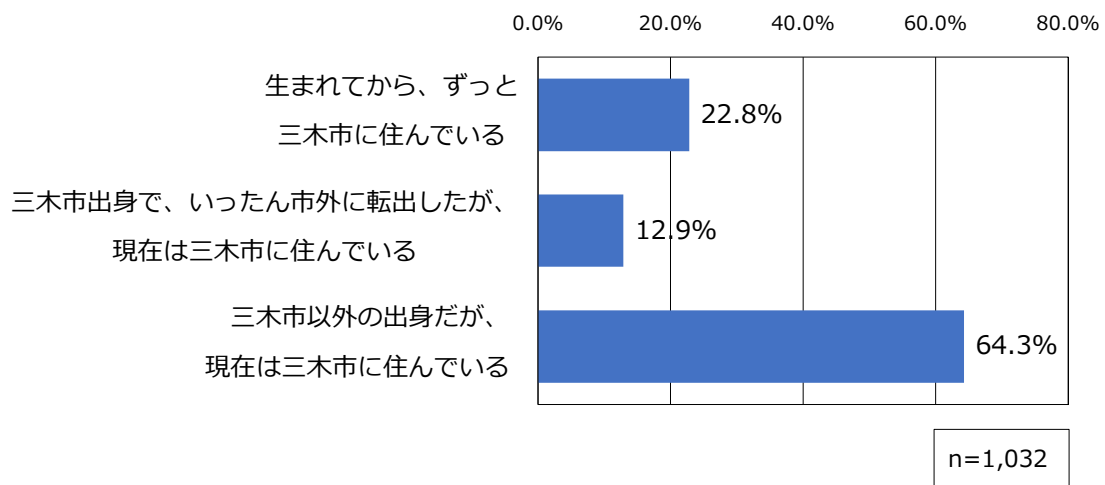
「三木地域」が最も多く 30.2%、次いで「自由が丘地域」が 22.0%、「緑が丘地域」が 15.6%となっています。



④三木市での居住歴

「三木市以外の出身だが、現在は三木市に住んでいる」が最も多く 64.3%、次いで「生まれてからずっと三木市に住んでいる」が 22.8%となっています。

6 割以上が市外出身者であり、一度も三木市を離れたことがない人は 2 割と少なくなっています。



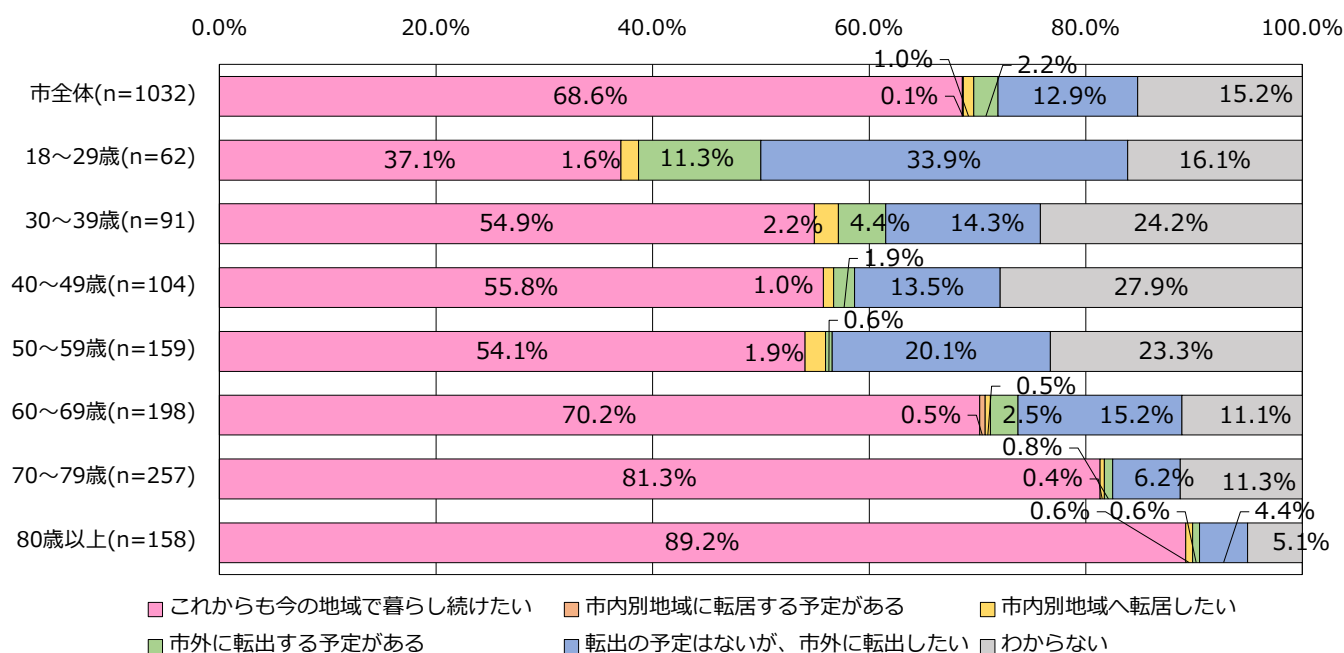
2) 本市の評価

①本市に暮らし続けたいか

「これからも今の地域で暮らし続けたい」が最も多く 68.6%、次いで「わからない」が 15.2%、転出の予定はないが、市外に転出したい」が 12.9%となっています。

年代別にみると、肯定的な評価の「これからも今の地域で暮らし続けたい」は、80 歳以上が最も多く 89.2%、次いで 70 ～ 79 歳の 81.3%となっています。

否定的な評価の「市外に転出する予定がある」と「転出の予定はないが、市外に転出したい」を合わせた転出を希望する意見は、18 ～ 29 歳が 45.2%と最も多く、次いで 50 ～ 59 歳の 20.7%となっています。

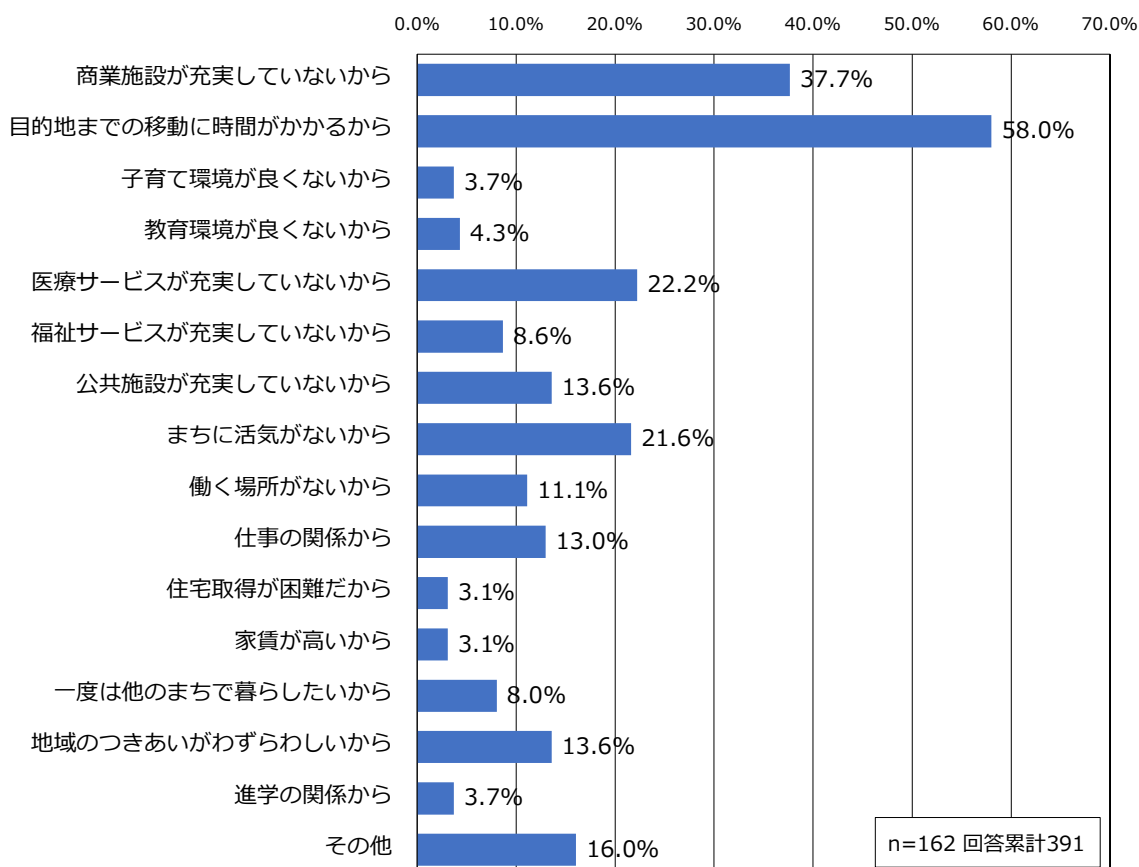


②転居・転出する（したい）理由（複数回答）

※上記で「今の地域で暮らし続けたい」、「わからない」以外を回答した方が対象の設問

「目的地まで時間がかかるから」が最も多く 58.0%、次いで「商業施設が充実していないから」が 37.7%、「医療サービスが充実していないから」が 22.2%となっています。

主なその他回答は、「交通の便が悪い（車がないと生活できない）」、「実家や故郷へ帰る」、「道路環境が悪い」、「福祉の都合のため」となっています。



年代別にみると、どの年代も「目的地までの移動に時間がかかるから」の割合が最も多くなっています。

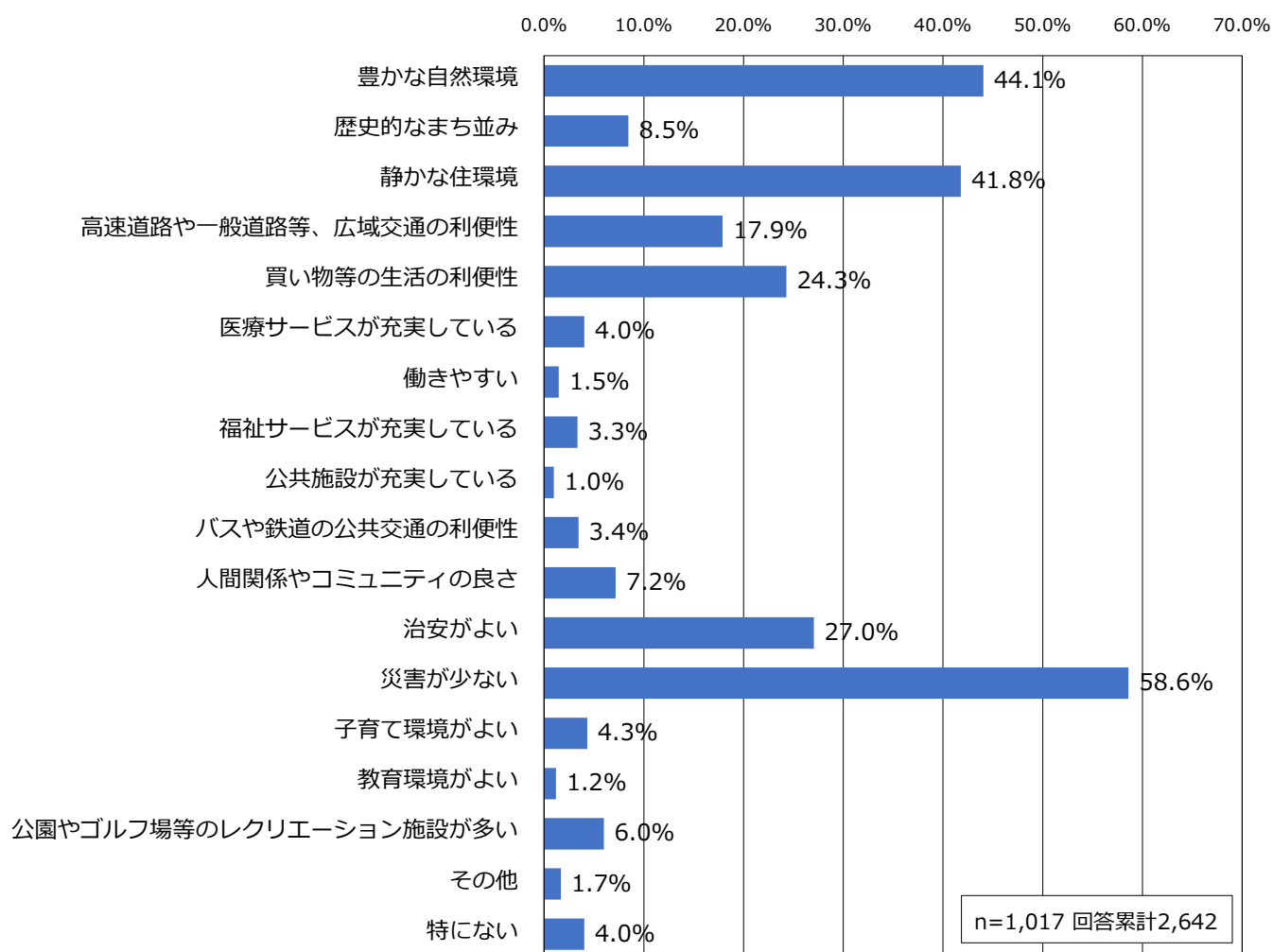
2位以下は年齢層による特徴が表れており、60代までの年代では「商業施設が充実していないから」が、70代以上では「医療サービスが充実していないから」の割合が多くなっています。また、18～29歳、30～39歳では「仕事の関係から」が3割を超えています。

年代	1位	2位	3位
18～29歳 (n=29)	目的地までの移動に 時間がかかるから	商業施設が 充実していないから	仕事の関係から
30～39歳 (n=19)	目的地までの移動に 時間がかかるから	商業施設が 充実していないから	仕事の関係から
40～49歳 (n=17)	目的地までの移動に 時間がかかるから	商業施設が 充実していないから	医療サービスが 充実していないから まちに活気がないから
50～59歳 (n=35)	目的地までの移動に 時間がかかるから	商業施設が 充実していないから	医療サービスが 充実していないから
60～69歳 (n=34)	目的地までの移動に 時間がかかるから	商業施設が 充実していないから	医療サービスが 充実していないから まちに活気がないから
70～79歳 (n=19)	目的地までの移動に 時間がかかるから	医療サービスが 充実していないから	地域のつきあいが わずらわしいから
80歳以上 (n=8)	目的地までの移動に 時間がかかるから	医療サービスが 充実していないから	商業施設が 充実していないから 福祉サービスが 充実していないから その他

③本市の魅力（複数回答）

「災害が少ない」が最も多く 58.6%、次いで「豊かな自然環境」が 44.1%、「静かな住環境」が 41.8%となっています。

主なその他回答は、「祭り」、「神戸に近い」となっています。



年代別にみると、どの年代も「豊かな自然環境」、「静かな住環境」、「災害が少ない」が上位の3つを占めています。

特に「災害が少ない」は、50代以上で割合が6割を超えて多くなっています。

年代	1 位	2 位	3 位
18 ～ 29 歳 (n=62)	豊かな自然環境	災害が少ない	静かな住環境
30 ～ 39 歳 (n=91)	災害が少ない	豊かな自然環境	静かな住環境
40 ～ 49 歳 (n=104)	静かな住環境	豊かな自然環境 災害が少ない	
50 ～ 59 歳 (n=155)	災害が少ない	豊かな自然環境	静かな住環境
60 ～ 69 歳 (n=195)	災害が少ない	静かな住環境	豊かな自然環境
70 ～ 79 歳 (n=253)	災害が少ない	豊かな自然環境 静かな住環境	
80 歳以上 (n=154)	災害が少ない	豊かな自然環境	静かな住環境

3) 施設の集積意向

①各拠点及び回答者の自宅周辺に充実させたい施設（複数回答）

(1) イオン三木店周辺では、「大型ショッピングセンター・デパート」や「娯楽施設（映画館等）」といった、比較的規模が大きい施設が目立っています。

下表の(2)から(5)の駅周辺で、「飲食店」及び「食料品・日用品店舗（スーパー等）」が多くなっています。また、「飲食店」の割合は、2位以下を大きく離していました。

(6) 市役所周辺は、「総合病院」や「娯楽施設（映画館等）」といった、比較的規模が大きい施設が上位となっています。これは周辺に公共施設が建ちならんでいることが影響していると考えられます。

(7) ご自宅周辺では、日常よく利用する「食料品・日用品店舗（スーパー等）」が最も多く、いざという時に欠かせない身近な医療施設として「医院（クリニック）・診療所」が上位に挙げられています。

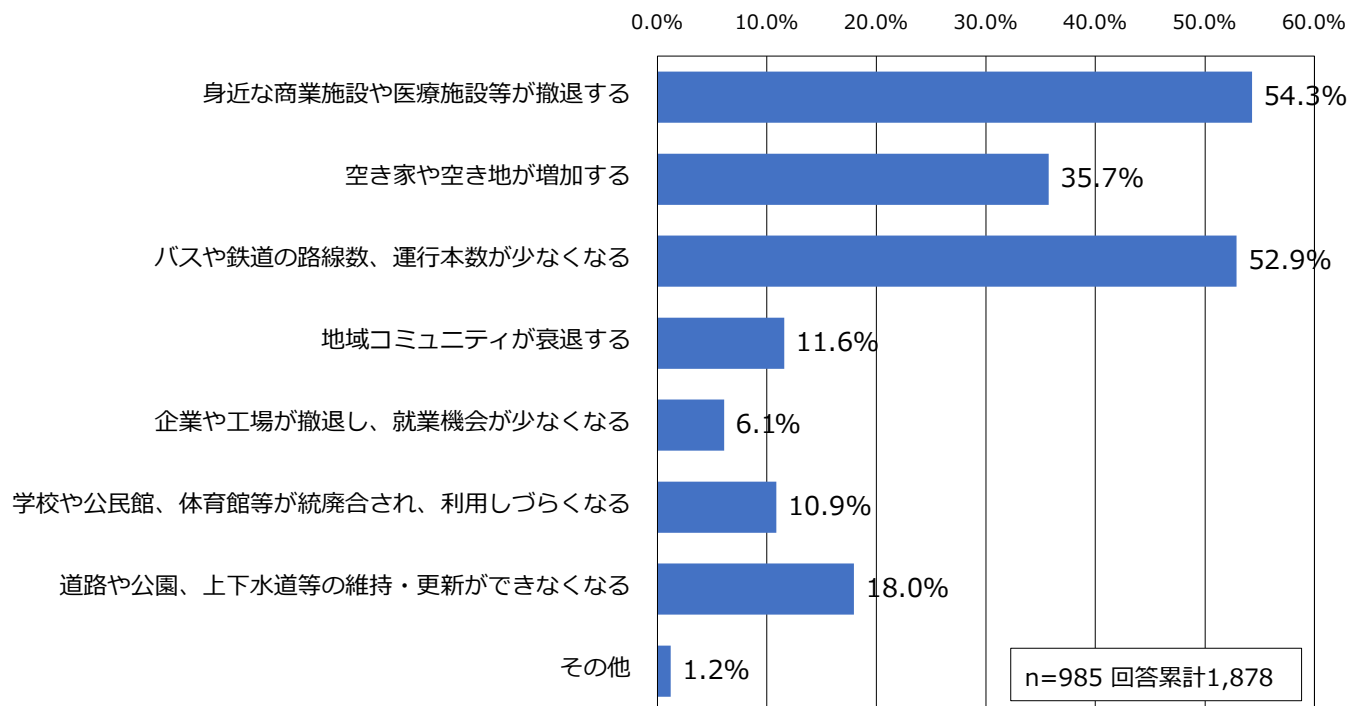
場所	1 位	2 位	3 位
(1) イオン三木店周辺	大型ショッピングセンター・デパート	娯楽施設 (映画館等)	飲食店
(2) 三木駅及び本町周辺	飲食店	食料品・日用品店舗 (スーパー等)	大型ショッピングセンター・デパート
(3) 志染駅周辺	飲食店	食料品・日用品店舗 (スーパー等)	大型ショッピングセンター・デパート
(4) 緑が丘駅周辺	飲食店	食料品・日用品店舗 (スーパー等)	駐車場
(5) 恵比須駅周辺	飲食店	食料品・日用品店舗 (スーパー等)	大型ショッピングセンター・デパート
(6) 市役所周辺	飲食店	総合病院	娯楽施設 (映画館等)
(7) ご自宅周辺	食料品・日用品店舗 (スーパー等)	飲食店	医院（クリニック）・ 診療所

4) 人口減少や高齢化の進行による懸念

①人口減少や高齢化の進行により生じる問題への不安（複数回答）

「身近な商業施設や医療施設等が撤退する」が最も多く 54.3%、次いで「バスや鉄道の路線数、運行本数が少なくなる」が 52.9%、「空き家や空き地が増加する」が 35.7%となっています。

主なその他回答は、「財政難」、「福祉の削減」となっています。



年代別にみると、30代から60代は「身近な商業施設や医療施設等が撤退する」が、18～29歳と60～69歳、70～79歳は「バスや鉄道の路線数、運行本数が少なくなる」が（60～69歳は同率）、80歳以上は「空き家や空き地が増加する」が最も多くなっています。

また、18～29歳で「学校や公民館、体育館等が統廃合され、利用しづらくなる」、30～39歳で「道路や公園、上下水道等の維持・更新ができなくなる」が上位に入り、若い世代で公共施設やインフラの維持に不安を抱いていることが特徴的です。

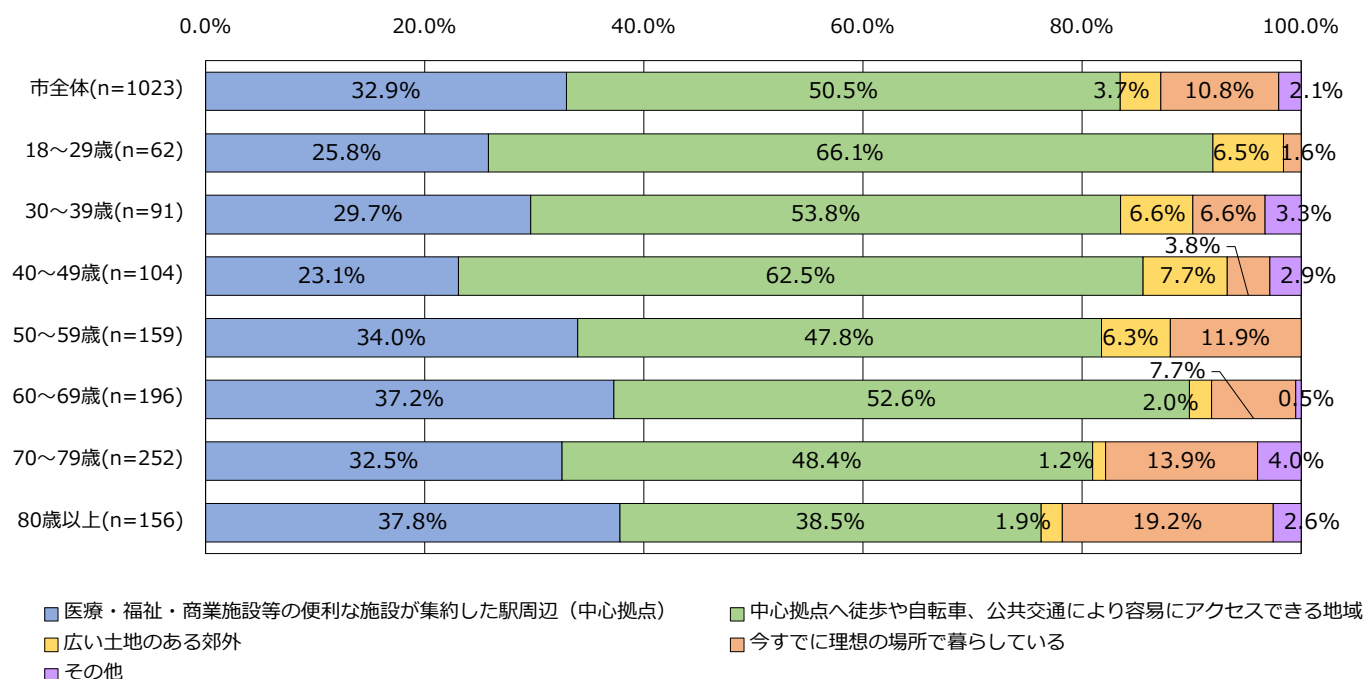
5) 将来居住地の意向

①将来どのような場所で暮らしたいか

「中心拠点へ徒歩や自転車、公共交通により容易にアクセスできる地域」が最も多く 50.5%、次いで「医療・福祉・商業施設等の便利な施設が集約した駅周辺（中心拠点）」が 32.9%、「今すでに理想の場所で暮らしている」が 10.8%となっています。

年代別にみると、どの年代も「中心拠点」や「中心拠点に容易にアクセスできる地域」が多くなっています。特に、18～29歳が最も多く 91.9%、次いで 60～69歳の 89.8%と 9 割前後になっています。

一方、80歳以上では「今すでに理想の場所で暮らしている」が 19.2%で、2 割近くになっています。



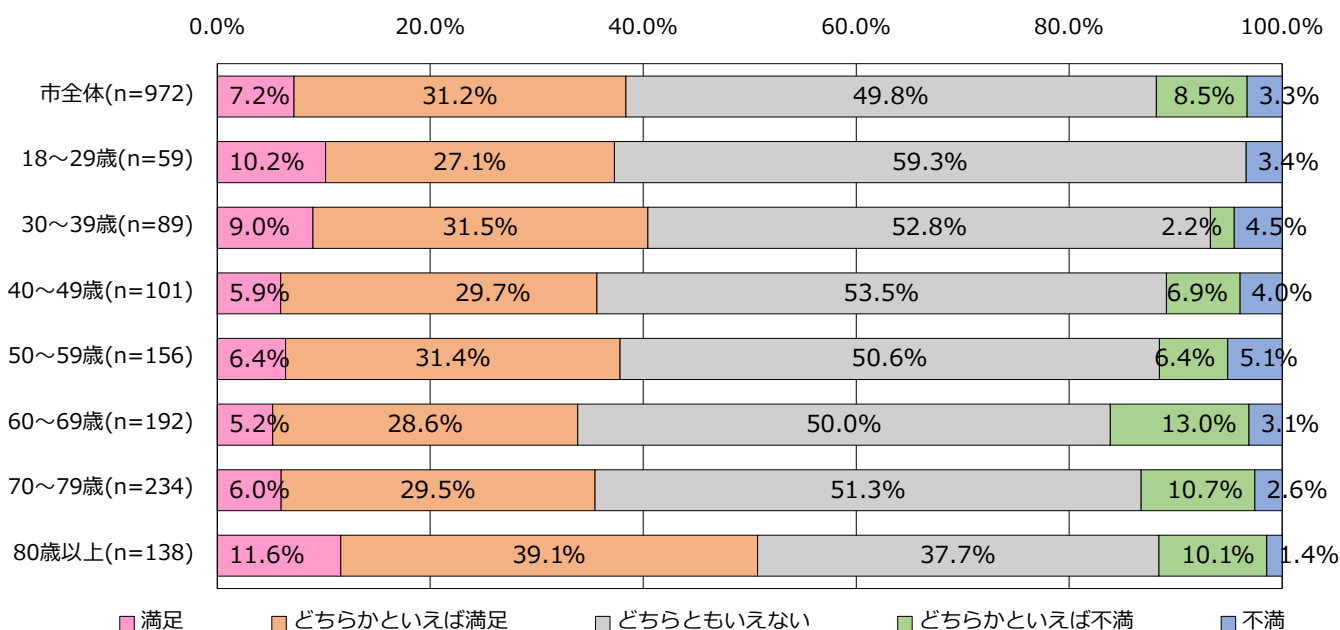
6) 防災

①防災に関する取組への満足度

「どちらともいえない」が最も多く 49.8%、次いで「どちらかといえば満足」が 31.2%、「どちらかといえば不満」が 8.5%となっています。

「満足」、「どちらかといえば満足」を合わせると 38.4%となり、肯定的な評価は全体の 4 割以下となっています。

年代別にみると、どの年代も「不満」と「どちらかといえば不満」を合わせた否定的な評価は、少なくなっています。



②自宅周辺の災害リスク・避難所等の把握状況

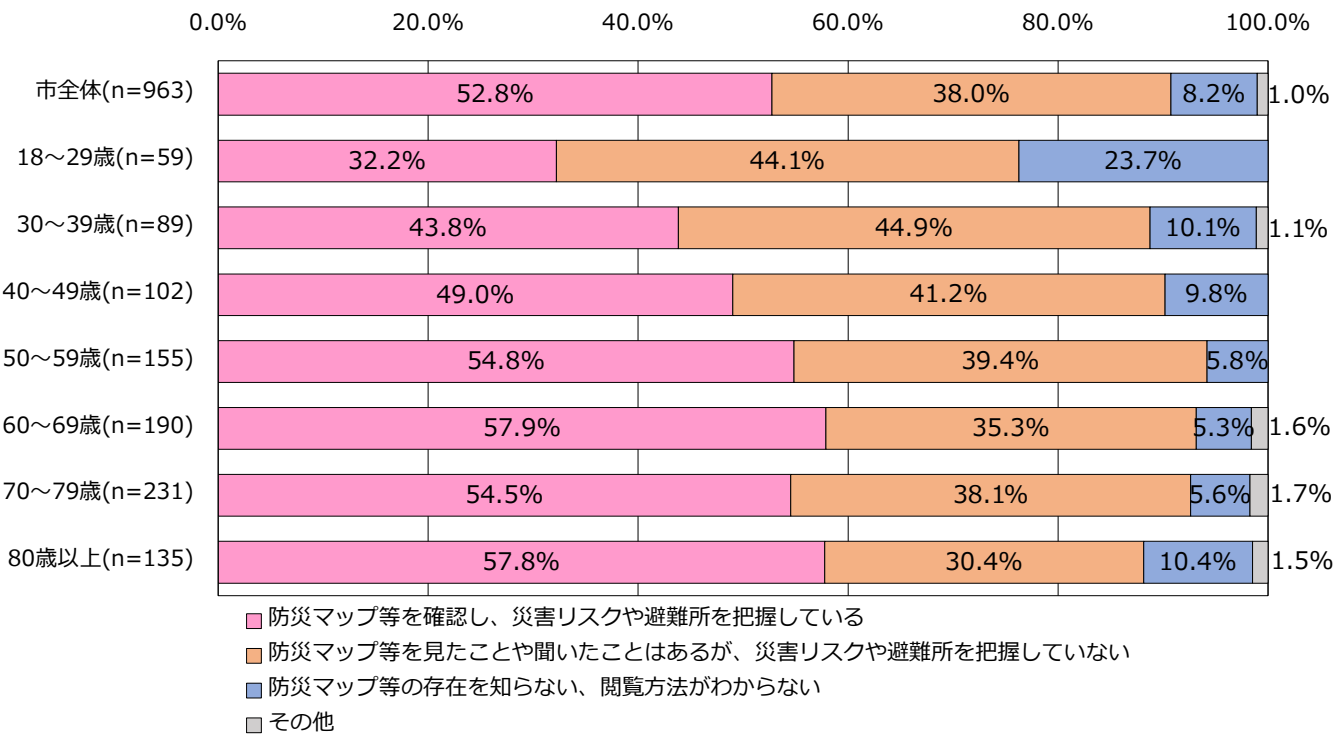
「防災マップ等を確認し、災害リスクや避難所を把握している」が最も多く 52.8%、次いで「防災マップ等を見たことや聞いたことはあるが、災害リスクや避難所を把握していない」が 38.0%、「防災マップ等の存在を知らない、閲覧方法がわからない」が 8.2%となっていました。

自宅周辺の災害リスク・避難所等の確認、把握は、半数近くができていませんでした。

また、主なその他回答は、「避難所は確認しているが、マップ等は知らない」、「避難場所だけ知っている」、「介護者が必要」、「住んでいる場所から移動したくない」となっています。

年代別にみると、50代以上は「防災マップ等を確認し、災害リスクや避難所を把握している」が半数以上を占めていますが、若年層、特に18～29歳は約3割と少なくなっています。

18～29歳では、2割以上が「防災マップ等の存在を知らない、閲覧方法がわからない」と回答しており、他年代に比べて防災マップ等に馴染みがない人が多いことがうかがえます。



7) その他

①本市の住みやすさ

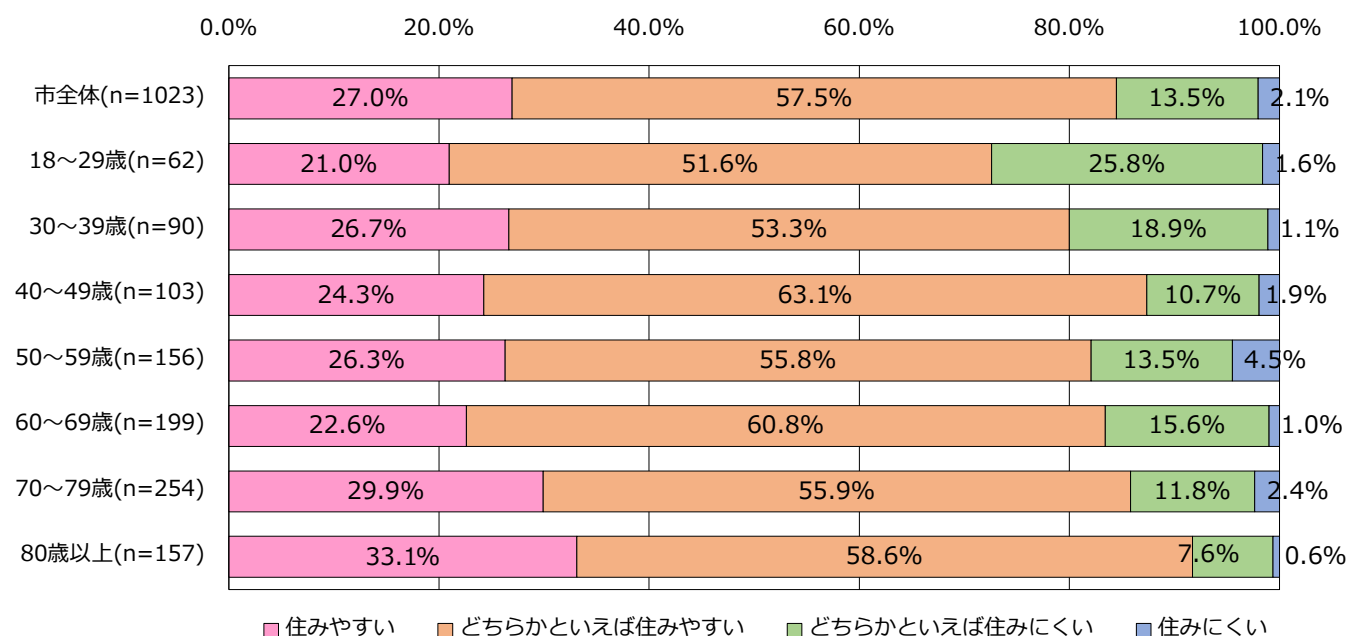
「どちらかといえば住みやすい」が最も多く 57.5%、次いで「住みやすい」が 27.0%、「どちらかといえば住みにくい」が 13.5%となっています。

「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」を合わせると 84.5%となり、8割以上が肯定的な評価をしています。

年代別にみると、「住みやすい」は 80 歳以上が最も多く 33.1%、次いで 70～79 歳の 29.9%となっています。

「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた肯定的な評価は、80 歳以上が最も多く 91.7%、次いで 40～49 歳の 87.4%となっています。

「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」を合わせた否定的な評価は、18～29 歳が最も多く 27.4%、次いで 30～39 歳の 20.0%となっています。



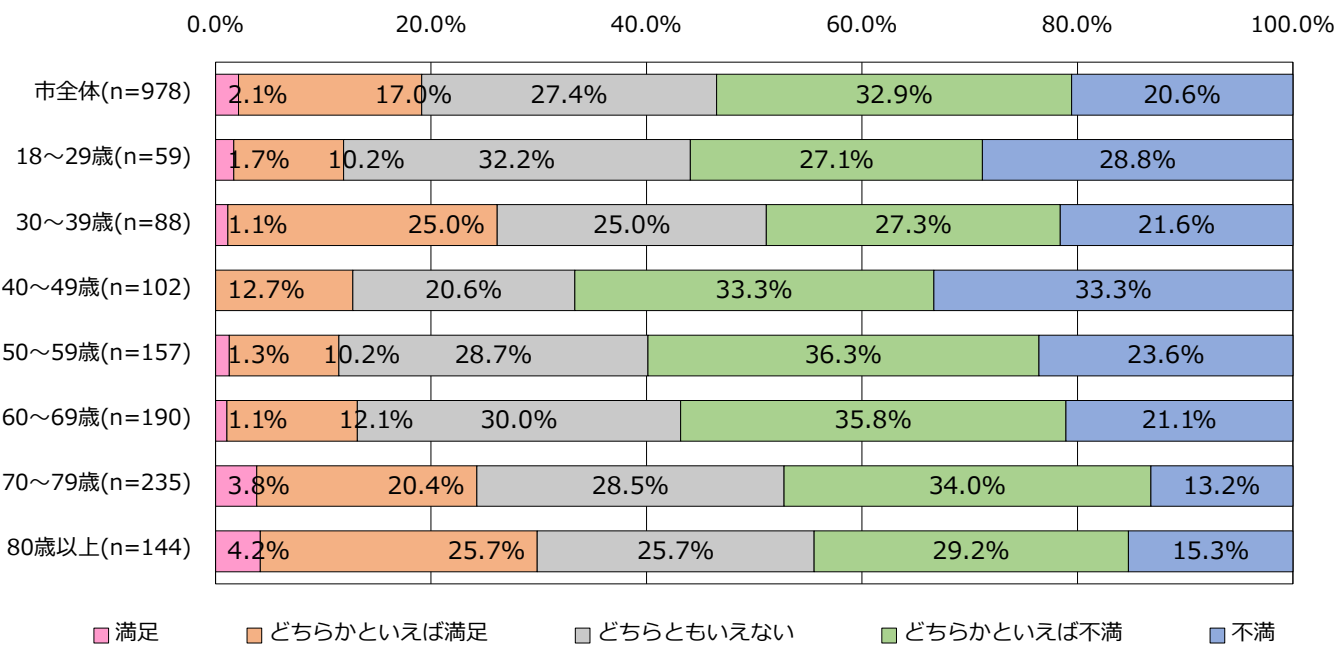
②公共交通の利便性についての満足度

「どちらかといえば不満」が最も多く 32.9%、次いで「どちらともいえない」が 27.4%、「不満」が 20.6%となっています。

「不満」、「どちらかといえば不満」を合わせると 53.5%となり、半数以上が否定的な評価をしています。

年代別にみると、どの年代も「満足」が 5%以下と、かなり少なくなっています。

「不満」と「どちらかといえば不満」を合わせた否定的な評価は、40～49 歳が最も多く 66.6%、次いで 50～59 歳の 59.9%となっています。



(3) 調査結果のまとめ

本計画における課題や方針等を整理するため、市民意向調査の結果を項目ごとにまとめました。

表 2-3 立地適正化計画の焦点となる項目ごとのまとめ

項目	まとめ
本市の評価	●本市に暮らし続けたい方の割合が7割弱あります。 ●転居・転出する（したい）理由として、「目的地までの移動に時間がかかるから」が最も多く、次いで「商業施設が充実していないから」となっています。 ●本市の魅力が「災害が少ない」であると感じている方の割合が6割弱あります。
施設が集積意向	●駅周辺に飲食店を望む意見が多く、次いで食料品・日用品店舗が望まれています。
人口減少や高齢化の進行による懸念	●人口減少や高齢化の進行により「身近な商業施設や医療施設等が撤退する」、「バスや鉄道の路線数、運行本数が少なくなる」ことに不安を感じている割合が多くなっています。
将来居住地の意向	●将来は「中心拠点へ徒歩や自転車、公共交通により容易にアクセスできる地域」に居住したい方の割合が半数以上となっています。
防災	●防災に関する取組への肯定的な評価は全体の4割以下となっています。 ●自宅周辺の災害リスク・避難所等の把握は6割弱となっています。

現況調査や市民意向調査の結果を踏まえて、本計画により解決すべき課題を整理しました。

（１）持続可能な都市の構築

本市は、1954（昭和 29）年の市制施行以後、旧市街地を中心に栄え、その後、神戸電鉄粟生線緑が丘駅から志染駅北側の丘陵地で大規模な住宅開発が行われ、人口が急増し、今日では隣接する神戸市のベッドタウンの役割を担っています。

また、本市の各駅及び公民館周辺は、日常の買い物や医療等の生活サービス機能が分布しており、その中でも三木駅から三木市役所周辺には、医療施設や公共施設が多く立地し、利便性が特に高い地域となっています。

この様なことから、三木駅から三木市役所周辺に高次都市機能を誘導することに加え、各拠点の活力向上のために既存のサービス機能を維持・強化するほか、足りない機能は市内の各拠点同士で補完するとともに、近隣自治体と連携する等、各拠点において便利で快適なまちづくりを推進する必要があります。

（２）利便性の向上

本市の DID 面積は増加する一方、DID 人口は減少する等、人口密度からみて薄く広がった市街地を形成しています。

さらに、将来の市街化区域の人口密度は、DID の条件（40 人 /ha 以上かつ 5,000 人以上）を下回ることが予測されており、一定の人口密度に支えられてきた生活サービス機能の提供が将来困難になることにより地域の利便性は低下し、利便性の高い自治体へ人口が流出する負のスパイラルにおちいる可能性があります。

また、空き家の増加は、地震等の災害時に倒壊及び火災の危険がある等、防災上の問題や適切に管理されず放置されると治安の悪化及び衛生上、景観上の問題をもたらす恐れがあります。

そのため、身近な生活圏における生活サービス機能の維持、充実のほか、空き家の解消や市街地の更新等、利便性が高い良好な居住環境を創出し、地域の魅力や活力を高めていく必要があります。

（３）誰もが移動しやすい交通体系の形成

少子高齢化に伴う本格的な人口減少が進み、通勤や通学で公共交通を利用する世代の人口が減少する中、テレワークの普及による生活スタイルの変化等により、公共交通の利用者数は減少傾向にあります。

さらには、鉄道・バス・タクシーにおける運転手や整備士の担い手不足も深刻となっており、公共交通の維持に懸念が持たれています。

一方で、高齢化に伴う運転免許証返納者の増加等により、地域公共交通の重要性は高まっており、様々な世代の地域住民のみならず来訪者等も含めて、誰もが快適に利用できる地域公共交通環境の形成が必要となっています。

そのため、鉄道、路線バス、タクシーだけではなく、デマンド型交通をはじめとした新たなモビリティサービス、その他の輸送手段等、地域の輸送資源を総動員するとともに、まちづくりと連携した公共交通ネットワークを形成することにより、地域公共交通の維持及び利便性の向上に取り組んでいく必要があります。

（４）頻発化・激甚化する大規模災害への対応

近年の線状降水帯等による想定を超えた局所的な集中豪雨等により、全国で大規模な被害が頻発しています。

アンケートでは、本市の魅力として「災害が少ない」と感じている方の割合が６割弱ありますが、美囊川や志染川等の氾濫による洪水浸水想定区域が指定され、特に三木駅から三木上の丸駅周辺においては、垂直避難が困難な浸水深が３ｍ以上の地域や家屋が倒壊するおそれのある河岸浸食及び氾濫流が指定されている地域のほか、土砂災害のリスクも存在します。

そのため、有事においては、避難を徹底させること等を促進し、特に災害リスクを許容できないエリアについては、都市機能や居住のエリアの見直し等による防災・減災対策を行う必要があります。

（５）効率的な行財政の運営

本市の財政状況をみると、人口減少による市税収入の減少が懸念される一方、高齢化の進行による扶助費等の社会保障関係費の増加に加え、建設単価の増加に伴う公共事業費の増大が見込まれます。

そのため、都市計画決定された道路、公園、下水道等において、未整備のままとなっている計画の見直しや公共施設の適切な維持管理による長寿命化、将来人口に見合った公共施設の再配置に努める等、これまで以上に有効かつ効率的な行財政の運営が求められています。



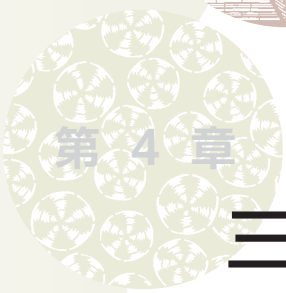
第 1 章



第 2 章



第 3 章



第 4 章



第 5 章



第 6 章



第 7 章



資料編

三木市立地適正化計画の 基本的な方針

【注意事項】

「播州三木染形紙」

ギャラリー湯の山みち所蔵

©無断での複製、複写、転載を禁じます。

3-1 まちづくりの方針

三木市総合計画に掲げるまちの将来像、「誇りを持って暮らせるまち三木～チーム三木（市民・議会・企業・団体・行政）による協働のまちづくり～」を本計画における基本理念とします。

また、三木市都市計画マスタープランでは、「安全・安心なふるさと三木の構築」、「地域資源を生かした魅力あるまちづくり」、「持続可能な都市構造の形成」をまちづくりの目標としており、本計画は都市計画マスタープランの一部とみなすことから、これらの目標を本計画における基本方針とします。

前章において整理した、都市構造の課題を解決し、本計画における基本方針を実現するための誘導方針を「各拠点の役割に応じた機能集積の維持及び充実」、「環境に配慮した快適な公共交通ネットワークの形成」、「安全・安心な居住地の形成」、「持続的かつ効率的な都市運営の実現」に設定しました。

このまちづくりの方針に基づき、居住及び都市機能の維持・誘導を促進することで、各拠点の活力が高まるとともに、環境に配慮した快適な移動環境と安全な居住環境が形成され、将来に渡り持続可能な都市の発展が期待されます。

3-2 誘導方針

前章で整理した5つの課題を解決するための4つの誘導方針は、以下のとおりです。

方針1) 各拠点の役割に応じた機能集積の維持及び充実

三木市都市計画マスタープランにおいて、三木駅・市役所周辺を本市の中心となる「まちの拠点」、鉄道駅周辺を地域の生活を支える「生活拠点」と位置付け、拠点の形成と機能分担、地域間のネットワーク強化に努めるとしています。

このようなことから、三木駅から市役所周辺は市全体の利用を見据えた都市機能を誘導し、大村駅、恵比須駅、志染駅、緑が丘駅周辺及び団地再生事業が進められている青山地区で日常生活に必要な都市機能を維持・誘導し、それぞれの拠点で補完しあうことで拠点全体の総合力を高めます。

方針2) 環境に配慮した快適な公共交通ネットワークの形成

拠点間を結ぶ公共交通ネットワークを向上させるため、本市の基幹的な移動軸である、既存の鉄道については、今後も維持・存続させるとともに、鉄道に加えて基幹軸となるバスをはじめ、デマンド型交通、新たなモビリティサービス、その他の輸送手段等、異なる交通手段が連携し、途切れがなくスムーズにつながることで、様々な利用者のニーズに適した環境配慮型の快適なネットワーク体系を構築します。

方針3) 安全・安心な居住地の形成

利便性の高い拠点及びその周辺に居住を誘導するにあたっては、災害リスクの低い安全な場所を選定します。

ある程度の災害リスクを許容しながら居住を誘導する必要がある場合は、それぞれのリスクに対応したハード対策の実施に加え、地域の自主防災組織による避難体制の充実・避難訓練の実施や3D都市モデルの活用による誰もが分かりやすい情報共有といったソフト対策の両面から防災対策を推進することを前提として、誘導区域に設定します。

方針4) 持続的かつ効率的な都市運営の実現

既存施設等、ストックの有効活用にあたっては、誰もが利用しやすい施設の再配置等、公共施設適正配置の推進に加え、都市機能の維持・誘導や交通ネットワークの構築、防災対策の充実にあたっては、多様な主体と協力し、お互いの不足を補い合う等、官民の役割分担により持続的かつ効率的な都市運営を実現します。

以上のことを踏まえ、まちづくりの方針の体系を次のように整理しました。

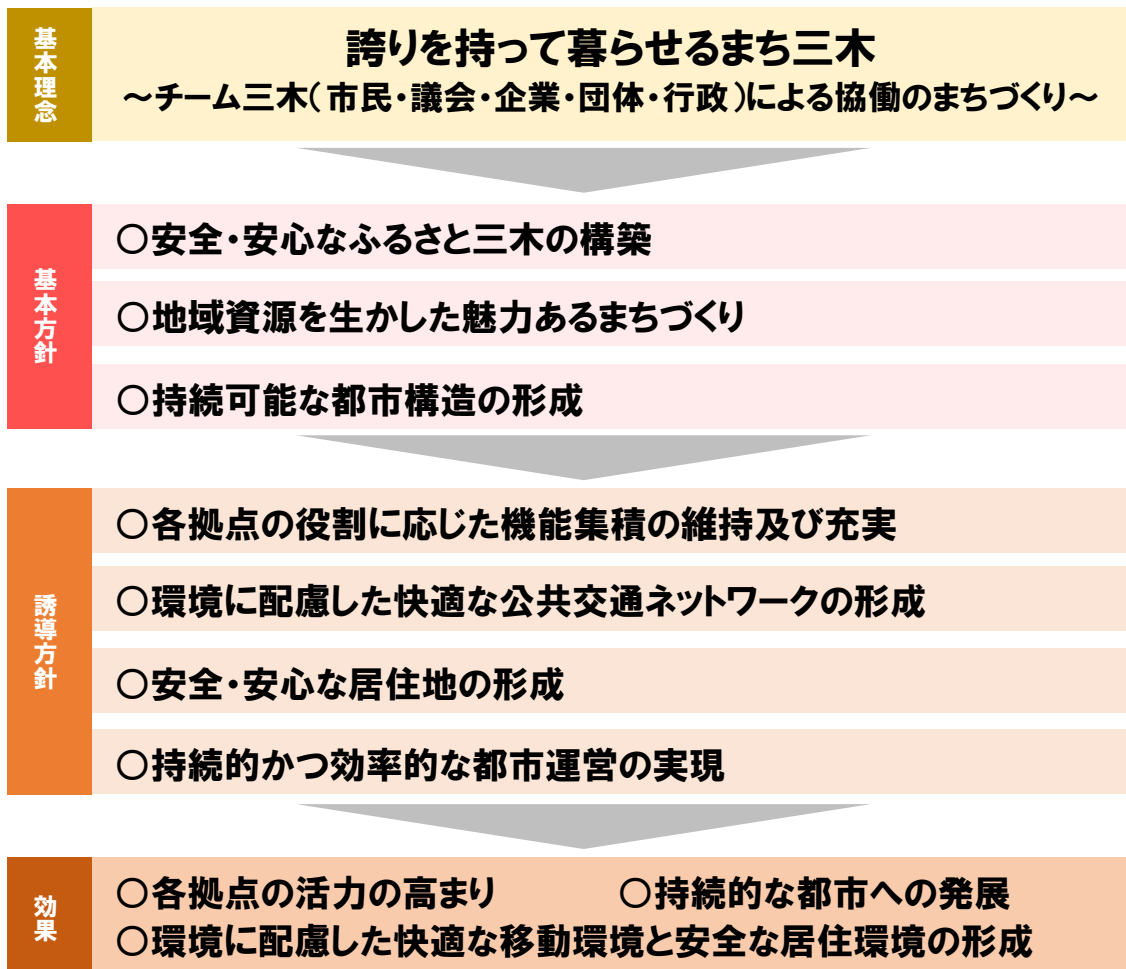


図 3-1 まちづくりの方針の体系

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

資料編

誘導区域及び 都市機能誘導施設

【注意事項】

「播州三木染形紙」

ギャラリー湯の山みち所蔵

©無断での複製、複写、転載を禁じます。

(1) 本計画で定める誘導区域について

1) 居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として設定します。

本市が持つ良好な住環境の維持・向上を図るため、公共交通のアクセス性や現在の居住を踏まえた居住誘導区域を設定し、緩やかな居住の誘導を図ることで、快適な住環境の維持・増進を促進します。

2) 都市機能誘導区域

主要な都市機能を都市拠点や地域拠点に誘導し、集約することにより、各種サービスの効率的な提供が図られるよう、原則として居住誘導区域内に設定します。

本市では、既に都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通アクセスの利便性が高い区域に設定し、都市機能の誘導による拠点性の着実な向上を図ります。

なお、既に商業等の居住以外の機能がまとまって立地している場合は、居住誘導区域を設定しない都市機能誘導区域を定めることができるとされています。

3) 日常サービス誘導区域

住民が日常的に利用する施設を住まいの身近に配置することにより、居住誘導区域への居住の誘導に資する区域として設定します。

本市では、都市機能誘導区域に加えて、幹線道路周辺に設定し、居住誘導区域内の利便性の向上を図ります。

なお、当該区域は立地適正化計画で定めなければならないとされているものではなく、本市独自の区域です。

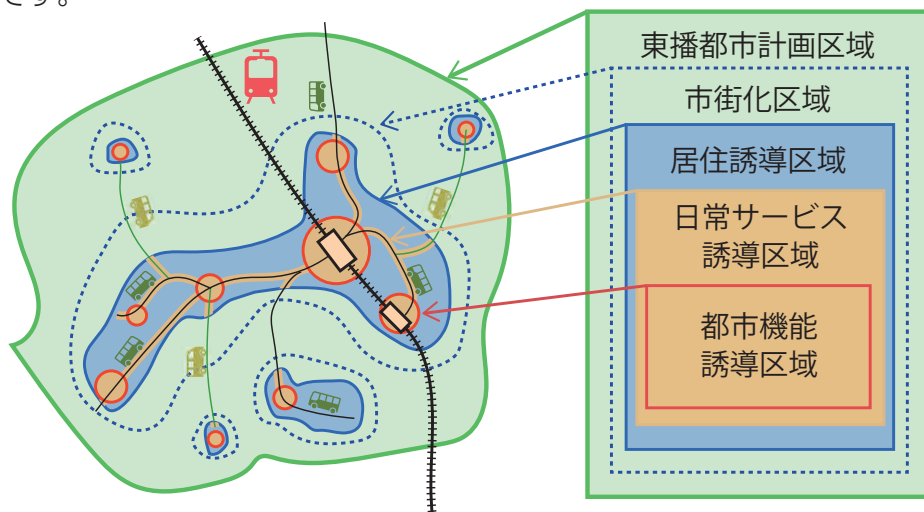


図 4-1 各誘導区域の設定イメージ

(2) 誘導区域設定の手順

1) 生活利便性が高くかつ将来に渡り人口密度が確保される範囲の確認 (STEP1)

市街化区域のうち、都市機能や居住が一定程度集積している範囲で、かつ公共交通へのアクセス性や将来に渡って持続可能な人口密度が確保される範囲を確認します。

2) 都市機能・居住・日常サービスの誘導を行わない区域の確認 (STEP2)

都市再生特別措置法や都市計画運用指針では、災害の危険性が高い区域や住宅の建築が制限されている区域等を都市機能誘導区域及び居住誘導区域として設定すべきではないと示されているため、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、用途地域の工業専用地域は、都市機能・居住・日常サービスの誘導を行わない区域とします。

3) 総合的に勘案し、誘導区域に含むかどうか判断を行う区域の検討 (STEP3)

土砂災害警戒区域については、降雨により土砂災害の発生が見込まれる場合、その約2時間前に土砂災害警戒情報が発表されますが、より早い時間や警戒情報の解除後に発生もしくは警戒情報の発表がなく突然発生する可能性もあります。

さらに、土砂災害が発生した場合、避難する猶予なく被害をもたらすため、必ずしも都市機能誘導区域及び居住誘導区域から除外すべき区域ではありませんが、本市では、都市機能・居住・日常サービスの誘導を行わない区域とします。(P71「表4-1 都市再生特別措置法及び都市計画運用指針上の位置付け」を参照)

洪水浸水想定区域については、本市の美嚢川沿い市街化区域内に広く想定されていますが、これら区域は、三木城を中心に城下町として栄え、本市の中心として発展してきたことから、都市機能・居住・日常サービスの誘導を行わないことは現実的ではありません。(P71「表4-1 都市再生特別措置法及び都市計画運用指針上の位置付け」及びP72「図4-3 災害リスク等」を参照)

そこで、家屋が浸水した場合に垂直避難及び平面避難が困難になるとされている浸水深3.0m以上の区域及び家屋等の倒壊が想定される家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流及び河岸浸食)は原則、都市機能・居住・日常サービスの誘導を行わないこととしますが、徒歩圏500m以内は高齢者でも速やかに避難が可能であるとし、洪水対象の指定避難場所から半径500m圏内は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域、日常サービス誘導区域に含むことができることとします。

なお、洪水対象の指定避難場所から500m圏外となる区域は、都市機能誘導施設として設定が想定される施設の規模を勘案して、都市機能誘導区域に含むことができることとします。

4) 誘導区域の設定 (STEP4・5・6)

病院や大型の商業施設等の施設の立地を目指す拠点を都市機能誘導区域として設定し、利便性が高く、居住が一定程度集積している地域を居住誘導区域として設定します。

また、小規模なスーパーやコンビニエンスストア等の小売店、診療所や郵便局等を誘導し、地域の日常生活に必要な機能の維持・充実を図る区域を日常サービス誘導区域として設定します。

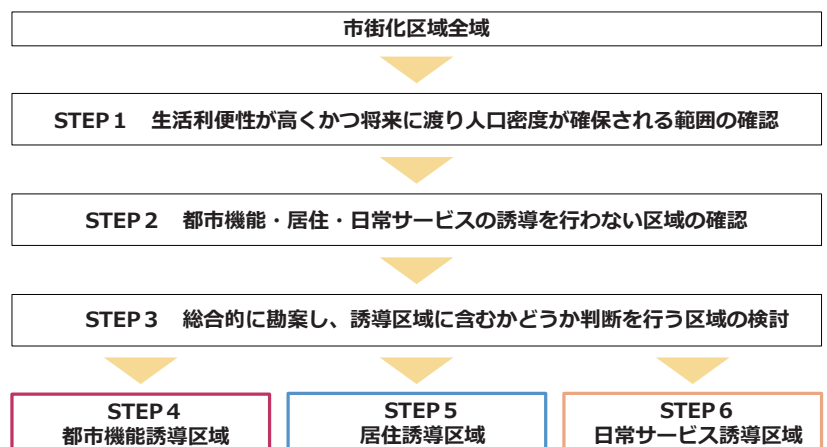


図4-2 誘導区域の設定フロー

表 4-1 都市再生特別措置法及び都市計画運用指針上の位置付け

位置付け	区域	区域に関する法令	設定方針
都市再生特別措置法により誘導区域に含めないこととされている区域	災害危険区域のうち、住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	建築基準法第 39 条第 1 項及び第 2 項	市街化区域内に無し
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律 第 8 条第 2 項第 1 号	
	農地・採草放牧地区域	農地法第 5 条第 2 項第 1 号	
	特別地域	自然公園法第 20 条第 1 項	
	保安林の区域	森林法第 25 条又は第 25 条の 2	
	原生自然環境保全地域、原生自然環境保全地域特別地区	自然環境保全法第 14 条第 1 項、第 25 条第 1 項	
	保安林予定森林の区域、保安施設地区、保安施設地区に予定された地区	森林法第 30 条又は第 30 条の 2、第 41 条、第 44 条において準用する同法第 30 条	
	地すべり防止区域	地すべり等防止法第 3 条第 1 項	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項	誘導を行わない
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項	
都市計画運用指針により誘導区域に含めることについて慎重に判断することが望ましい区域	浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法第 56 条第 1 項	市街化区域内に無し
	工業専用地域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号	誘導を行わない
	特別用途地区や地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号、第 12 条の 4 第 1 項第 1 号	市街化区域内に無し
	過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	
都市計画運用指針により総合的に勘案し、適切でないと判断される場合、原則として含まない区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項	誘導を行わない
	津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律 第 53 条第 1 項	市街化区域内に無し
	浸水想定区域	水防第 15 条第 1 項	条件付きで誘導を行う
	津波浸水想定における浸水の区域	津波防災地域づくりに関する法律 第 8 条第 1 項	市街化区域内に無し
	土砂災害警戒区域等で基礎調査により災害発生のおそれのある区域	土砂災害防止対策の推進に関する法律第 4 条第 1 項	
	都市浸水想定における都市浸水が想定される区域	特定都市河川浸水被害対策法第 4 条第 4 項	

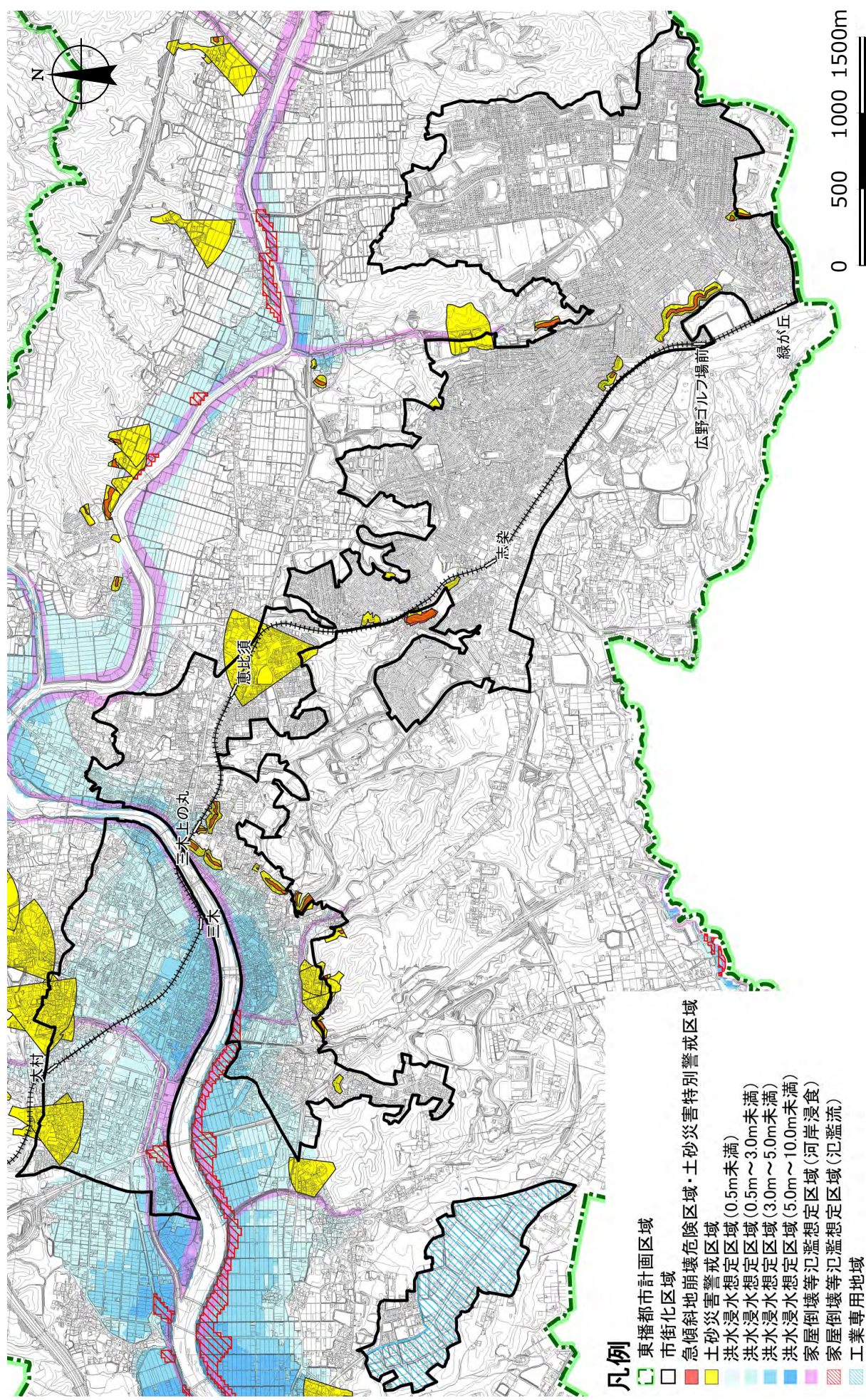
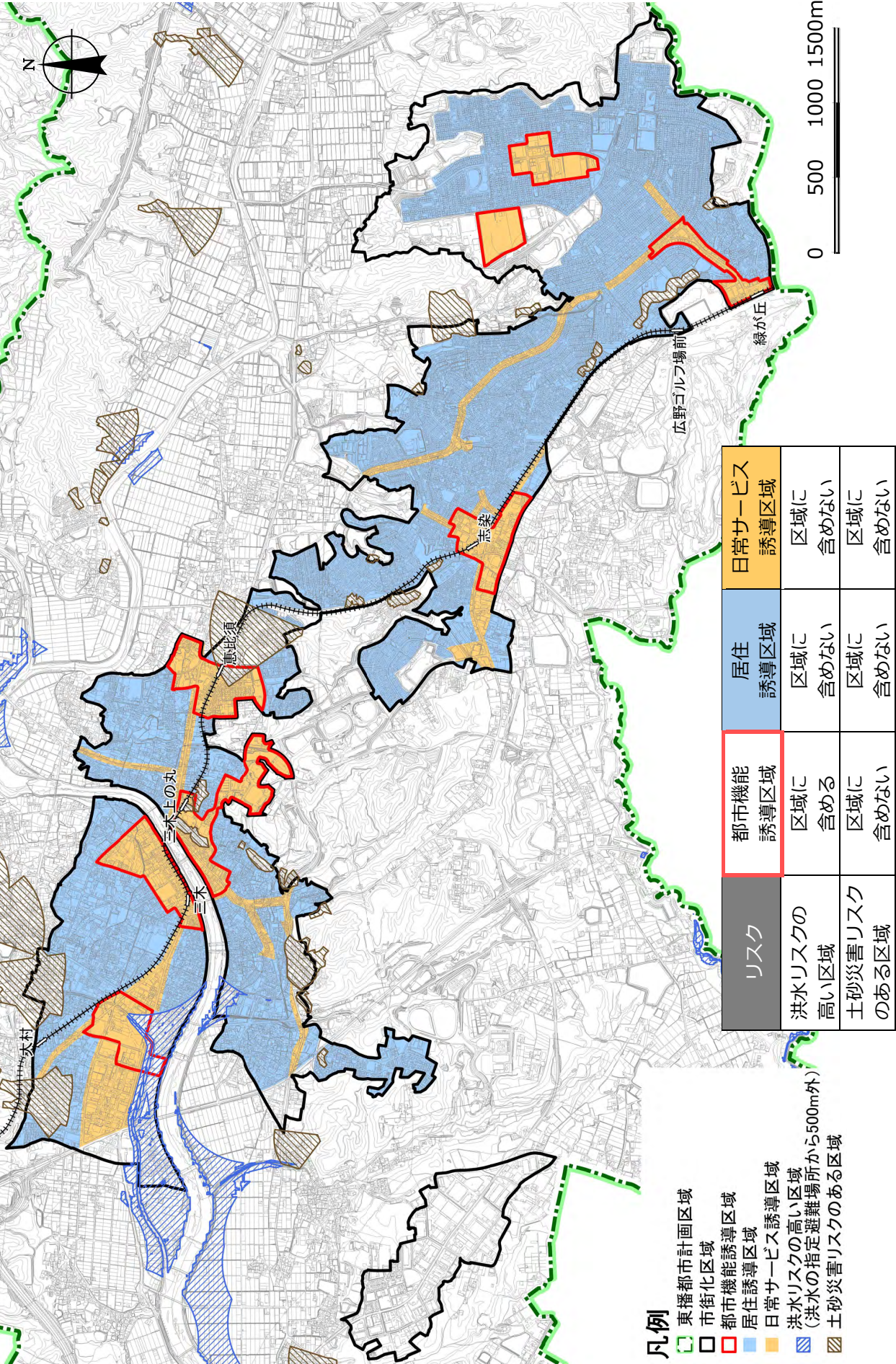


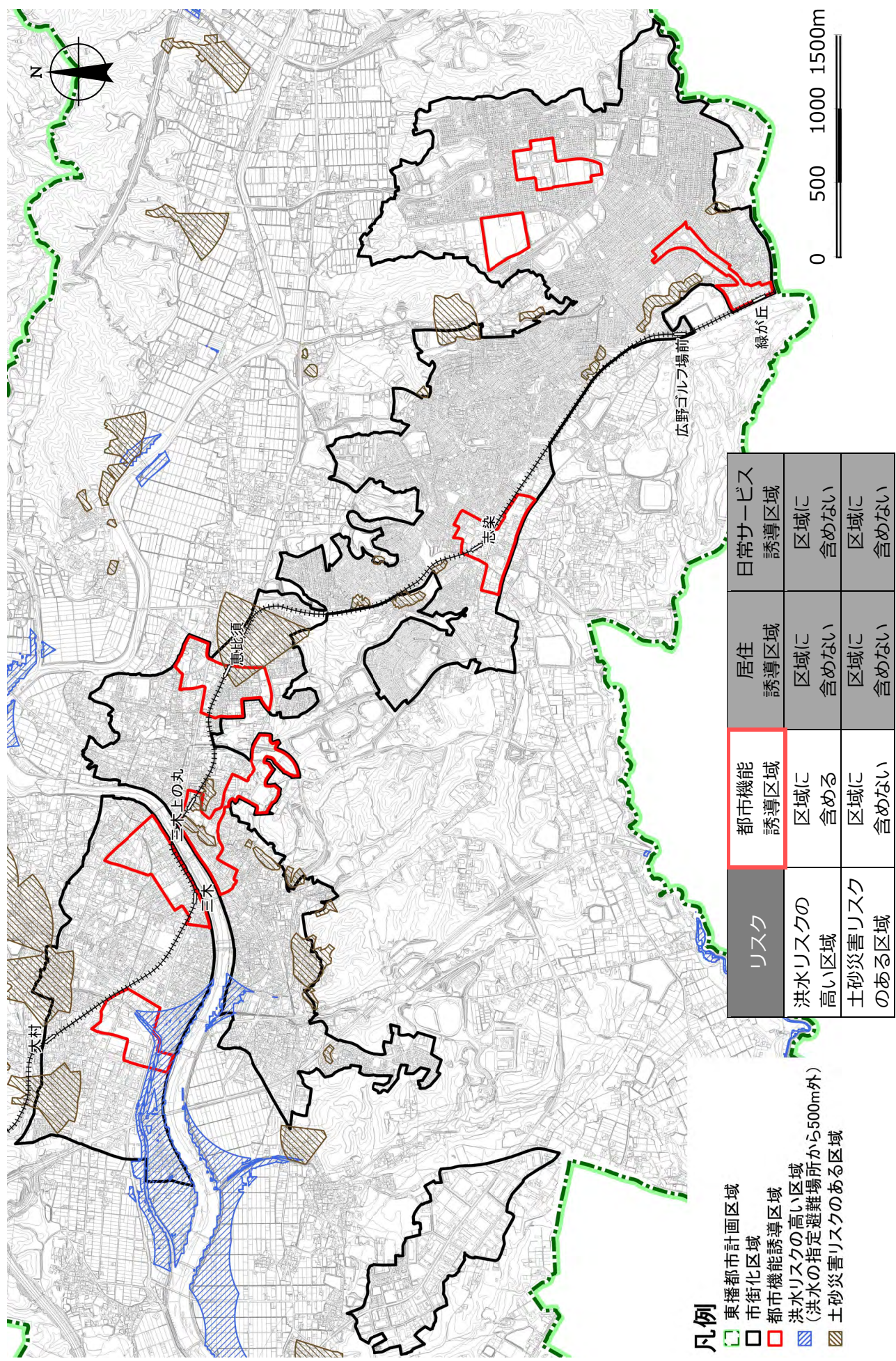
図 4-3 災害リスク等

(3) 誘導区域図



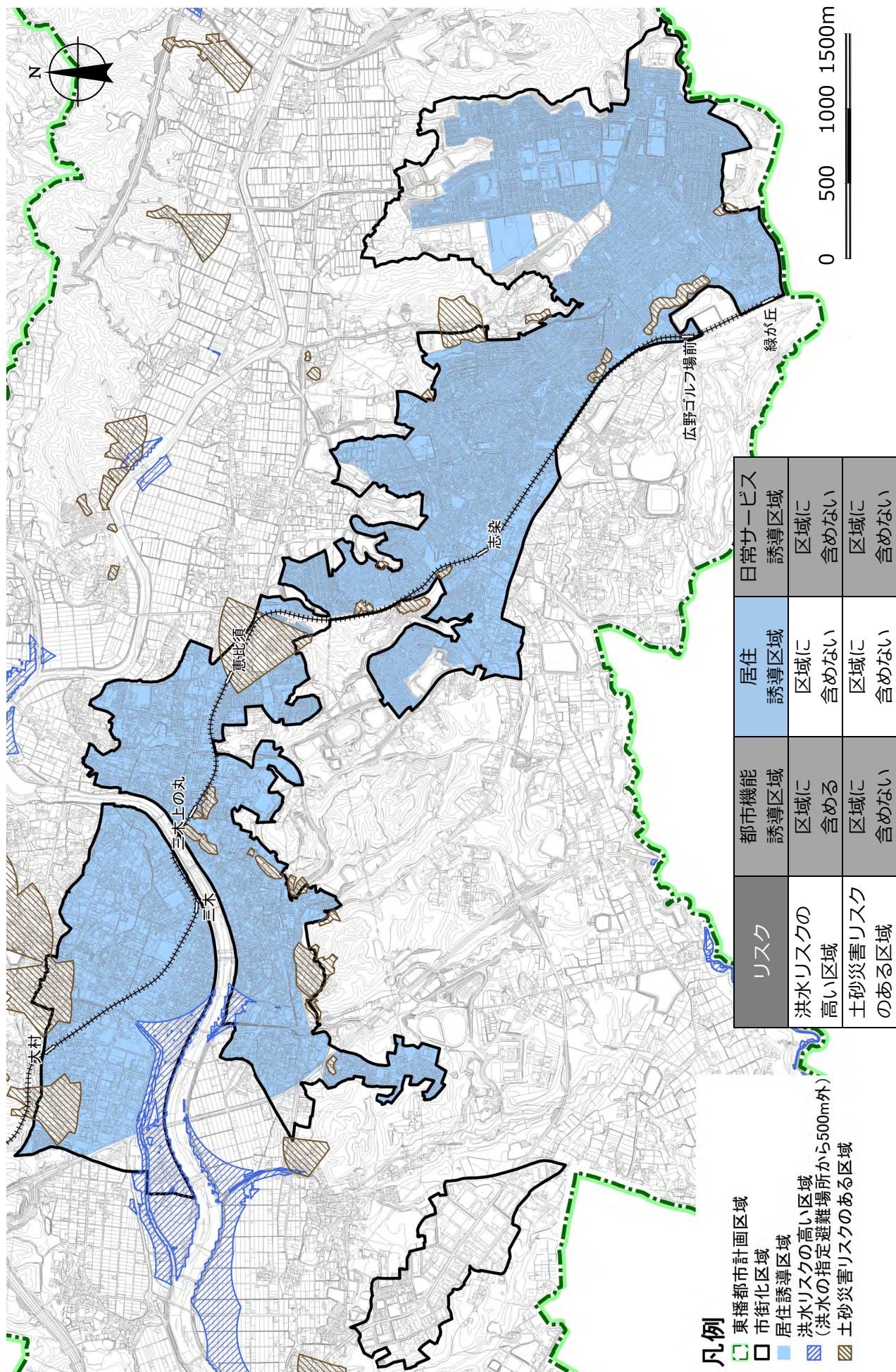
※災害リスクのある区域が見直された際は、見直し内容に準じます。

図 4-4 誘導区域



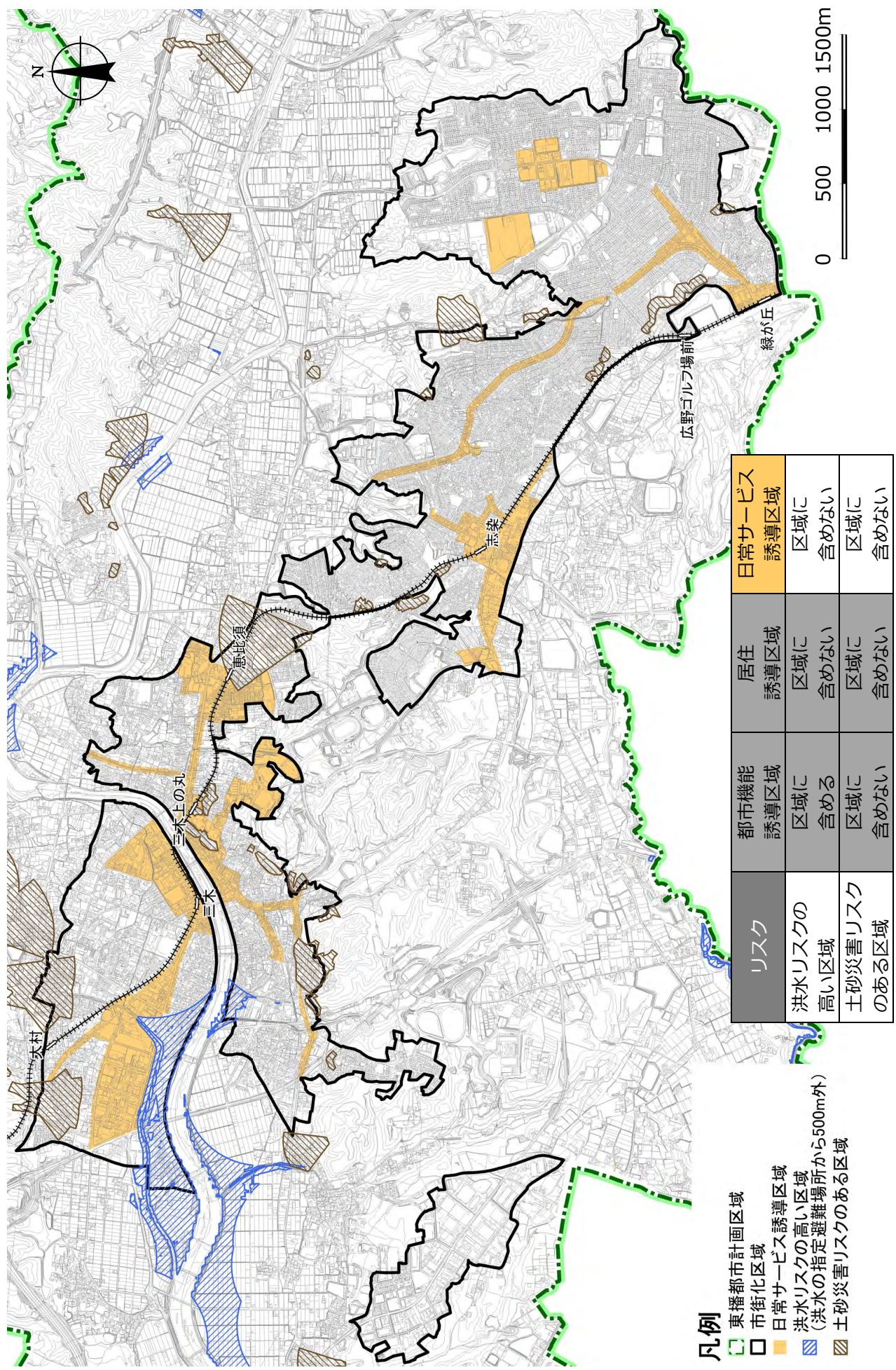
※災害リスクのある区域が見直された際は、見直し内容に準じます。

図 4-5 都市機能誘導区域



※災害リスクのある区域が見直された際は、見直し内容に準じます。

図 4-6 居住誘導区域



※災害リスクのある区域が見直された際は、見直し内容に準じます。

図 4-7 日常サービス誘導区域

4-2 都市機能誘導施設

(1) 都市機能誘導施設の設定に関する方針

都市機能誘導施設（以後、誘導施設という）として定められるものは、商業・医療・福祉施設等とされています。本市の誘導施設は、地域住民の生活利便性を維持するために、都市機能誘導区域内において維持・誘導すべき施設という考えのもと、各拠点の特性や市民意向調査結果を踏まえた上で大規模集客施設・商業施設・医療施設・子育て支援施設・文化交流施設・行政施設とします。

その他、現況調査で調べた都市施設は図 4-8 のとおり位置付け、維持及び充実を図ります。

次項以降から都市機能誘導区域ごとに方針と誘導施設を整理します。なお、整理にあたり、各都市機能誘導区域の名称を設定しています。（下図「図 4-9 各都市機能誘導区域の名称」を参照）

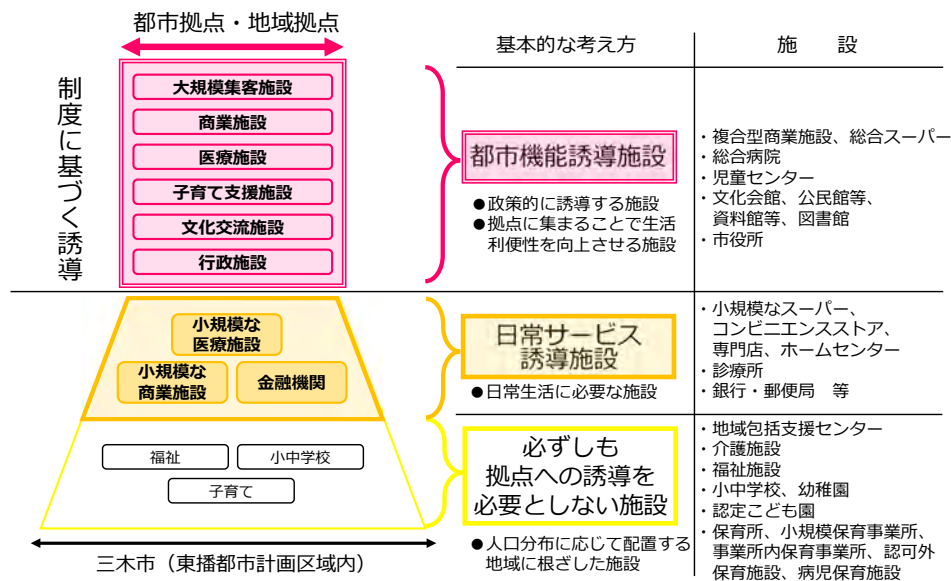


図 4-8 都市機能誘導施設のイメージ

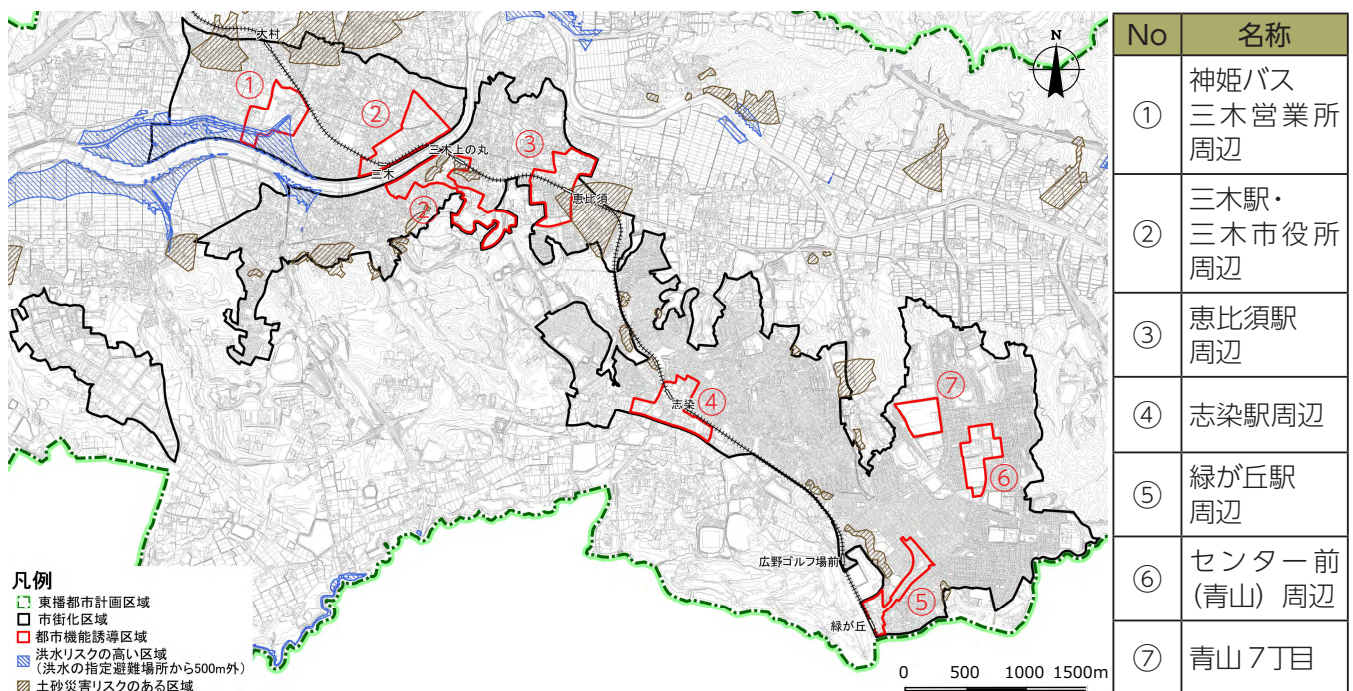


図 4-9 各都市機能誘導区域の名称

(2) 誘導施設の設定

1) 神姫バス三木営業所周辺

方針	山陽自動車道三木小野 IC や国道 175 号からのアクセスが良い優れた道路網や鉄道駅周辺である立地条件を生かし、商業系の土地利用を誘導し、市の商業拠点として、賑わいと活力ある拠点形成を進めます。	
誘導施設	大規模集客施設	複合型商業施設

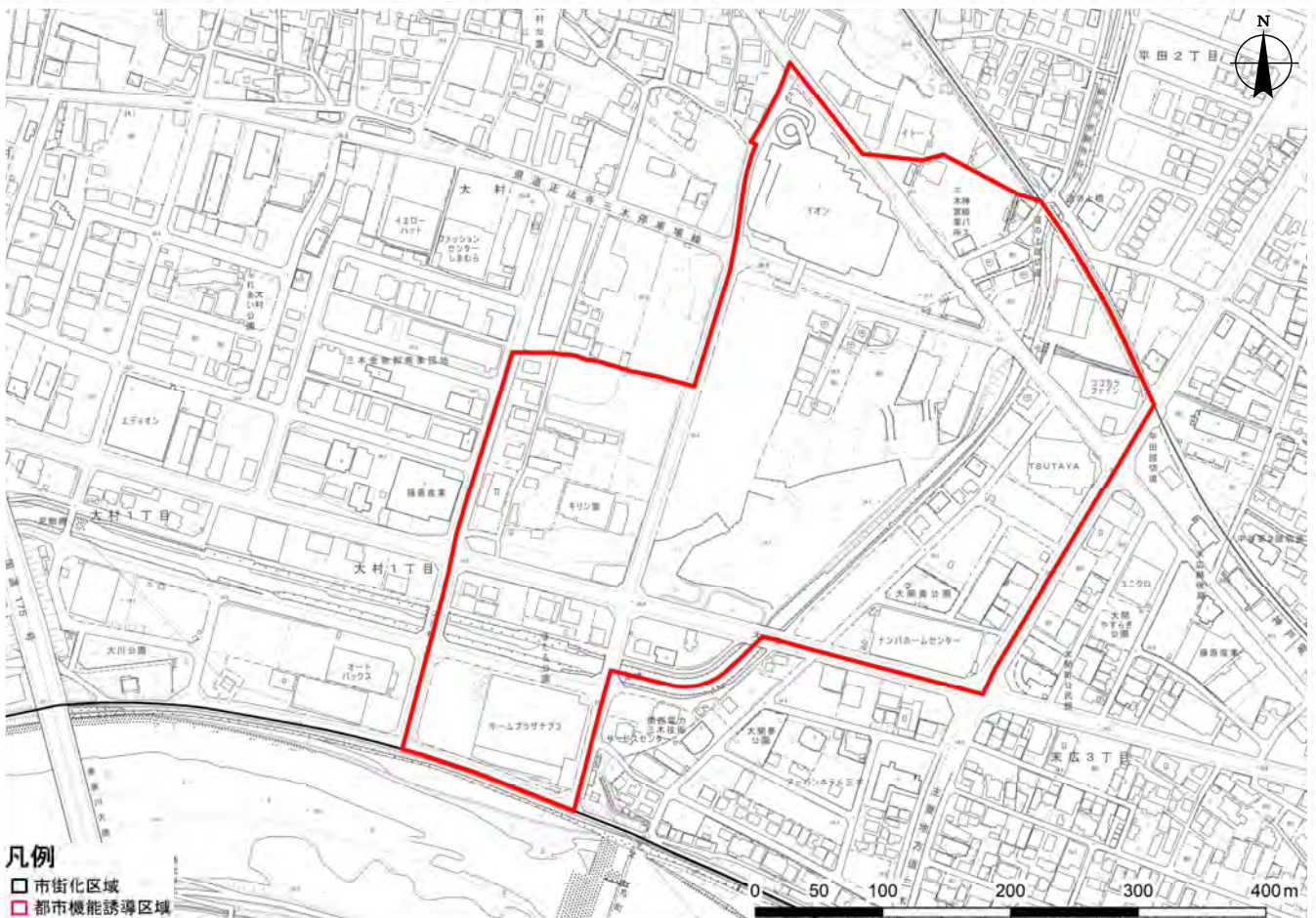


図 4-10 都市機能誘導区域（神姫バス三木営業所周辺）

2) 三木駅・三木市役所周辺

方針	市役所を中心に公共施設が集積するシビックゾーンとして、大規模集客施設等の誘導を図り、市の核となる拠点形成を目指すとともに、歴史・文化、美囊川の水辺空間等、豊かな地域資源を生かした、市の核に相応しい賑わいと魅力ある拠点形成を進めます。
----	--

誘導施設	大規模集客施設	複合型商業施設
	商業施設	総合スーパー
	医療施設	病院
	子育て支援施設	児童センター
	文化交流施設	文化会館、公民館等、資料館等、図書館
	行政施設	市役所

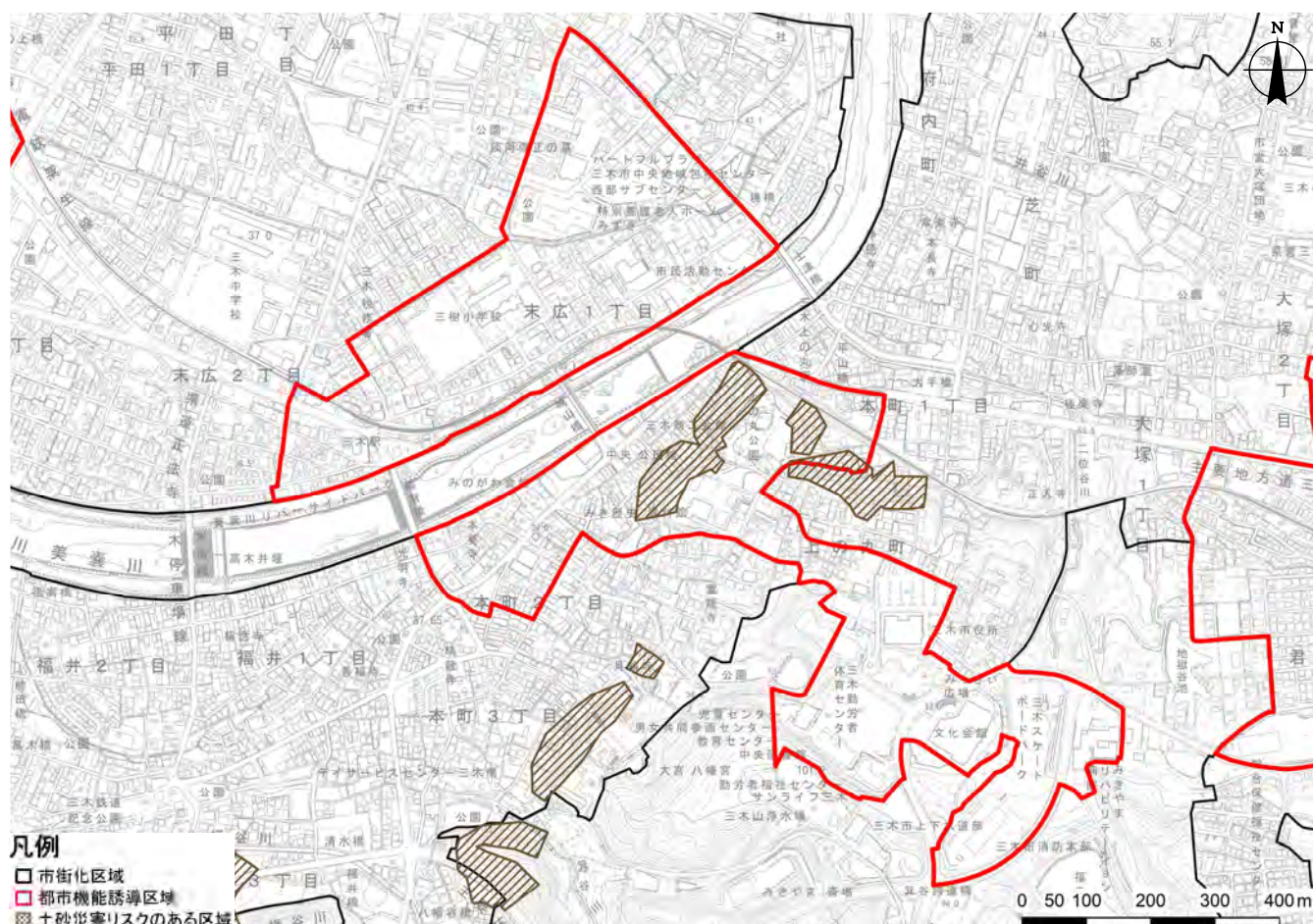


図 4-11 都市機能誘導区域（三木駅・三木市役所周辺）

※土砂災害リスクのある区域は都市機能誘導区域に含みません。

3) 恵比須駅周辺

方針		医療施設の維持や日常的な買い物等のサービス機能の維持・充実を図り、地域の暮らしを支える拠点形成を進めます。 また、恵比須駅における、交通結節機能の強化による利便性の向上を図ります。
誘導施設	商業施設	総合スーパー
	医療施設	病院

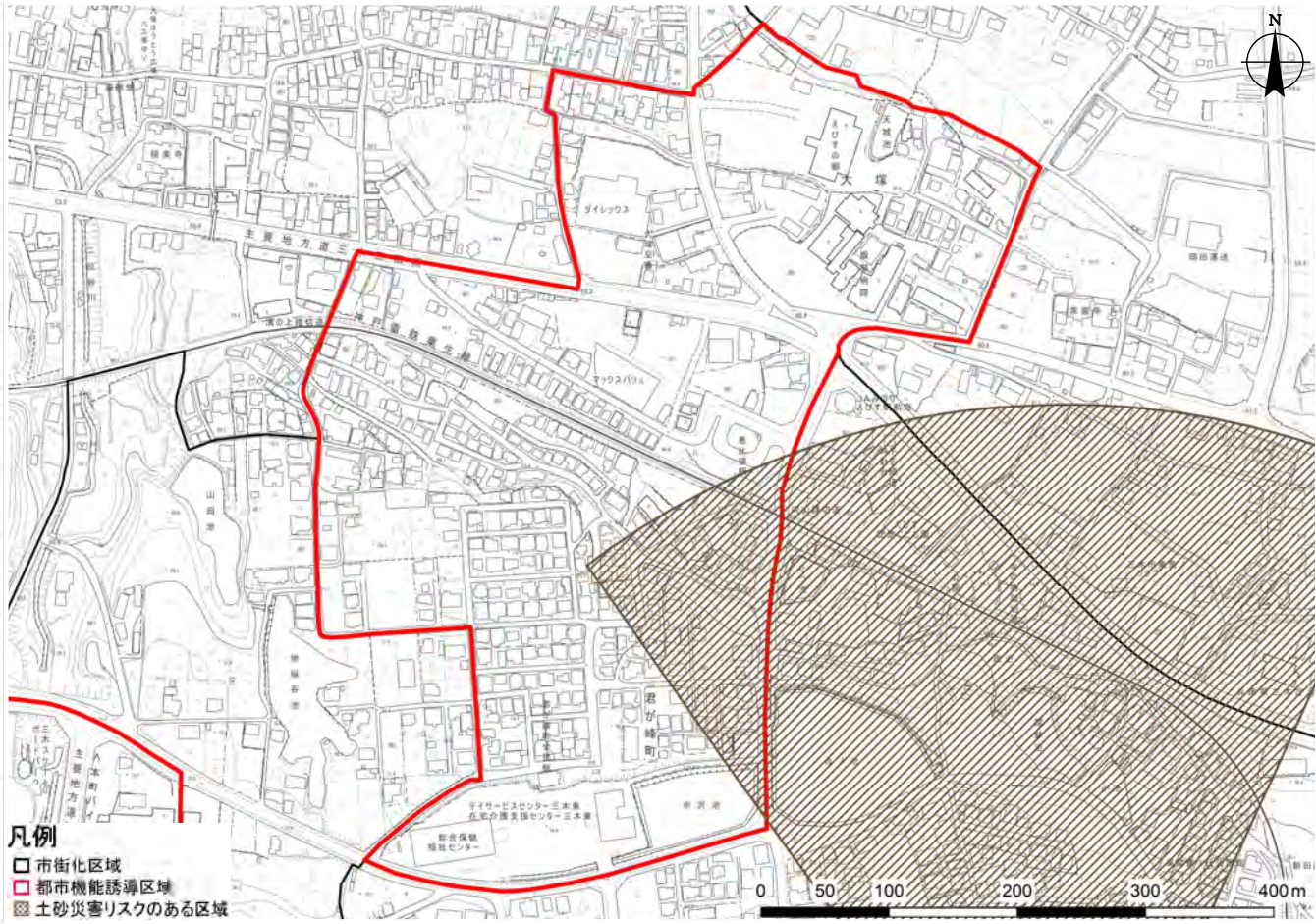


図 4-12 都市機能誘導区域（恵比須駅周辺）

※土砂災害リスクのある区域は都市機能誘導区域に含みません。

4) 志染駅周辺

方針		市内で最も乗降客数が多い駅として、駅周辺の施設整備による鉄道利用者の利便性の向上を図るとともに、医療施設や大規模集客施設等の誘導を図り、賑わいと活力ある拠点形成を進めます。
誘導施設	大規模集客施設	複合型商業施設
	商業施設	総合スーパー
	医療施設	病院

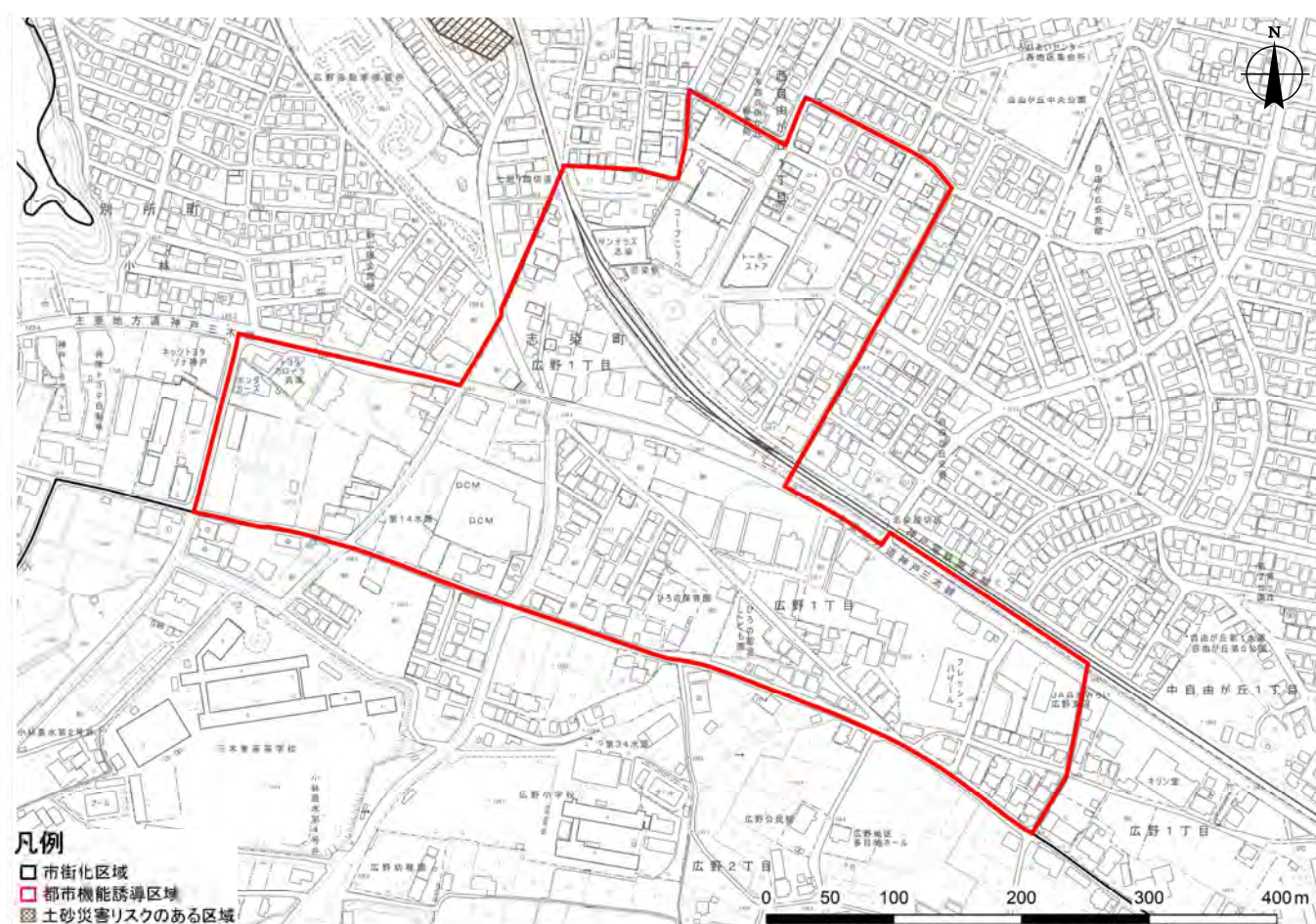


図 4-13 都市機能誘導区域（志染駅周辺）

5) 緑が丘駅周辺

方針		医療施設の誘導や日常的な買い物等のサービス機能の維持・充実を図り、地域の暮らしを支える拠点形成を進めます。 また、緑が丘駅における、交通結節機能の強化による利便性の向上を図ります。
誘導施設	商業施設	総合スーパー
	医療施設	病院



図 4-14 都市機能誘導区域（緑が丘駅周辺）

6) センター前（青山）周辺

方針	日常的な買い物等のサービス機能の維持・充実を図り、地域の暮らしを支える拠点形成を進めます。 また、公民館を中心とした賑わいのあるまちづくりを進めるとともに、バス交通の維持・充実を図ります。	
誘導施設	商業施設	総合スーパー
	文化交流施設	公民館等、図書館

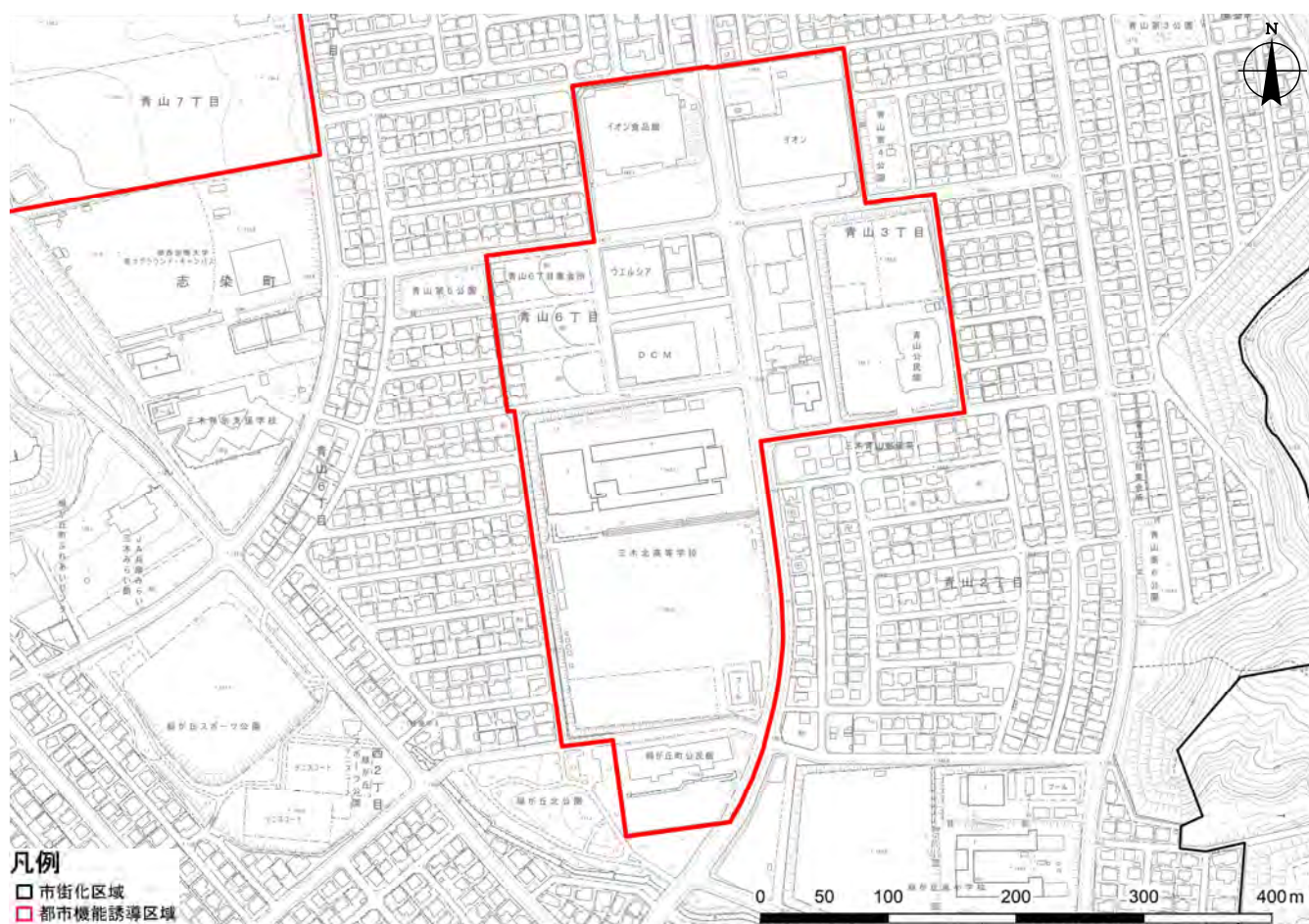


図 4-15 都市機能誘導区域（センター前（青山）周辺）

第4章 誘導区域及び都市機能誘導施設

第4章 誘導区域及び都市機能誘導施設



第4章 誘導区域及び都市機能誘導施設

(3) 誘導施設の定義

誘導施設の定義一覧と都市機能誘導区域ごとの立地状況については、以下の通りです。

表 4-2 誘導施設の定義一覧と立地状況

分類	施設	定義	神姫バス三木営業所周辺	三木駅・三木市役所周辺	恵比須駅周辺	志染駅周辺	緑が丘駅周辺	センター前（青山）周辺	青山7丁目
大規模集客施設	複合型商業施設	物品販売業務を営む店舗や、飲食店、映画館、劇場、観覧場に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が6,000㎡を超えるもの	○	●		●			
商業施設	総合スーパー	大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める1,000㎡以上～6,000㎡の大規模小売店舗で、生鮮食品を扱う施設		●	○	○	○	○	
医療施設	病院	医療法第1条の5第1項に定める病院		○	○	●	●		
子育て支援施設	児童センター	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設		○					
文化交流施設	文化会館	市民の福祉の増進を図り、文化の向上に寄与するため市が設置する施設		○					
	公民館等	地域活性化の拠点として、コミュニティ活動を支える施設のうち地域住民が利用できる集会機能を備える施設		○				○	●
	資料館等	博物館法第2条及びこれに準ずる施設		○					
	図書館	図書館法第2条第1項に定める施設		○				○	
行政施設	市役所	地方自治法第4条第1項に定める施設		○					

○：区域内に既に立地のある都市機能誘導施設 ●：区域内に立地のない都市機能誘導施設

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

資料編

誘導施策

【注意事項】

「播州三木染形紙」

ギャラリー湯の山みち所蔵

©無断での複製、複写、転載を禁じます。

5-1 誘導施策の設定に関する方針

本計画の誘導方針の実現にあたっては、各種関連計画と連携・整合を図りながら施策を展開していく必要があります。

都市機能誘導区域内に誘導施設を誘導（維持・充実）するためには、インセンティブとなる各種支援や市街地の魅力及び利便性を高めるための環境整備等が必要となります。

居住誘導区域内に居住を誘導するためには、居住地として選ばれるための環境整備、空き家等の既存ストックの有効活用の取組を推進するとともに、市外からの移住定住を促進するための支援等の検討も必要になります。

さらに、三木市地域公共交通計画と連携した公共交通における施策によって、誰もが多方面から都市機能誘導区域へのアクセスを可能にします。

5-2 誘導施策の展開

（1）都市機能誘導区域内に都市機能を誘導するための施策

● 公共施設再配置の推進

「三木市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより「質」、「量」、「コスト」を適正化するとともに、その最適な配置を実現します。

● 国等の直接支援策や各種支援制度の活用も想定した都市機能の誘導

民間都市開発推進機構による金融上の支援措置や国の支援制度の活用も想定しながら、都市機能誘導区域の付加価値を高めるための都市空間を整備するとともに、民間事業者による誘導施設の立地を促進します。

● 空き家・空き店舗の活用

「三木市空家等対策計画」に基づき、空き家・空き店舗の利活用のため、起業者への支援や事業継続への支援を促進します。

（2）居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

● 新生活支援策の拡充

新生活を始める世帯への支援策拡充を検討し、居住誘導区域内への居住を促進します。

● 団地再生事業の推進

郊外型戸建住宅団地が抱える高齢化や空き家等の課題解決にあたり、産・官・学・民が連携することで地域の魅力を高め、多世代の住民が快適でいつまでも住み続けられるまちをつくります。

● 空き家の適正管理及び活用

「三木市空家等対策計画」に基づき、空き家の発生抑制を目指すとともに、空き家の実態把握に努め、適正管理に向け所有者の意識啓発を図ります。

また、「三木市空き家バンク」を活用し、空き家の適切な利活用を促進します。

(3) 日常サービス誘導区域内に日常サービスを誘導するための施策

- **起業や中小企業への支援**

三木市中小企業サポートセンターを通じて、起業家への支援や事業継続への支援を促進します。

- **空き家・空き店舗の活用（再掲）**

「三木市空家等対策計画」に基づき、空き家・空き店舗の利活用のため、起業家への支援や事業継続への支援を促進します。

(4) 鉄道及び幹線バスによる、安定した地域公共交通網の形成・維持

- **神戸電鉄粟生線の維持・存続に向け、同線の活性化及び利用促進**

神戸電鉄粟生線活性化協議会への参画による粟生線の活性化策の検討・実施、環境に配慮した安全で安定した輸送サービスの確保、神戸電鉄粟生線と路線バスの接続強化等を推進します。

- **市外への通勤・通学に対応した広域的なバス路線網の形成と、接続する市内間移動の利便性の向上**

幹線バスを軸とした、広域的なバス路線網の形成・維持、路線バスと特定の人を輸送する輸送モードとの連携の可能性の検討等を推進します。

- **交通結節点の環境整備**

交通結節点の強化による利便性の向上、待合環境の整備による利便性・快適性の向上等を推進します。

(5) まちづくりと連携した地域公共交通サービスの形成

- **地域に馴染む移動手段の確保**

地域内を運行するバス路線の維持・検討、デマンド型交通「チョイソコみき」の維持及び拡大検討、駅から住宅地や企業用地へのアクセス交通の確保等を推進します。

- **自動運転等の他のモビリティサービスの導入可能性の検討**

技術進歩等に伴う自動運転やグリーンスローモビリティ等、従前の鉄道やバスに替わる新たなモビリティサービスについて、将来における移動手段の確保を図るため、導入の可能性を検討します。

クリーンエネルギーや電気自動車の開発が進む中、バス交通の環境負荷の軽減を図るため、燃料電池バスや電動バス等の導入の可能性を検討します。

- **移動に制約を持つ方々に対応した移動手段の確保**

高齢者や障がい者への公共交通の乗車券等の交付、運転免許証の自主返納者への支援、福祉有償運送やタクシーの有効活用、デマンド型交通「チョイソコみき」の維持及び拡大検討等を推進します。



第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

資料編

防災指針

【注意事項】

「播州三木染形紙」

ギャラリー湯の山みち所蔵

©無断での複製、複写、転載を禁じます。

6-1 防災指針の概要

(1) 防災指針とは

本市では、洪水による浸水エリアが、既に形成されている市街地を含めた広範囲に及んでおり、災害リスクのあるエリアのすべてを居住誘導区域等から外すことは現実的ではありません。

そのため、居住誘導区域等における災害リスクをできる限り回避又は低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。

このようなことから、本計画において、様々な災害リスクを踏まえた課題を抽出し、安全・安心な防災まちづくりに必要となる機能の確保や防災・減災対策を着実に図るために防災指針を定め、指針に基づいた具体的な取組を位置付けます。

(2) 防災指針の検討手順

防災指針の検討は、市内の災害リスクについて整理した後、現状を確認し、災害リスクによる大きな被害が想定される地域等の課題を抽出します。

災害リスクの課題を踏まえ、居住誘導区域等を精査及び見直し、必要に応じて既に設定している居住誘導区域等の変更を行います。

これら検討結果を踏まえ、防災まちづくりの基本的な方針を設定し、方針に基づく具体的な防災・減災に資する取組を設定します。



図 6-1 防災指針の検討フロー

本市で想定される災害には、洪水、土砂災害等があります。これらの災害リスクを重ね合わせ、災害リスクの課題を抽出します。

(1) 整理したハザード情報

災害リスクに用いる情報は、下表のとおりとなっています。

表 6-1 災害情報の出典

分類	情報	出典
洪水	洪水浸水想定区域（想定最大規模）	三木市防災情報マップ
	洪水浸水想定区域（浸水継続時間）	兵庫県 CG ハザードマップ
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	三木市防災情報マップ
	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）	三木市防災情報マップ
土砂災害	土砂災害警戒区域	三木市防災情報マップ
	土砂災害特別警戒区域	三木市防災情報マップ
	急傾斜地崩壊危険区域	三木市防災情報マップ
地震	大規模盛土造成地	兵庫県大規模盛土造成地マップ
	震度分布	三木市地域防災計画
避難先	避難施設等	三木市防災情報マップ

(2) 災害リスクの現状

1) 洪水

想定最大規模の洪水による浸水深は、図 6-2 より住宅地において、垂直避難が困難となる 3.0m 以上の浸水が想定されています。

浸水継続時間は、図 6-3 より 24 時間未満であり、家庭で防災備蓄品を準備する目安とされている 3 日間を超える地域はありません。

家屋倒壊等氾濫想定区域は、図 6-4 及び図 6-5 より美嚢川沿い等に指定されています。

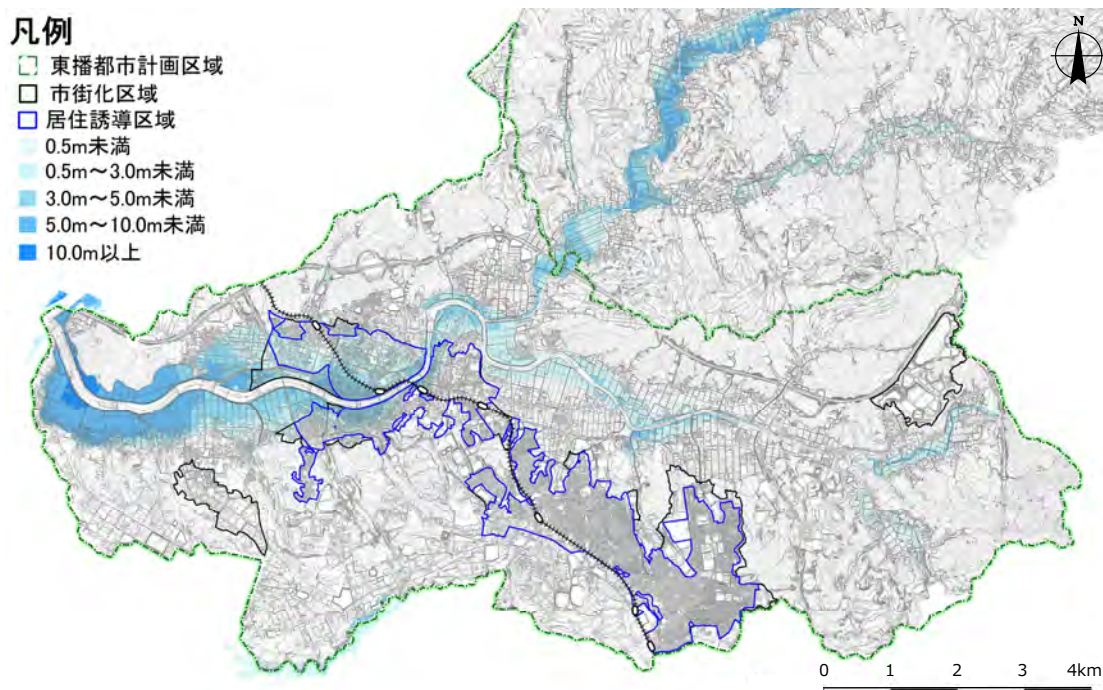


図 6-2 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

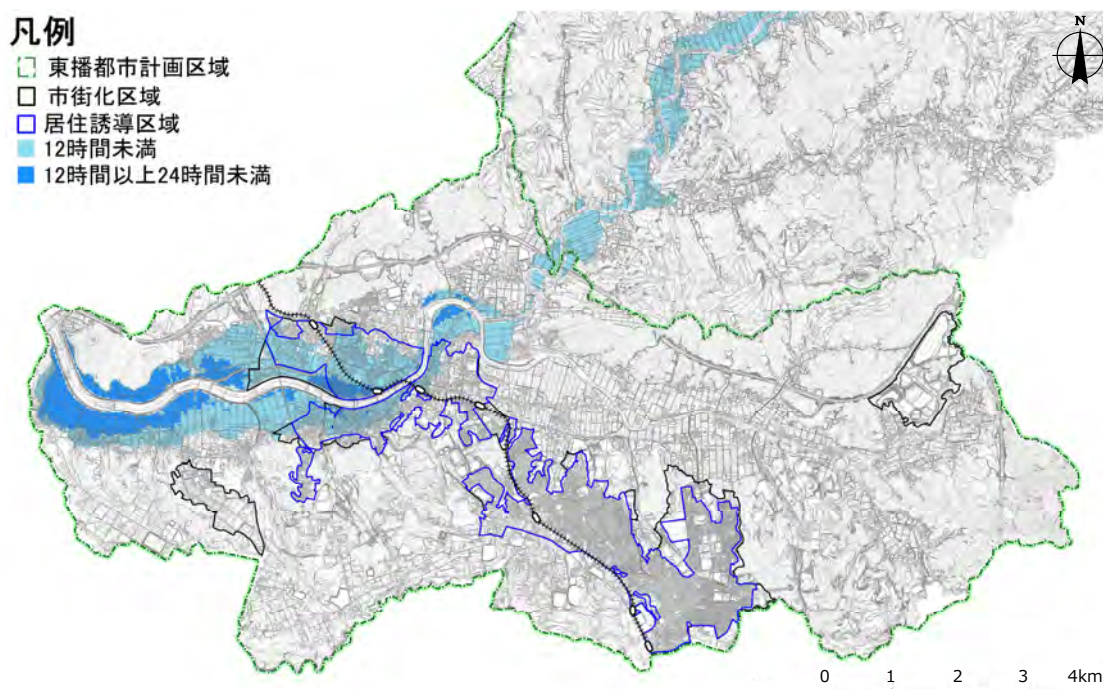


図 6-3 洪水浸水想定区域（浸水継続時間）

凡例

- 東播都市計画区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 氾濫流

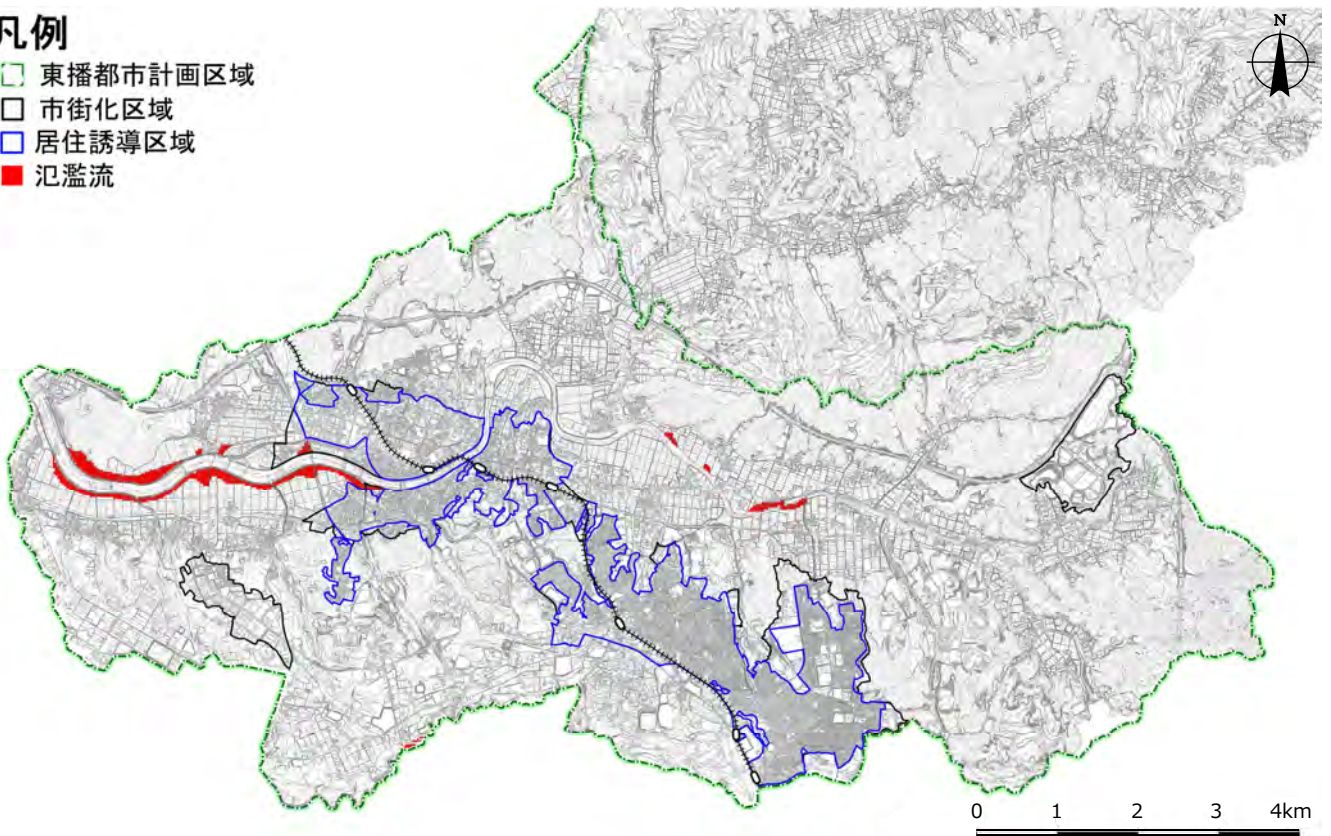


図 6-4 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

凡例

- 東播都市計画区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 河岸浸食

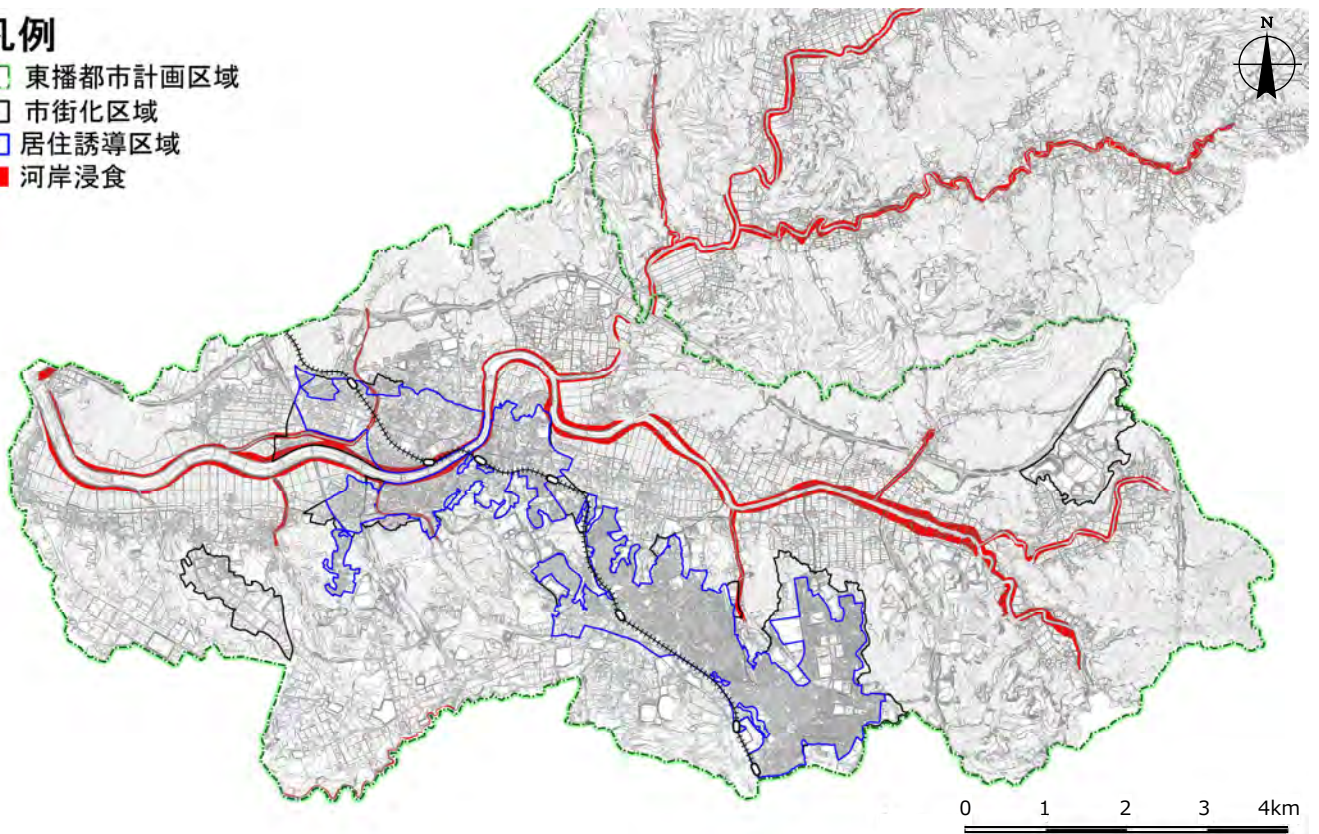


図 6-5 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）

2) 土砂災害

土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が図 6-6 及び図 6-7、図 6-8 より山裾に指定されており、一部駅周辺や住宅地周辺も区域に含まれています。

これらの土砂災害については、予測が難しいため、迅速な避難行動が困難となります。

凡例

- 東播都市計画区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 土砂災害警戒区域

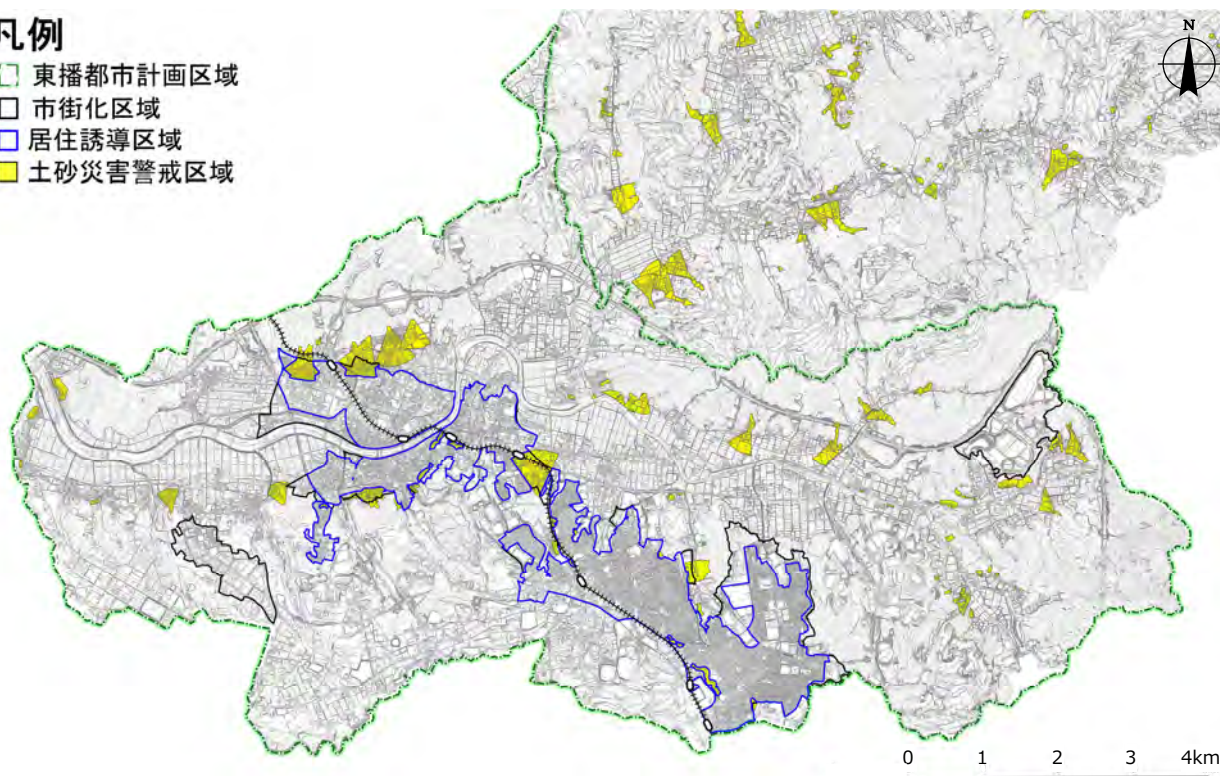


図 6-6 土砂災害警戒区域

凡例

- 東播都市計画区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 土砂災害特別警戒区域

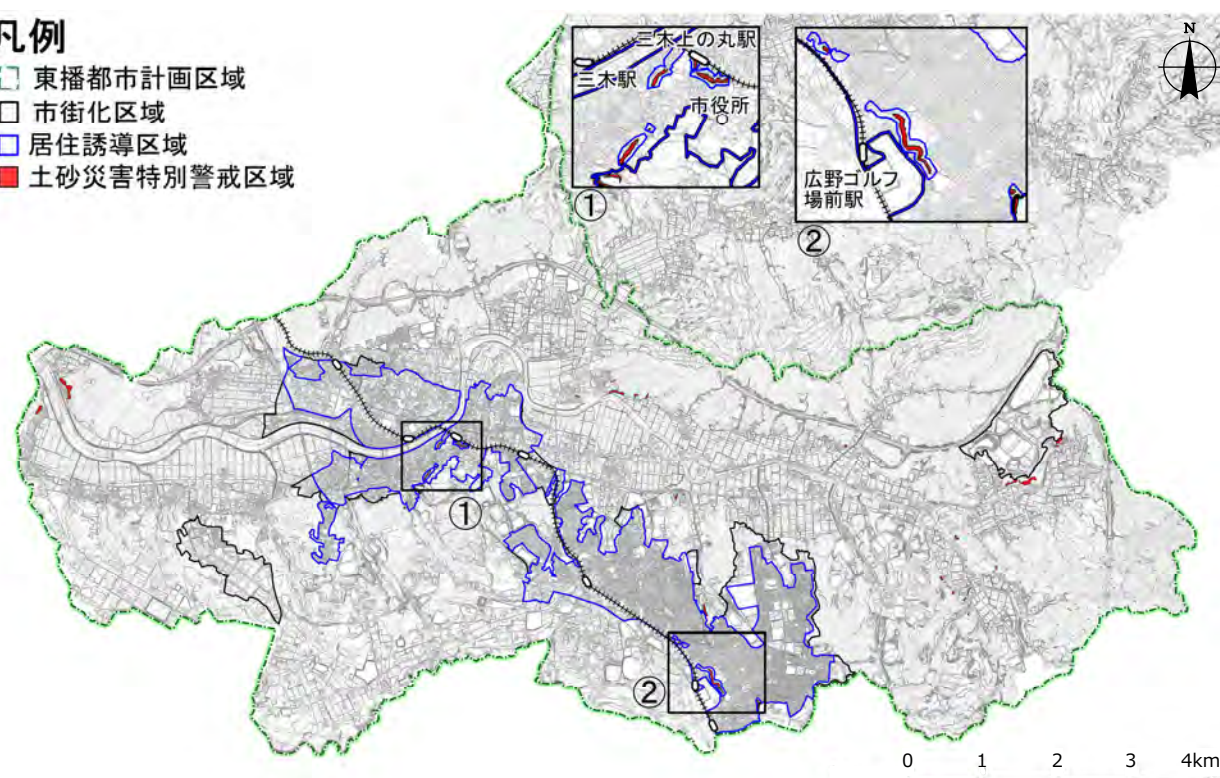


図 6-7 土砂災害特別警戒区域

凡例

- 東播都市計画区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

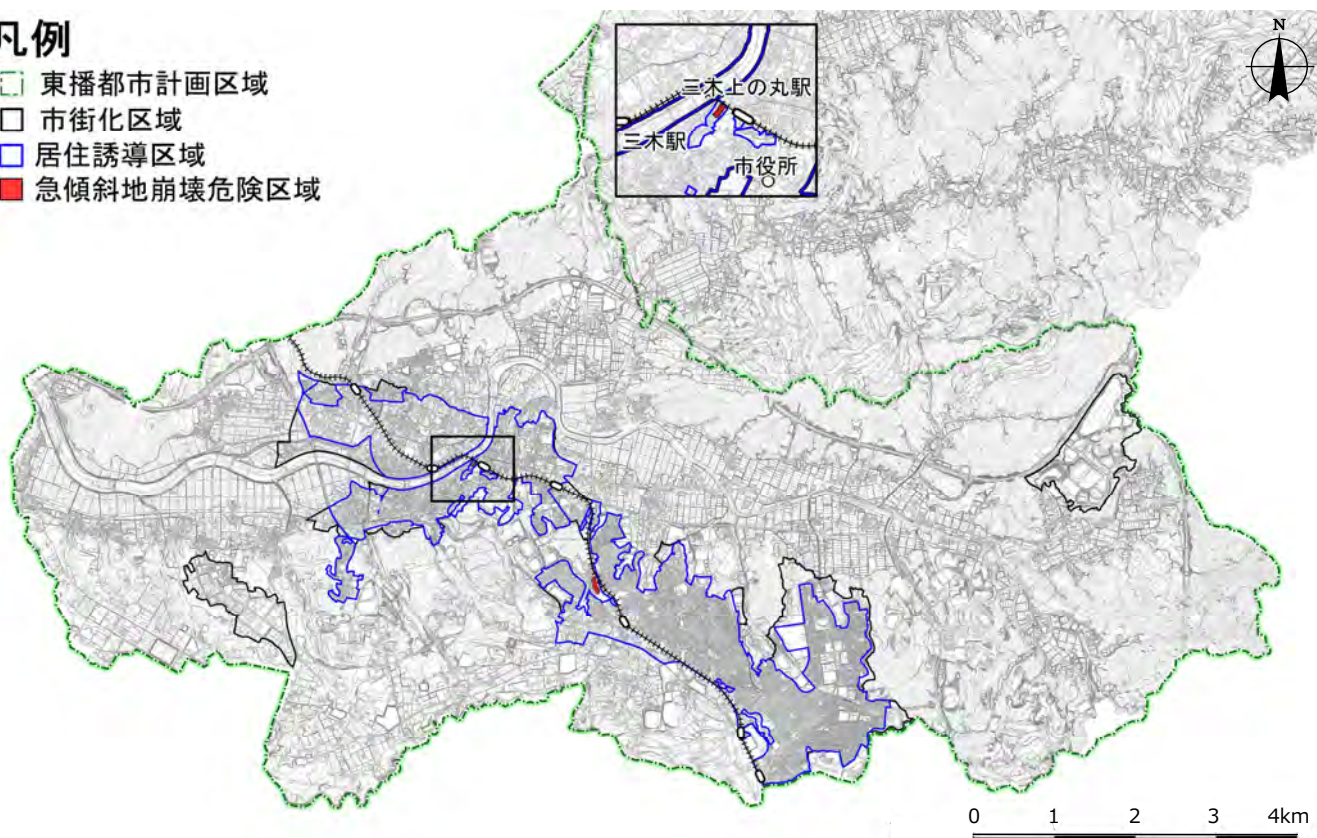


図 6-8 急傾斜地崩壊危険区域

3) 地震

大規模盛土造成地は、図 6-9 より市街化区域内の南東部に広く分布しています。また、旧市街地には、古い木造の建築物が密集しており、狭い道路が多く、地震で火事が発生した時に燃え広がりやすく避難しにくい、防災街区課題地域が存在します。

山崎断層帯及び草谷断層が連動して地震が発生した場合、図 6-10 より市街化区域内は最大震度 7 の想定地域となっています。

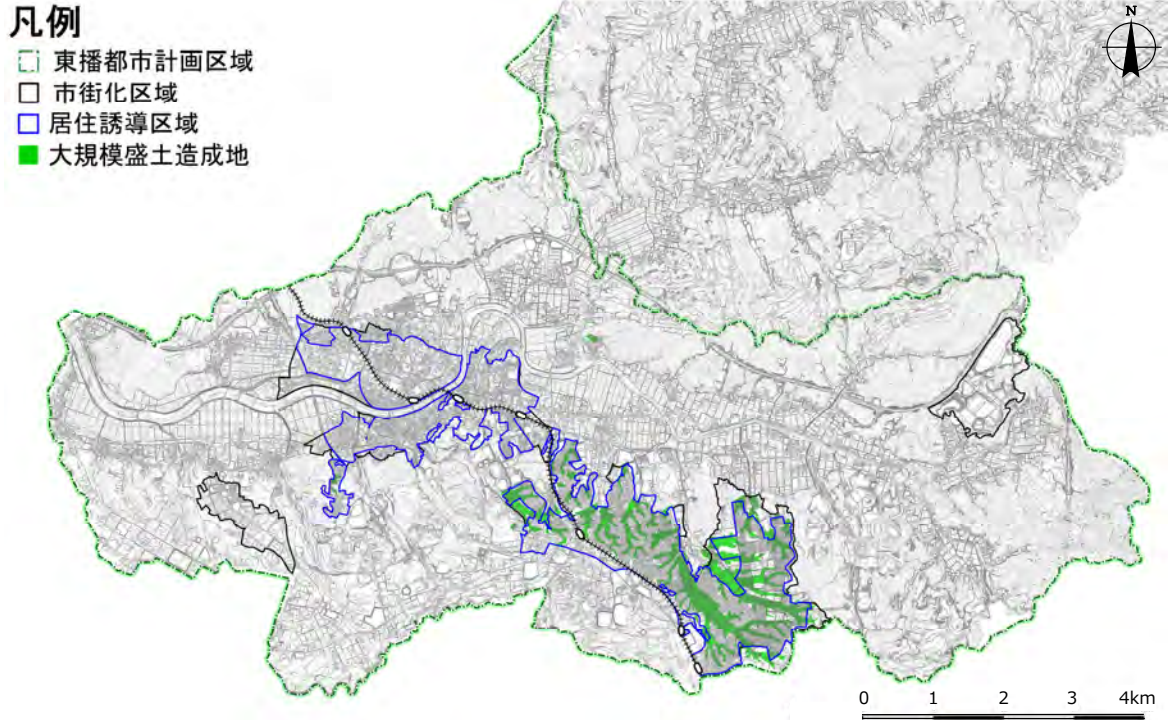


図 6-9 大規模盛土造成地

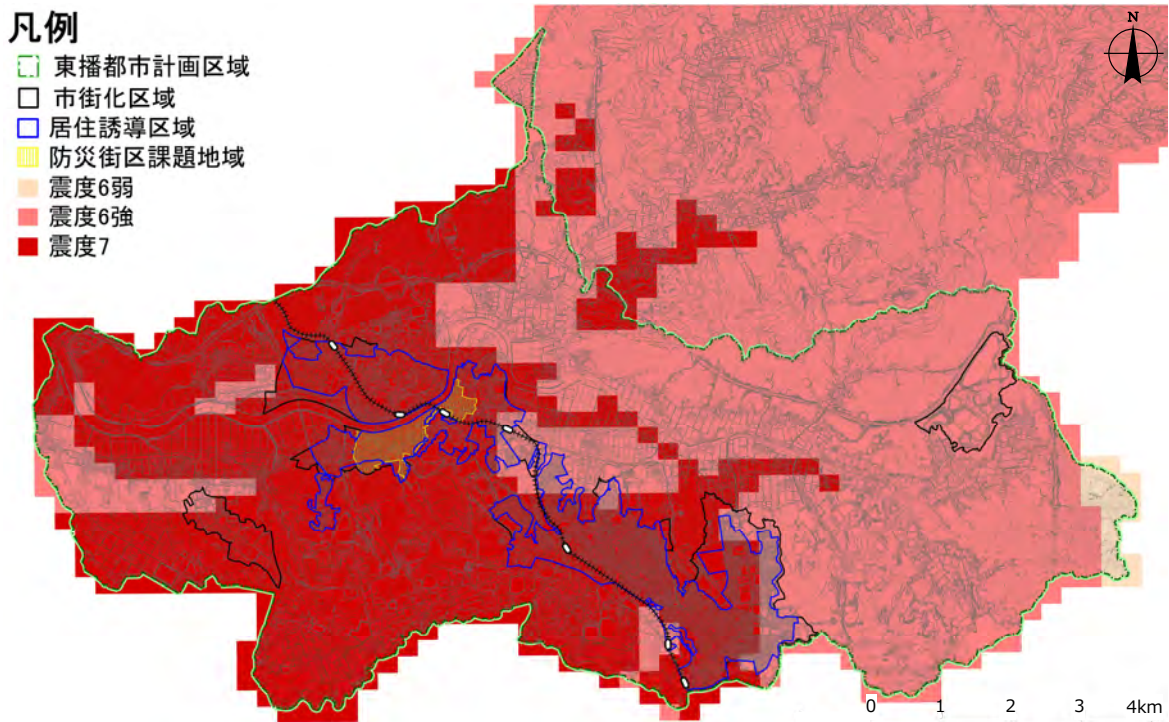


図 6-10 震度分布及び防災街区課題地域

4) 避難先

洪水時指定及び土砂災害時指定の指定緊急避難場所及び指定避難所の分布をみると、両リスクの対象となる施設等は、居住地を中心に分布しているため、市民が迅速かつ安全に避難できます。

凡例

- 東播都市計画区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 洪水時指定
- 土砂災害時指定
- 洪水時指定及び土砂災害時指定

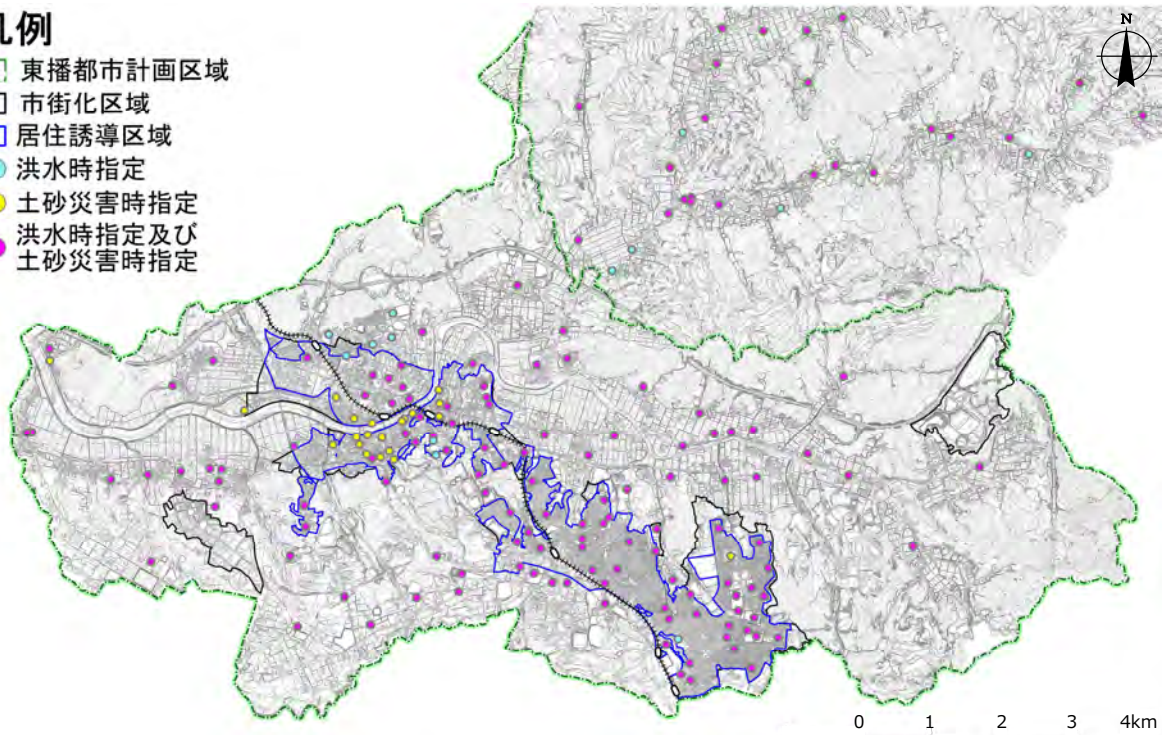


図 6-11 避難先等（洪水・土砂）

(3) 災害リスクの整理

災害リスクごとの現状について、以下のとおり整理します。

表 6-2 災害リスクの整理

分類	現状
洪水	● 想定最大規模の洪水による浸水深は、住宅地において、垂直避難が困難となる 3.0m 以上の浸水が想定されています。 ● 浸水継続時間は 24 時間未満であり、家庭で防災備蓄品を準備する目安とされている 3 日間を超える地域はありません。 ● 家屋倒壊等氾濫想定区域は、美嚢川沿い等に指定されています。
土砂災害	● 土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が山裾に指定されており、一部駅周辺や住宅地周辺も区域に含まれています。 ● これらの土砂災害については、予測が難しいため、迅速な避難行動が困難となります。
地震	● 大規模盛土造成地は、市街化区域内の南東部に広く分布しています。 ● 旧市街地には、古い木造の建築物が密集しており、狭い道路が多く、地震で火事が発生した時に燃え広がりやすく避難しにくい、防災街区課題地域が存在します。 ● 山崎断層帯及び草谷断層が連動して地震が発生した場合、市街化区域内は最大震度 7 の想定地域となっています。
避難先	● 洪水時指定及び土砂災害時指定の指定緊急避難場所及び指定避難所の分布をみると、両リスクの対象となる施設等は、居住地を中心に分布しているため、市民が迅速かつ安全に避難できます。

(4) 災害リスクの分析

災害リスクを分析するために整理したハザード情報を重ね合わせ、「災害リスクが重複しているエリア」を抽出し、また、避難所分布と重ね合わせ、「避難が困難な地域」を抽出しました。

1) 災害リスクが重複しているエリア

災害リスクが重複しているエリアを確認するため、洪水、土砂災害の災害リスクを重ね合わせました。

美囊川・金剛寺谷川・八幡谷川周辺で災害リスクが重複しています。

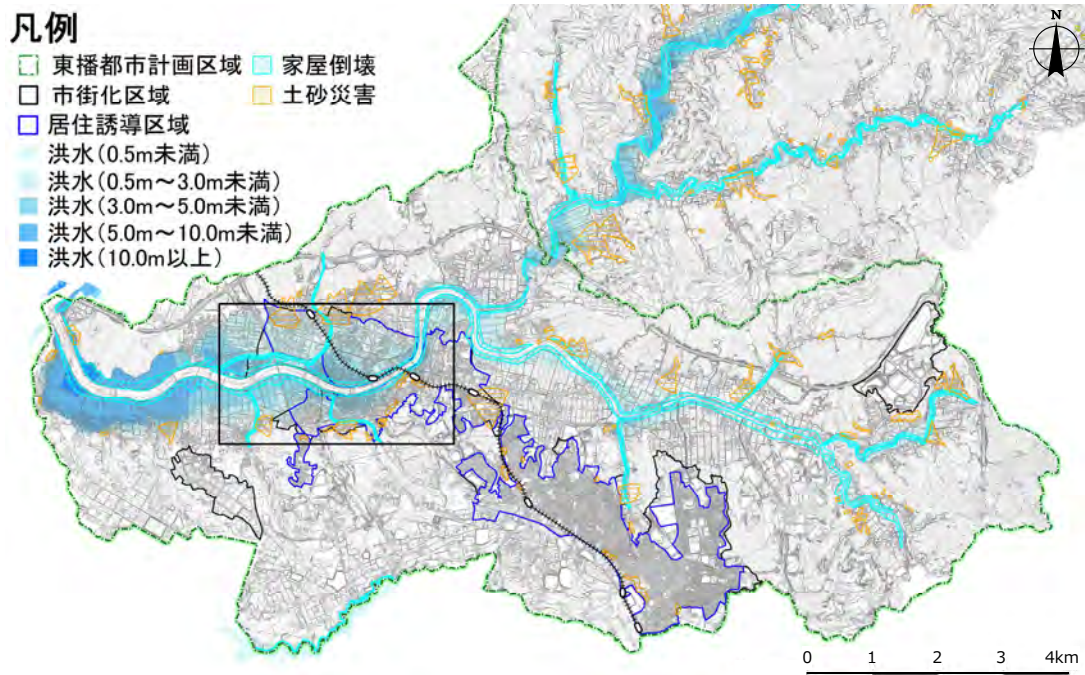


図 6-12 災害リスクが重複しているエリア

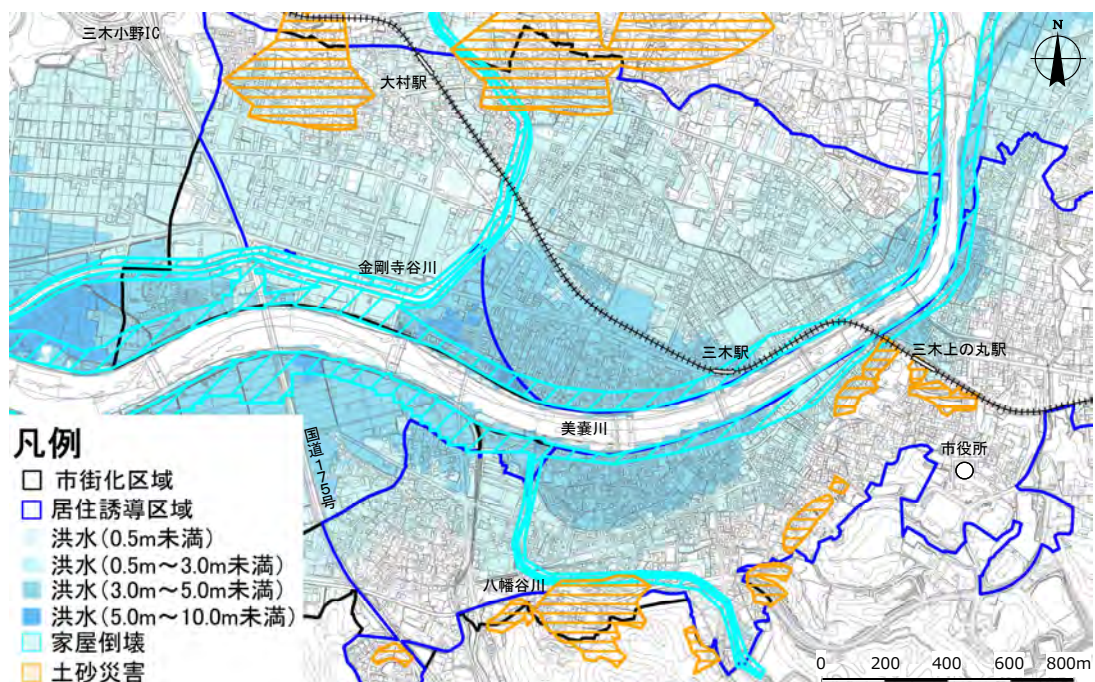


図 6-13 災害リスクが重複しているエリアの拡大図

2) 避難が困難な地域

避難所の徒歩圏を 500m 圏域と設定し、災害リスクと重ね合わせました。

市街化区域内は、おおむね避難所の徒歩圏域に含まれていますが、美囊川沿いの一部で、500m 圏域に含まれていない地域があります。

凡例

- 東播都市計画区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 浸水深3.0m以上、河岸浸食、氾濫流
- 洪水時指定避難所
- 上記避難所から半径500m圏域

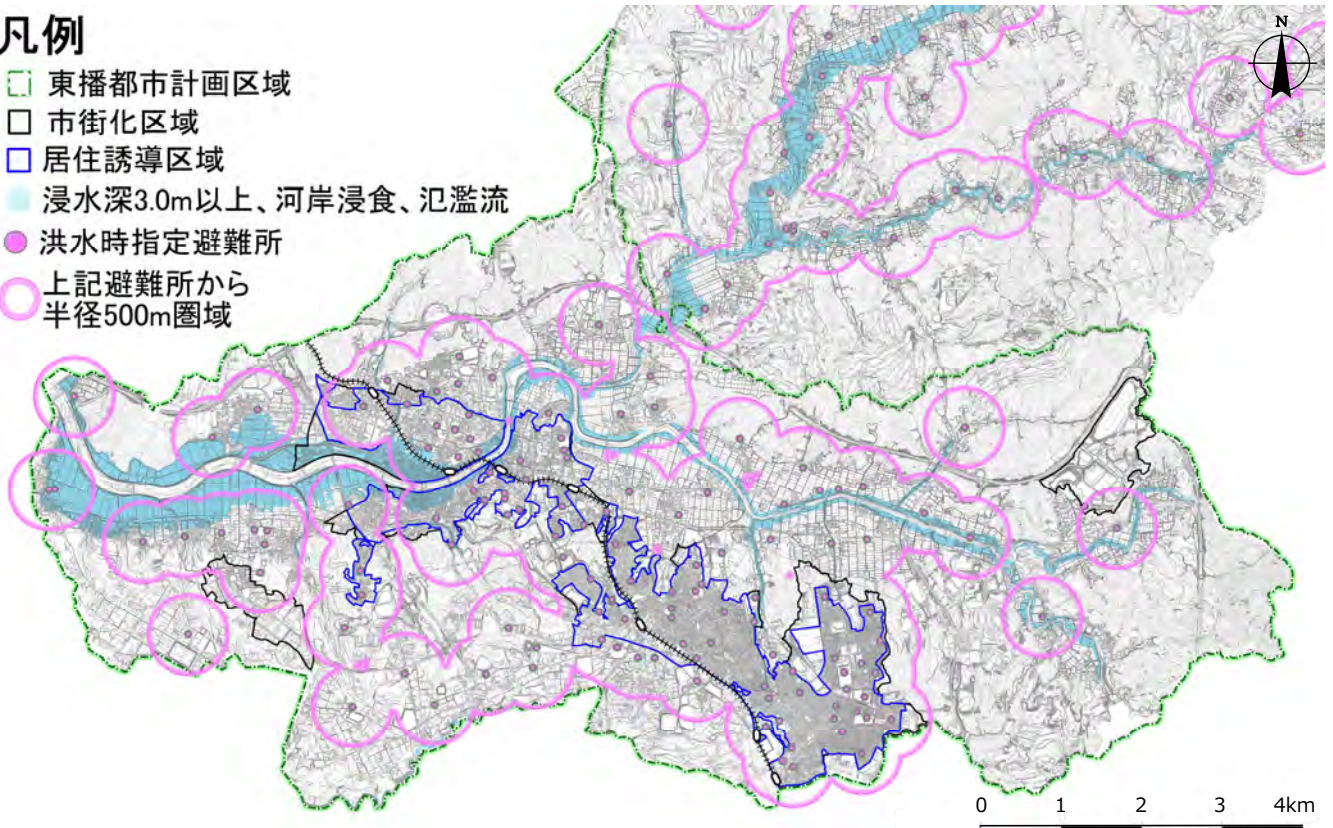


図 6-14 洪水リスクの高い区域と避難所から 500m 圏域

6-3 課題の抽出

本市は、洪水、土砂災害、地震の災害リスクがありますが、避難所が市内全域に立地しています。このうち市街化区域内はおおむね避難所の徒歩圏域に含まれていますが、美嚢川沿いの一部で 500m 圏域に含まれない地域があります。

一方で、主要な河川周辺に家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されるほか、災害リスクが重複するエリアや、美嚢川沿いに災害リスクの高いエリアが分布しています。

これらのエリアは、人口密度が比較的高く建築物も密集していることから、災害時には多くの被害が予測されます。

このため、当該エリアにおいて、災害リスクの徹底周知、密集市街地の改善等、防災・減災の観点から災害に強いまちづくりを進める必要があります。

表 6-3 災害リスクの課題

分類	課題
洪水	●主要な河川周辺に市街地が形成されており、多くの住民が居住しているため、災害リスクについての情報発信や災害発生時に確実に避難できる防災体制を構築する必要があります。
土砂災害	●市街化区域内に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、引き続き、住民に適切に災害危険性の周知を行っていく必要があります。
地震	●山崎断層帯及び草谷断層が連動して地震が発生した場合、市街化区域内は最大震度 7 の想定地域となっています。このため、住宅等の耐震化を検討していくほか、防災街区課題地域については、安全な避難経路の確保や建築物の建替え促進を図る等、密集市街地の改善を行っていく必要があります。

6-4 誘導区域の精査・見直し

本市の市街化区域内に分布している土砂災害警戒区域については、前述「4-1 (2)」のとおり、必ずしも誘導区域から除外すべき区域ではありませんが、土砂災害は予測が難しく、一瞬にして甚大な被害をもたらすことが想定されるため、都市機能・居住・日常サービスの誘導を行わない区域とします。

(1) 防災まちづくりに関する方針

本計画の誘導方針である「安全・安心な居住地の形成」の実現に向けて、防災機能を強化することで災害に強く、安全で持続可能な都市の形成をより一層推進します。

そこで、三木市国土強靱化地域計画や三木市地域防災計画と連携して災害リスク分析に基づいた防災・減災対策を明らかにし、各種災害に対して更なる安全性を高める取組を着実に実行します。

これらの取組を通じて、市民が安心して暮らせるより安全で強靱なまちを目指します。

(2) 取組内容

取組については、平常時から常に備えておくべき事項であるという考えから、具体的な実施期間は設けず、継続的に実施、改善していくものとします。

● 洪水対策

洪水浸水想定区域内に、不特定かつ多数の者が利用する施設又は特に防災上配慮を要する者が利用する施設がある場合には、施設の管理者等が洪水時に円滑かつ迅速な洪水予報等の情報確保が図られるよう、電子メール等で配信を行います。

内水対策として、ハザードマップの作成に向けて鋭意推進します。

● 土砂災害対策

県と連携し、土砂災害対策事業の推進を図るとともに、土砂災害特別警戒区域等のうち特に危険と思われる箇所について、年1回の頻度でパトロールを実施します。

住民への土砂災害特別警戒区域等の周知や理解向上、土砂災害対策の補助金の周知のための説明を継続して実施します。

● 地震対策

旧市街地の防災街区課題地域については、密集市街地改善パンフレット及び兵庫県密集市街地整備マニュアルに基づき、古い街並み等の歴史的資源の保存と防災対策の両立を図りながら、密集市街地の改善に取り組めます。

市内の住宅については、引き続き三木市住宅耐震化促進事業を実施するとともに、市民に対し、情報提供や耐震化の啓発を行います。

大地震が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の変動予測調査等の実施を兵庫県と連携して行います。

● 減災のためのソフト対策

市ホームページや市公式 SNS 等の様々な媒体を活用し、三木市防災情報マップをはじめとする災害関連の情報提供を継続して行うとともに、3D 都市モデルを活用した市民の防災意識の更なる高揚と防災情報の周知を図り、地域防災力の向上に努めます。

自主防災組織の活動支援を通じて、活動の継続と人材育成・指導を図ります。



3D 都市モデル

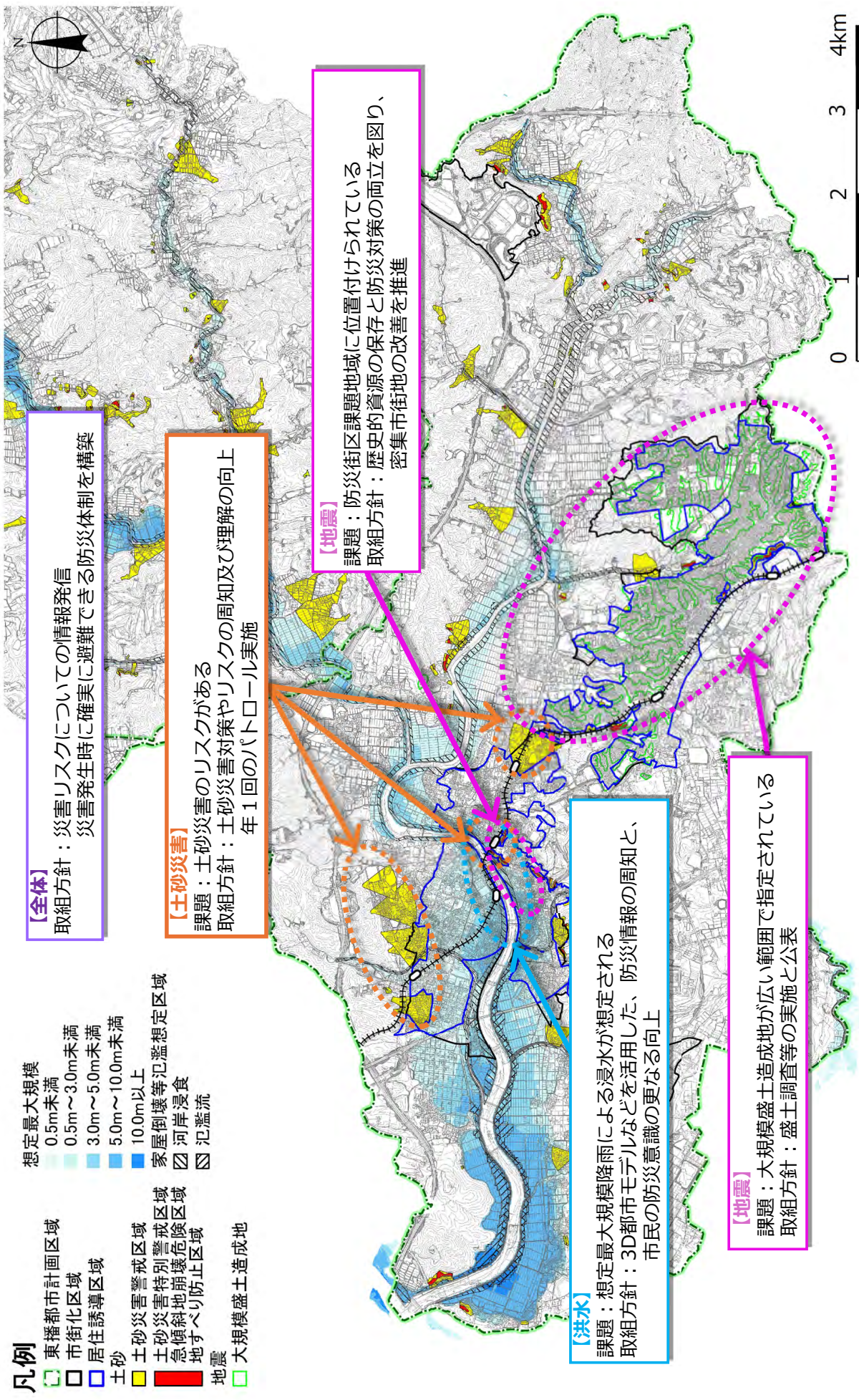


図 6-15 災害リスクの課題を踏まえた防災まちづくりの取組方針

第 2 章

第 1 章

第 3 章

第 4 章

計画の指標と進行管理

第 5 章

第 6 章

第 7 章

資料編

【注意事項】

「播州三木染形紙」

ギャラリー湯の山みち所蔵

©無断での複製、複写、転載を禁じます。



立地適正化計画の効果を検証するため、都市機能誘導、居住誘導、公共交通、防災、財政に関わる評価指標を定めます。

立地適正化計画は、20年後を見据えた10年間の計画であるため、評価指標の目標値は本計画の目標年度である2034（令和16）年度と、それから10年後の2044（令和26）年度に定めます。

さらに、立地適正化計画はおおむね5年ごとに必要に応じて見直すこととなっており、見直しの際の達成状況の評価に必要となるため、5年後の2029（令和11）年度についても目標値を定めます。

（1）都市機能誘導に関する指標

都市機能誘導区域内に現在立地する誘導施設は存続させるという考え方に加えて、誘導施策等の推進により、区域内に立地している誘導施設の増加を目指します。

評価指標	基準値	目標値		
		令和11年度	令和16年度	令和26年度
誘導施設の増加数	—	0施設/5年	1施設/5年	1施設/10年
誘導施設の休廃止の届出件数	—	0件/5年	0件/5年	0件/10年

（2）居住誘導に関する指標

誘導施策等の推進により居住誘導区域内の人口密度について、三木市創生計画で掲げる人口目標値の達成に資する目標値を設定するとともに、居住環境の改善に向けて空き家の増加率を抑制させ、本市の住みやすさの向上に努めます。

評価指標	基準値	目標値		
		令和11年度	令和16年度	令和26年度
人口密度	59.5人/ha	55.0人/haを上回る値	52.3人/haを上回る値	47.1人/haを上回る値
本市の住みやすさの回答割合	84.5%	84.5%を上回る値	令和11年度を上回る値	令和16年度を上回る値
空き家の増加率	—	6.0%/5年	6.0%/5年	12.0%/10年

※基準値：人口密度は令和2年、本市の住みやすさの回答割合は令和5年

（3）公共交通に関する指標

市民の多くは自家用車での移動に依存しています。人口減少に伴って公共交通の利用者の減少も予想されます。さらに高齢化が進む中で、交通弱者に対する交通手段の維持や外出機会を創出するため、利便性の高い公共交通ネットワークの構築を目指します。

評価指標	基準値	目標値		
		令和11年度	令和16年度	令和26年度
市内乗生線各駅利用者数	—	319万人以上	319万人以上	319万人以上
バス1便あたり利用者数	—	12.85人以上	12.85人以上	12.85人以上
公共交通の満足度の回答割合	19.1%	19.1%を上回る値	令和11年度を上回る値	令和16年度を上回る値

※基準値：公共交通の満足度の回答割合は令和5年

(4) 防災に関する指標

激甚化・頻発化する自然災害に対して、防災まちづくりに資する取組を積極的に推進することで、市民の防災意識の高揚を図り、地域防災力の向上を目指します。

評価指標	基準値	目標値		
		令和 11 年度	令和 16 年度	令和 26 年度
防災に関する取組の満足度の回答割合	38.4%	38.4%を上回る値	令和 11 年度を上回る値	令和 16 年度を上回る値
自宅周辺のリスクや避難所把握の回答割合	52.8%	52.8%を上回る値	令和 11 年度を上回る値	令和 16 年度を上回る値

※基準値：防災に関する取組の満足度の回答割合及び自宅周辺のリスクや避難所把握の回答割合は令和 5 年

(5) 財政に関する指標

公共建築物の将来更新等費用の不足額を解消するため、公共施設の再編・複合化による施設の延床面積の縮減を目指します。

評価指標	基準値	目標値		
		令和 11 年度	令和 16 年度	令和 26 年度
公共建築物の総延床面積	—	29.7 万㎡	28.3 万㎡	25.5 万㎡

7-2 進行管理

本計画は、20 年後の 2044 年（令和 26）年度を目標とする長期的な計画であり、社会情勢の変化や誘導施策の進捗状況等に応じて、計画の見直しが必要となります。

そのため、おおむね 5 年毎に以下に示す Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の PDCA サイクルの考え方に基づき、評価指標の目標値や誘導施策の進捗状況を検証し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

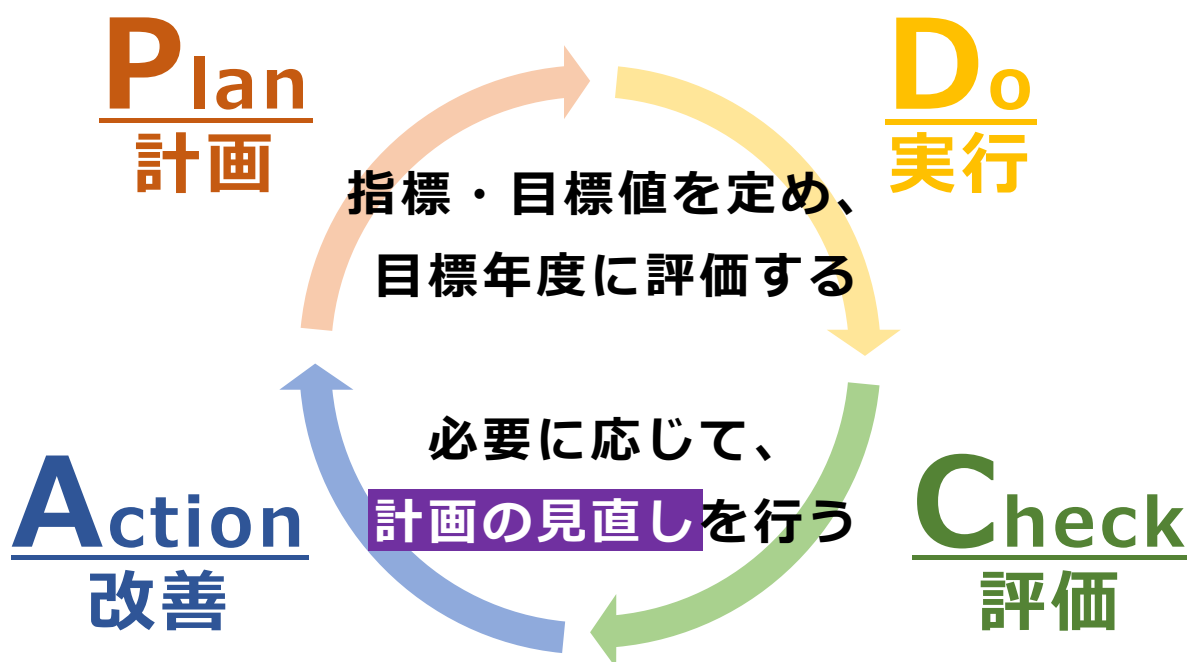


図 7-1 PDCA サイクル

居住誘導区域外、都市機能誘導区域外となる区域では、一定規模以上の住宅や誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合に、市への届出が義務づけられることとなります。

都市機能誘導区域内に既に立地のある誘導施設を休止又は廃止しようとする場合においても、届出が義務づけられます。

なお、本市独自で設定した日常サービス誘導区域における届出義務は発生しません。

また、区域外での建築行為又は開発行為を行おうとする場合に、誘導区域内での立地誘導を図る上で支障があると認められる場合、市は協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行います。

居住誘導区域外で届出が必要となる開発行為・建築行為 (都市再生特別措置法第 88 条第 1 項)	○開発行為	● 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ● 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000㎡以上のもの
	○建築行為	● 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ● 建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

【3 戸以上の住宅開発・建築行為】



【1,000㎡以上の開発行為】



都市機能誘導区域外で届出が必要となる建築行為・開発行為 (都市再生特別措置法第 108 条第 1 項)	○開発行為	● 誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合
	○建築行為	● 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ● 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合 ● 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合
都市機能誘導区域内で届出が必要となる建築行為・開発行為 (都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項)	● 都市機能誘導区域内の誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	

第 2 章

第 1 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

資料編

策定の経緯・用語集

【注意事項】

「播州三木染形紙」

ギャラリー湯の山みち所蔵

©無断での複製、複写、転載を禁じます。



策定の経緯・用語集

資料

1

策定の経緯

年 月	会 議 等
令和 4 年度	
10 月 24 日	第 1 回 立地適正化計画庁内検討委員会
令和 5 年度	
8 月 1 日～8 月 22 日	三木市立地適正化計画策定に関する市民意向調査
9 月 15 日	第 60 回 都市計画審議会
1 月 19 日	第 2 回 立地適正化計画庁内検討委員会
3 月 18 日	第 3 回 立地適正化計画庁内検討委員会
3 月 19 日	第 61 回 都市計画審議会
令和 6 年度	
7 月 9 日	第 62 回 都市計画審議会
7 月 29 日	第 4 回 立地適正化計画庁内検討委員会
11 月 2 日～11 月 23 日	三木市立地適正化計画（案）に関する住民説明会
11 月 22 日	第 63 回 都市計画審議会
11 月 29 日	第 5 回 立地適正化計画庁内検討委員会
1 月 6 日～2 月 4 日	三木市立地適正化計画（案）に係るパブリックコメント・説明会の実施
3 月 10 日	第 64 回 都市計画審議会
3 月 31 日	三木市立地適正化計画 策定

あ行	
空き家バンク	空き家を「売りたい・何とかしたい」人から物件情報を集め、「買いたい・借りたい・活用したい」人へ情報提供するための制度。
インセンティブ	支援や促進をするための具体的な措置や特典のこと。都市機能や居住を誘導するために講じられる、施設整備の際に受けられる補助や金融支援、税制上の優遇措置等がある。
インフラ	「Infrastructure」の略で、生産や生活の基盤を形成する基礎的な構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設等の産業基盤、及び学校・病院・公園等の社会福祉・環境施設がこれに該当する。社会的生産基盤を指す。
SNS	「Social Networking Service」の略で、インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。個人間のコミュニケーションにある。
SDGs	「Sustainable Development Goals」の略で、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030（令和12）年までの長期的な開発の指針。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会の目標のこと。

か行	
会計年度任用職員制度	2020（令和2）年に地方公務員法の改正により新設された非常勤職員の制度のこと。従来の非常勤職員・臨時職員等が会計年度任用職員へ移行した。
開発行為	主として、建築物の建築、特定工作物の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）	想定し得る最大規模の降雨により、堤防が決壊等した場合に、一般的な建築物が倒壊・流出する等のおそれがある区域。 この区域では、屋内での待避（垂直避難）ではなく、避難所等への避難（水平避難）の必要性を判断することが求められる。 また、堤防が決壊し、河川から流れ込む水の力により、一般的な木造住宅が、倒壊・流出するおそれのある区域を「家屋倒壊等反乱想定区域（氾濫流）」、河川の激しい流れにより河岸が削られ土地が流出し、住宅が倒壊・流出するおそれのある区域を「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）」という。
合併特例債	自治体の合併後に一定期間発行可能な特別な借入金のこと。合併後の施設整備や財政支援に利用される。
既存ストック	これまでに整備されてきた道路、公園、下水道や公共施設、建築物等の都市施設のこと。
義務的経費	法令や性質上、支出が義務付けられており自治体が裁量的に減額できない経費のこと。人件費、扶助費、公債費がある。
急傾斜地崩壊危険区域	崩壊する恐れのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れのある地域及びこれに隣接する地域。

か行	
建築行為	建築基準法に規定する建築物を新築、増築、改築、又は移転すること。
公共交通アクセス性	鉄道やバス等公共交通機関へのアクセスの良さを示し、住民が容易に移動できる状態を指す。
公共交通ネットワーク	バスや電車等公共交通の路線網のこと。住民の暮らしに必要な移動手段を提供するために整備されている。
公共施設等総合管理計画	財政負担の軽減、平準化を図り、人口規模や施設の利用需要に見合った公共施設等の適正規模、適正配置を実現し、時代に即した公共施設等を提供するために策定された計画。
高次都市機能	都市機能のうち、日常生活圏を超えた広域の人々を対象に、質の高いサービスを提供する機能のこと。
洪水浸水想定区域	河川の氾濫や局所的な豪雨等によって雨水の排除ができないことによる浸水が想定される区域で、居住の誘導を行うかどうか慎重に判断される地域。
交通結節点	人や物の輸送において、複数の同種又は異種の交通手段の接続が行われる場所。
国勢調査	日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とする統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため5年ごとに行われる。
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。
コミュニティ	特定目的のため、自らの参加を促す機能的集団である。広くには、自治会や町内会等の地域のつながりを持つ共同体等も指す。

さ行	
災害リスク	自然災害によって発生する可能性のある危険のことを指し、地域住民の安全に影響を与える。
歳出	自治体が支出するすべての金額のことを指し、教育、福祉、インフラ整備等に使われる。
歳入	自治体が収入するすべての金額のことを指し、主に税収や国からの支援金等が含まれる。
市街化区域	都市計画によって定められる区域で、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画によって定められる区域で、豊かな自然環境や農地等を守るとともに、無秩序な開発を防ぐため、市街化を抑制すべき区域。
自主財源	自治体自身で収入を得ることができる資金のこと。主に市税等が含まれる。
地すべり防止区域	地すべりのおそれが極めて大きい地域及びこれらに隣接する地域のうち、地すべりを助長・誘発する一定の行為を制限された区域。
垂直避難	地震や津波、台風や豪雨等が起こった際、浸水から逃れるため建物または屋内の2階以上の高さがある場所に移動すること。
スポンジ化	都市の内部において、空き家、空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態を言うこと。

さ行	
3D 都市モデル	三次元で都市の建物や街路、地形を表現したモデルのこと。都市計画や防災において視覚的な分析やシミュレーションを行うことが可能となる。
スマートインターチェンジ	高速道路の既存施設から一般道に出入りできるよう設置された、ETC 専用の簡易型インターチェンジのこと。簡易型 ETC ゲートによる無人料金所として運用されるため、従来の料金所よりも低コストで導入と管理が可能のため、インターチェンジの追加整備が容易で周辺の地域活性化に貢献する施設となる。
生活サービス機能	住民が日々の生活で必要とするサービス。例えば医療、商業、福祉施設等が整った機能のこと。
線状降水帯	次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ 50 ～ 300km 程度、幅 20 ～ 50km 程度の強い降水をとまなう雨域。
総合計画	市と市民が目指すべき市の将来像を共有し、その実現に向かって計画的に行政運営を行っていくための基本的な考え方や目標を示した市の最上位計画。

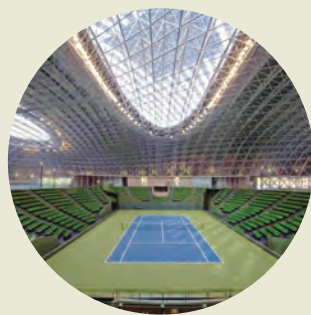
た行	
大規模集客施設	物品販売や飲食、娯楽を提供する大規模な商業施設で、床面積の合計が 6,000㎡を超える施設のこと。
大規模盛土造成地	盛土の面積が3,000㎡以上の谷や沢を埋めた造成宅地、又は盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ盛土の高さが5m以上の傾斜地盤上に腹付けした造成宅地のこと。 地震による盛土内部を滑り面とする盛土の大部分の変動や、盛土と地山との境界面等における盛土全体の地滑りの変動（滑動崩落）被害の可能性がある。
地域公共交通計画	市民の移動手段の確保及び市民生活の利便性の向上を図るとともに、地域の活性化に役立つ新たな公共交通網の構築を図るために策定された計画。
地域資源	地域の特有の歴史や文化、自然環境や農林水産物等を指し、これを活かしたまちづくりが求められる。
DID（人口集中地区）	「Densely Inhabited District」の略で、人口密度が1km ² あたり 4,000 人以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区が該当する。
デマンド型交通	正式には DRT（Demand Responsive Transport: 需要応答型交通システム）と呼ばれ、定時定路線の「路線バス」に対し、事前予約により乗合運行する特徴がある。運行方式や運行ダイヤ、更には発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
転出超過	特定の地域から他の地域に住民が引っ越す人数が多いこと。これが続くと地域の人口減少を引き起こす。
東播都市計画区域	明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町の行政区域の全域、及び西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市の行政区域の一部で構成される都市計画区域。
都市機能	都市自体が持つ機能で、商業・業務・居住・文化・教育・福祉・行政・交通・観光等、市民生活や企業の経済活動に対して影響を及ぼす機能。

た行	
都市機能増進施設	医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものを言う。
都市計画運用指針	自治体が都市計画制度を適切に活用できるよう、都市計画の原則や参考となる考え方、基準等を国が示したもの。本計画でも、誘導区域の設定等において参考としている。
都市計画区域	一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として県が指定する区域。
都市計画区域マスタープラン	都道府県が、都市計画区域ごとに都市計画の目標、土地利用、市街地開発、都市施設、自然的環境等に関して、広域的・根幹的な視点から、都市計画の基本的な方針を定めたもの。
都市計画決定	都市計画法に基づく一定の手続きにより、将来のまちづくりに必要な、用途地域や道路、公園等の都市施設等の都市計画に関する事項について、正式に決定すること。
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備、農林漁業との健全な調和を図るため、都市計画の内容と決定手続き、都市計画制限、都市計画事業等に関する事項を定めた法律。
都市計画マスタープラン	正式には、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第 18 条の 2）という。 市町村が、都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設（道路や公園等）の配置方針等、より地域に密着した都市計画に関する事項を明らかにした都市計画の基本的な方針。
都市再生特別措置法	近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とした法律。
土砂災害警戒区域	土砂災害のおそれがあり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる区域のことで、イエローゾーンとも呼ばれる。
土砂災害特別警戒区域	建築物に破壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる区域のことで、レッドゾーンとも呼ばれる。

は行	
ハザードマップ	防災意識の向上を図り、災害時により的確に行動できることをめざして、洪水、土砂災害による危険度や震度等の情報を示した地図。
扶助費	社会保障制度に関連する支出で、児童・高齢者・障害者・生活困窮者等に対する経費のこと。生活保護費・児童手当等が含まれる。
文化交流施設	文化の促進や地域活性化を図るために設置される施設のこと。公民館や文化会館、図書館等が該当する。
防災街区課題地域	東播都市計画防災街区整備方針における課題地域で、優先的に住民に対して防災・減災に対する知識の普及や意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある区域。

ま行	
密集市街地改善パンフレット	密集市街地の改善に向けて、啓発や情報発信を行うために市が作成したパンフレットのこと。密集市街地のまちづくり方針や、まちづくりの基本的な考えを示している。
メッシュ	網の目といった意味を持ち、100 mメッシュであれば100 m×100 mの四角のことを指す。

や行	
用途地域	建築物が無秩序に混在することを防ぐため、住居、商業、工業等市街地の大枠としての土地利用を定めた13種類の地域。 用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められる。



【注意事項】

「播州三木染形紙」

ギャラリー湯の山みち所蔵

©無断での複製、複写、転載を禁じます。